

ISSN 0388-4279

# 国際関係学部研究年報

第 34 集

2 0 1 3

日本大学国際関係学部

# 国際関係学部研究年報

第 34 集

2013

日本大学国際関係学部



# 国際関係学部研究年報第34集

## 目 次

### 論 文

土岐善磨と中国（一）……………小田切文洋… 1

“即身成仏”再考—身体知から見た真言密教（序）……………渡辺武一郎… 9

### 人質行為防止条約における裁判管轄権規定

—被害者国籍国と被強要国の管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—……………安藤貴世… 19

### 静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究 - II

サケ科1種, カダヤシ科1種およびサンフィッシュ科2種

室 伏 誠

長谷川 勇 司

真 野 光 晃

……………土屋考司… 29

藤 森 純 一

久保田 裕 子

上 田 龍太郎

### 研究ノート

教職課程における実践体験活動……………永塚史孝… 41

# CONTENTS

Toki Zenmaro and China ( 1 ) .....	Fumihiko OTAGIRI ...	1
Body and Enlightenment in Shingon Buddhism-Embodiment of the True Reality .....	Buichiro WATANABE ...	9
The Jurisdictional Provision in “the International Convention against the Taking of Hostages” – A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Jurisdictional Provision of the State whose National is the Victim and that of the State which is the Target of Compulsion – .....	Takayo ANDO ...	19
MORPHOLOGICAL STUDY OF EXTRANEOUS FISHES OF SHIZUOKA PREFECTURE AND NEIGHBORING PREFECTURES- II – One Species of Salmonidae, One Species of Poeciliidae and Two Species of Centrarchidae – .....	Makoto MUROFUSHI Yuji HASEGAWA Mitsuaki MANO Kouji TSUCHIYA ...	29
.....	Junichi FUJIMORI Yuko KUBOTA Ryutaro UEDA	
Practical Study influences on Teacher Education and Preparation Programs .....	Fumitaka NAGATSUKA ...	41

# 土岐善磨と中国 (一)

小田切文洋

## Toki Zenmaro and China (1)

Fumihiro OTAGIRI

### 内容提要：

短歌作家土岐善磨(1885年～1980年)、国語政策和图书馆行政面做出过重大贡献。土岐善磨一生申访问过三次中国。最初的访问是以中国文字改革视察学术代表团团长的身份于1960年3月28日进行了35天的访问。由于这次访问，土岐善磨一行耳闻目睹了中国文字改革的现状，使访问取得了成果，同时满足了土岐善磨自己多年来研究杜甫而产生的亲近感及对中国古典文学的旧情。因此我想对其有关初次访问中国的资料而进行研究与探讨。

土岐善磨は、95歳(1980年没)の長寿を保ち、晩年まで著述を行っていたのでその全貌はまだ明らかにはなっていないだろう。歌人としてばかりでなく、日本・中国の古典にも多くの著作を持つ。日本の古典では、京極為兼と田安宗武がその研究の中心になっている。京極為兼を中心とした京極派の研究は今日大きく進展しているが、田安宗武の研究は必ずしも活発とはいえない。中国の古典では、戦前の『高青邱』(日本評論社、1942年)や訳詩集『鶯の卵』(春秋社、1956年)、また杜甫関連の九冊がある。善磨の中国古典研究もその全体を通して評価されているとはいえない<sup>1)</sup>。著作からも分かるように杜甫の訳注が研究の柱となっているが、1000年にも及ぶ杜甫の研究史の中で位置づけていくには、多くの準備が必要なので、まずは土岐善磨自身の3度の中国訪問という中国との、直接の接点を通して善磨と中国古典との関わりを考えてみたい。本稿では、最初の中国訪問を考察する。善磨の中国訪問は、1960年4月(75歳、中国文字改革視察学術団団長として)、1964年10月(79歳、日中文化交流協会団長として)、1973年3月(88歳、日本文化界代表団団長として)と、70代に入ってから実現している。このうち2回目までは、国交正常化前の訪問であるので、その実現にはいろいろな経緯が

あったものと思われる。最初の訪問時、日本側で交渉を担当したのは、日中文化交流協会である。中国側の窓口になったのは、中国人民対外文化協会(政府の支援を受けた民間外交を促進するための団体)であった。

中国文字改革視察学術団がなぜ組織されたのかそれを直接明らかにする資料はまだ突止めることができていないが、その経緯は状況からおおよそ推測できる。まず同行者だが、有光次郎・倉石武四郎・実藤恵秀・高杉一郎・原富男・松下秀男・宮沢俊義・村尾力・村岡久平の9人である。この中で中国の文字改革について、専門的な著作や論文を中国訪問の前に書いていたのは、倉石武四郎・実藤恵秀(さねとうけいしゅう)・村尾力の3人だけである<sup>2)</sup>。また、中国学者は、この3人に加えて原富男(中国思想史・第1期～5期国語審議会委員・中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会主査委員長)だけである。非専門家が多いうちに見えるが、一行のなかに、エスペラントの高杉一郎(本名小川五郎、日本エスペラント学会評議員)とローマ字運動家の松下秀男(日本のローマ字社事務局長)が加わっていることは注目される。団長でローマ字論者でもある土岐善磨は、中国の文字改革について、現地での体験を通して次のように書いている。「ほくと倉石

教授とは、文字改革の関係者から求められるままに、日本におけるローマ字とローマ字教育、国語審議会の活動状況、および日本における漢語の教学状況という三頂につき、持参した若干の資料を提出して概要を述べる「講話」の機会をあたえられ、中国の文字改革と日本の国語政策とのあいだには、当然に共通点と、特殊な相違点とのあることを、短い時間ながら、あきらかにしたつもりである。」「中国文字改革の方向」『杜甫草堂記』（春秋社、1962年8月、321頁）。この一文から1960年の視察が国語審議会の動向と密接に関わっていることが推測できる。土岐善麿は、官制から法律・制令に基づく組織に改まってからの国語審議会の第1期から第5期（1949～1961年）までの長期にわたって会長を務めている。この期間審議会では、「ローマ字のつづり方」や「送りがなのつけ方」など重要な国語政策が答申されている。一行の中に法学者の宮沢俊義がいるが、宮沢は第1・2期の国語審議会の副会長という経歴を持っている。戦後の国語審議会には、日本語運用の実態に即してローマ字化やカナモジ化など表音化を進め、漢字使用にも制限を加えていこうという改革派（表音派とも呼ばれた）とそれを疑問視する慎重派との対立があり、それが決定的になったのが第5期（1959・3～1961・3）の時である。戦後の国語審議会は発足の当初、互選で委員が選ばれていたため、人事に偏りが生じ（改革派の方が多かった）、両派の意見がかみ合わないまま対立が決定的となり、第5期目に船橋聖一ら五人の委員の脱退という、当時かなりの波紋を呼んだ社会問題にまで発展したのである（戦後の国語審議会の歩みと国語政策の動向については、野村敏夫『国語政策の戦後史』（大修館書店、2006年11月）や安田敏朗『国語審議会一混迷の60年』（講談社、2007年11月）を参照）。新中国での「普通話」の推進と連動した言語運用の簡易化を目指す一連の言語政策が実績を上げてきた時期と重なっているので<sup>3)</sup>、中国での成果を踏まえながら国語審議会での論議に一定の方向を打ち出したいという考えもあって実現した視察と考えてよいだろう。中国側の受け入れについては後述する。

ここで、同行者について簡単に触れておく。

中国の文字改革についての専書を持つ倉石武四郎（第1期から第5期まで国語審議会委員、5期目は副会長を務めている）は、親字を基準とするのではなく、拼音のローマ字綴り順に語を配列した（つまり発音を重視した）世界初の試みである『岩波中国語辞典』を編集している。日中文化交流史で大きな成果を上げた実藤恵秀も「さねとうけいしゅう」とひらがな書きで署名しているように表音派である（土岐善麿と同じ早稲田大学教授、第4期国語審議会委員を務めている）。中国の文字改革問題に一番精通した二人の専門家がともに土岐会長に近い立場だったことは間違いない。前述のようにエスペランティストやローマ字運動家が学術団に参加していることも、この視察が当時国語審議会の主流であった改革派の動向と密接に関わっていたことを裏付ける。このような背景のもとに実現した中国訪問であるが、帰国後に、倉石武四郎「中国の文字改革」学術代表団報告書<sup>4)</sup>・「現地でみた文字改革」<sup>5)</sup>・「中国の文字改革について」<sup>6)</sup>、さねとうけいしゅう「中国のもじかいかくをみて」<sup>7)</sup>・「ほんとうに、どうすすめているか」<sup>8)</sup>、原富男「中国の言語政策の動向」<sup>9)</sup>などの文章が書かれていてそれぞれの内容については委細を略すが、中国の文字改革の現状の報告とともに、それが国語審議会での国語政策とも関わっているという認識が各自に持たれていたことを読み取ることができる（例えば、当用漢字1850字をめぐる中国文字改革委員会から質疑があり日本側がそれに答えている）。

土岐善麿自身の中国の文字改革についての理解は、「漢字が減びなければ、中国はかならず減びる」といった魯迅の悲壮な提言は有名であるが、それは現在のところ、そのままただちに文字改革の「標語」としては用いられず、漢字を捨てるか、ローマ字を採るか、いわゆる二者択一というわけではなく、簡略化によって旧来の漢字の使用を簡便化し、容易にするとともに、ローマ字化による表音化が、漢字の学修をいっそう効果的にする一方、共通語の普及を待って、将来、人民大衆の能力と判断が決定してゆくものと観察される。「二本の足で歩く」、このことばは、「二条腿走（正しくは两条腿走路）」という中国的表現を日本

語ふうに伝えたもので、われわれの滞在中も、各地各方面の事業についていくたびか聞かされたが、文字改革の方針も、こうした慎重な態度のとられていることが、われわれにも実感としてわかった」（前掲「中国文字改革の方向」（318頁））とある通りで、本質に踏み込んだものであったことが分かる。

中国文字改革視察学術団の中国訪問の背景を考えてみたが、中国側はどのように日本からの学術団を迎えたのだろうか。中国社会科学院のサイトで過去の新華社電が検索できるが、日本の学術団に関して、

「新华社六日讯 全国人民代表大会常务委员会委员、中国文字改革委员会主任吴玉章，今天上午接见了日本考察中国文字改革学术代表团团长土岐善麿和全体团员，并进行了亲切的谈话。接见时在座的有中国文字改革委员会副主任胡愈之、韦愨、丁西林。」

「新华社一〇日讯 中国文学艺术界联合会今晚举行酒会，欢迎由土岐善麿率领的日本考察中国文字改革学术代表团。戏剧家欧阳予倩在酒会上致词欢迎日本考察中国文字改革学术代表团来我国访问。代表团团长土岐善麿在酒会上讲了话。他对中国文艺界对于日本人民和日本文艺界在反对日美“安全条约”的斗争中所给予的真诚支持和同情，表示了热情的感谢。他严厉地谴责了岸信介敌视中国的政策。他说，加深同中国的友好关系、早日实现恢复日中两国邦交，保卫亚洲和世界和平，是日本文化工作者的首要的崇高事业。参加今晚酒会的有中国文化界人士胡愈之、韦愨、田汉、梅兰芳、赵朴初、老舍、许广平、吕骥、谢冰心、叶圣陶、萧三、周而复等五十多人。」

「新华社一一日讯 中国人民对外文化协会会长楚图南今天接见了以日本著名语言学家土岐善麿为首的日本考察中国文字改革学术代表团全体团员，并进行了亲切的谈话。接见时，在座的有中国人民对外文化协会秘书长周而复，副秘书长林林、孙平化、北京图书馆副馆长左恭等。接见后，中国人民对外文化协会举行电影晚会，招待代表团全体团员。」

「新华社三日讯 东京消息：日本考察中国文字改革学术代表团一行十人在三日乘飞机回到东京。

代表团团长土岐善麿在候机室举行的记者招待会上说，只有废除了日美“安全条约”，日本才能获得独立。同时，废除“安全条约”同恢复日中邦交和日中文化交流有着不可分割的关系。土岐说，通过这次对中国的访问，他知道了中国人民是衷心渴望同日本人民友好相处的。他并且说，中国绝不会侵略日本。土岐指出，日中两国间的邦交还没有恢复，根源在于岸信介政府所执行的政策。土岐还报告了考察中国文字改革的情况，并且说，这次考察对于日本文字的改革有很多好处。」（中国社会科学网 <http://www.cssn.cn/>）

などの報道があったことが分かる。学術団を迎えた中国側の顔ぶれを見るとそれぞれの分野での重要人物が対応していることが分かり、中国側が慎重な準備をして一行を迎え入れたことが分かる。

帰国間際の土岐団長と記者との応答の報道からも分かるように、60年安保条約の締結で日本の国論が大きく揺れていたなかで条約締結に反対し日中の国交を望む立場として学術団が中国側に迎えられたことが分かる（当時、日本政府は中国敵視政策を取っていた）。報道のなかで、中国の文字改革の視察が、日本の国字問題にも有益であることも伝えている。文字改革委員会の資料を中心に編集された《建国以来文字改革工作编年记事》<sup>3)</sup>の1960年4月2日条に日本の学術団の中国訪問に触れて、「在国语审议会会长土岐善麿率领下，来我国访问。」（125頁）と土岐の身分を記している。学術団が国語審議会の動向と密接に関連していたことは、このような資料からも分かるだろう。当時は民間で日中間の交流を模索をしていた時期なので、国語審議会という公的な活動をしていた土岐善麿や倉石武四郎らを迎えることで中国側は日本での何かしらの反応を期待していたのだろう。

3月28日から5月3日までの35日間に及ぶ学術団の中国滞在中の足どりは、日中文化交流協会事務局長村岡久平の書いた報告書「訪中三五日間の経過」（『中国語』第31号，1962年4月）を基本資料に、前掲の諸氏の報告書類もつき合わせることでかなり詳細にたどることができるが、ここでは土岐善麿の文章を中心にみていくことにする。国交正常化前なので、一行は香港から深圳を

經由して汽車で北京に向かっている。

4月10日に開かれた中国文学芸術界聯合会主催の学術団の歓迎会の列席者については、新華社の報道と、『杜甫草堂記』（37頁）に記すところが重なる。各種の資料からまとめると、土岐善麿をはじめ一行が滞在中に会見した主な人物は、言語や文字の専門家として、丁西林（中国文字改革委員会副主任）、傅懋勳（言語学者）・高名凱（言語学者）・胡愈之（中国文字改革委員会副主任）・季羨林（中国文字改革委員会委員・言語学者）・黎錦熙（中国文字改革委員会委員・言語学者）・陆志韦（言語学者・心理学者）・吕叔湘（語言研究所副主任・言語学者）・倪海曙（中国文字改革委員）・王力（中国文字改革委員会委員・言語学者）・韦憲（中国文字改革委員会副主任）・魏建功（中国文字改革委員会委員・言語学者）・吴玉章（中国文字改革委員会主任、文字改革の実質的な責任者である吴玉章の文章は『文字改革文集』（中国人民大学出版社、1978年12月）にまとめられている）・叶籁士（中国文字改革委員会委員）らがいる。文化界では、馮至・郭沫若・蔣兆和・老舍（1965年初来日した老舍から贈られた揮毫の写真が、『新訳 杜甫』（光風社書店、1970年3月、161頁）に載せられている）・林林（詩人）・吕驥（音楽家）・马少波（劇作家）・梅兰芳・欧阳予倩・田汉・萧三・冰心・叶圣陶らである。

土岐善麿の最初の中国訪問について、自身が記したものは、主に二種類ある。一つは歌集の『四月抄』（東峰出版、1963年2月）と前出の随筆『杜甫草堂記』である。『杜甫草堂記』「はしがき」には、「一昨年の春は、はからずも大陸に渡るを得て、四川省の成都まで赴き、浣花溪のほとりに杜甫草堂を訪うことができた。帰ってから、『新訳 杜甫詩選』第四冊の編集を進めるあいだも、わたくしはたえず楽しかった旅の印象と記憶を追った」（1頁）と記されていて、善麿の旅行時の思いが伝わる紀行文とともに杜甫をめぐるの考証も取りあわせた内容になっている。歌集の『四月抄』は、四部から構成されていて、最初の「大陸小情」に旅行詠全95首が集められている。『四月抄』は、『杜甫草堂記』と補完し合う内容になっ

ており、また歌として表現されている分、文章では伝えにくい善麿の思いが伝わってくる。次の二首などもどのような思いで善麿が中国に旅立ったのかその心情がよく伝わる。

大陸にしかばねのやま血の河となしはてて  
何を 遂げんとせしや  
友情の手はあたたかし さしのべて多くをいわず  
すでにうなづく

旅行詠の中には、忘れ難い人々との出会いも詠まれている。

#### 会談

杜甫のため酒会の席に乾杯す 蔣兆和画伯と  
馮至教授と

その像をかきし画伯の表情が酔眼の前に 杜甫がごとくみゆ

『杜甫伝』も『杜甫選集』もすでに読みたりと 語れば われの訳書もみしという  
特装本に署名してみずからわたされつ 若竹さやぐ北京大学の庭  
偉大なる民族の過去 いま世界の 新しきものとして語るべしと

酒会は、前述の歓迎会のことを言っている。『杜甫伝』と『杜甫選集』は、馮至北京大学教授の著作である。北京で特に会いたい人物はと中国側から聞かれたとき、土岐善麿は「蔣兆和画伯と馮至教授」の二人を挙げている。

蔣兆和（1904～1986）は、民衆の苦しみと平和を願った「流民図」（1943年）などで知られる画家である。歴史上の人物も多く手がかけていて、なかでも杜甫を描いたものは有名である。1959年に描かれた「杜甫像」は、杜甫の研究書にしばしば引かれていて、近刊の吴中胜《杜甫批評史研究》（中国社会科学出版社、2012年4月）もこの「杜甫像」が表紙を飾っている。この蔣兆和について、土岐善麿は「蔣氏は齊白石翁生存中から、すでに中国画壇一方の重鎮として知られている。その杜甫像にほくは、傅庚生著『杜甫詩論』の中で接し、この推重すべき一幅のごとき

を、もし書齋の壁間にかかげることができたら、と思っていたのである」『杜甫草堂記』（184頁）と記している。『杜甫詩選第四』（春秋社、1961年11月）の口絵に蔣兆和の「杜甫像」を掲げているように、「もっとも生活的にいきいきとした現代における代表作」と善麿は高く評価していたのである。

馮至教授との初対面については、『新訳 杜甫』（光風社書店、1970年3月）の「そえがき」（400頁）に次のように記している。

すぐれた杜甫伝の著者として知られる馮至氏は、詩聖における最終的苦難の生活状況を小説ふうのものにまとめ、「白髪間生黒一絲」と題し、一九六二年「人民文学」の四月号に発表されたが、それは杜甫生誕一千二百五十年を記念する詩人教授の創作とみられ、その二月には、詩聖の悲劇的一生における「一種樂觀主義精神」についても、短い論稿を「人民日報」に寄せられた。いまそれを読みかえし、そぞろに一九六〇年春四月、北京大学で初対面のとき、静かに構内を案内されたのち、別れぎわに、『杜甫詩選』の特製版に署名したのを「俗書ですが……」と、学者らしくいって贈られたことも忘れ難い（『詩選』で、馮至は「前言」と264首の編選を担当している）。

上掲の歌と合わせて、土岐善麿が馮至に直接会って一層の好感を持ったであろうことは明らかである。馮至（本名馮承植、1905年～1993年）は、ハイデルベルク大学でノヴァーリスの論文で学位を取得したドイツ文学者で、民国期の新詩の代表的作者でもある。その作品は日本でもすでに紹介されている（秋吉久紀夫訳『馮至詩集』（現代中国の詩人）土曜美術社、1989年11月、馮至自身から序が寄せられている）。善麿の歌にも詠まれているように、馮至には杜甫の専著もあり、杜甫の研究者としても知られている。善麿も『新訳杜甫詩選』や『新訳 杜甫』のなかで、その説を数カ所に渡って引いている。文中に引く「人民日報」掲載の「一種樂觀主義精神」についての論

稿とは、『人間在好詩』と題するもので、現在では吳乾定編《馮至全集 第六卷 杜甫傳 詩与遺產》（河北教育出版社、1999年12月、155頁）に収められていて容易に読むことができる。その結論の部分を引きと次のようになる。

杜甫在旧日的封建时代度过了他的悲剧的一生。无论在什么样的艰苦的情况下他都不曾被社会上的恶势力和自己的贫病所压到，他也不曾采取任何一个方式逃避现实，这是由于他具有深刻的乐观精神。这种乐观精神是从他经历的国家灾难，人民的疾苦和个人的悲剧里锻炼出来的，痛苦越深，爱国爱民的感情就更为深切，写诗也更为努力。正是这个原故，他才创作了许多传诵千古的好诗，影响无数后代的诗人，赢得广大人民的敬爱。

国家の災難や民衆の困苦、また自身の悲劇を体験するなかで鍛えられ、その痛苦が深まる程に国家や民衆への深い感情は一層痛切になり、その力が杜甫を詩に向かわせたと馮至は指摘している。悲惨な現状に立ち向かい、それを受け入れ自身を前向きに向上させていく杜甫の強い精神力を「樂觀精神」と形容したものである。

「白髪間生黒一絲」は、杜甫を主人公とした歴史小説で、張恬編《馮至全集 第三卷 伍子胥 山水》（河北教育出版社、1999年12月、454頁）に収められている。

この作品は、「蘇大侍禦渙，靜者也，旅寓江側，不交州府之客，人事都絕久矣。肩輿江浦，忽訪老夫舟楫，已而茶酒内，余請誦近詩，肯吟數首，才力素壯，詞句動人。湧思雷出，書篋幾杖之外殷殷留金石聲，賦八韻記異，亦見老夫傾倒于蘇至矣。」という小序を持つ「蘇大侍御訪江浦賦八韻記異」と題する杜甫の詩（杜甫の亡くなる一年前の大暦四年（769年、杜甫58歳）の作、詩中に「白間生黒絲」の語がある、仇兆鰲撰『杜詩詳注』（中華書局、1979年、2014頁）を参照）と、蘇渙作として『全唐詩』卷二五五に三首伝わる変律のうち「毒蜂成一窠。高挂惡木枝。行人百步外。目斷魂亦飛。長安大道邊。挾彈誰兒。右手持金丸。引滿無所疑。一中紛下来。勢若風雨隨。

身如萬箭攢。宛轉迷所之。徒有疾惡心。奈何不知幾」「一女不得織，萬夫受其寒。一夫不得意，四海行路難。」の二首を中心に書かれた歴史小説である（馮至は最初の変律の終わりの句を「機」とするが、「幾」と同じで「深深事物的变化的形象，征兆」の意味である（赫世峰主编《增订注释全唐诗》文化艺术出版社，2001年5月）参照）。杜甫と蘇渙の詩に感心したことは、宋代の計有功撰『唐詩紀事』や洪邁撰『容齋隨筆』などにも記されている<sup>10)</sup>。杜甫の詩序にあるように、蘇渙の方から自作を杜甫に示したのは確かだが、それがこの二首であったかは分からないことは馮至自身も『杜甫伝』に記している。蘇渙との出会いが、

一天，有一个名叫苏涣的来拜访他，在茶酒间把他近来写的诗在杜甫面前诵读，杜甫听了，觉得句句动人，小小的船篷里充溢着金石的声音。……这些诗的力量有这样大，使杜甫觉得好像白发里生出黑发，船帘外仿佛听到湘娥在水上悲啼。（前引《馮至全集 第六卷 杜甫传诗与遗产》，149頁）

と、最晩年の杜甫にとり大きな体験であったことを、馮至はこの評伝で指摘しているのだが、研究では踏み込めなかった二人の詩を通じた交流を、現存する蘇渙の詩を活かして具体的に描き出したのが「白髮間生黑一絲」という作品である。蘇渙の示す詩に刺激されて、杜甫の創作欲が高まり、精神が若返っていく。民衆が困苦に喘ぎ自身も多病と貧困の内になりながら、現実を前向きに受け止めていく杜甫を共感を持って描いたのがこの作品である。馮至の描く杜甫の「樂觀主義精神」に土岐善麿がどのような共鳴を覚えたのかおおよそのところ確認できたかと思う。

馮至が土岐善麿にどのような印象を持ったかは分からないが、馮至の全集を閲すると、佐藤普美子教授<sup>11)</sup>に宛てた1984年7月10日付けの書信中に、「您4月12日的信和复印的两份年谱，我早就受到了，没有复信，劳您惦念，除了深感歉疚和请您原谅外，我说不别的话来。/吉川和土岐两位先生由于他们是杜甫的研究者和爱好者，他们几次来华，我和他们都做过有意义的会见和谈话。不

料他们二位在1980年春先后逝世，我当时在北京听到这个消息，甚为哀悼。我想将来写回忆录时，要写他们，以表示我对他们的敬意。您寄给我的资料对我很有帮助，我非常感谢。」（馮姚平编《馮至全集 第十二卷 书信 自传 年谱》河北教育出版社，1991年12月，255頁）とある。吉川幸次郎と土岐善麿の年譜のコピーを佐藤教授が送って来てくれたことへのお礼の一節である。全集掲載の「馮至年譜」を参照すると、死後に刊行された《文坛边缘随笔》（上海书店，1995年8月）に収められた自伝的な内容を含む文章をこの書簡の後、馮至は何篇か書いているが、吉川幸次郎と土岐善麿についての回想の文章は書かれていない。この二人に「敬意」を持ったというのでもし書かれていたら興味深い内容になっていただろう。

北京で出会った人々のなかで、馮至の他、土岐善麿がその交流を細やかに記しているのは、欧陽予倩である。欧陽予倩は、日本への留学経験を持ち、日本とも交流が深いが、なかでも谷崎潤一郎（「上海交友記」1926年・「欧陽予倩の長詩」1957年）との歳月を超えた親交はよく知られている。善麿が揮毫を求めると、欧陽予倩は三首の詩を認めて渡している。善麿はさらに毛筆で書いてもらいたいと願って、欧陽予倩もそれにも応じている。その三首のうちの一つ、

艸堂新構對芳春 杜老當年歷苦辛 借問而今誰繼武 工農億萬盡詩人

の詩に対して、土岐善麿は「新中国では杜甫を「人民詩人」として、その研究がなかなか盛んである。そしていま、その人民の億万が労働者であると同時に、世界平和のため、民族共存のために、詩人的な希望の夢の上に追求し推薦しつつあるという意と解される」『杜甫草堂記』（35頁）と記していて、新中国の未来への期待とも重ねてこの詩を理解していたものと思われる。

北京での調査や会談を終えた後、学術団は、成都、武漢、上海・蘇州・西湖など各地を観光して帰国している。成都では、善麿にとってかねてからの念願であった杜甫草堂や武侯廟など歴史遺跡を見学している。

杜甫草堂では、帰り際、記念に門票まで、係の女性からもらっている。土岐善麿は、門票につ

いて、「またいつ来られるのか、もう来られる機会はないのかと思えば、このザラ紙の小さな一片も、ぼくにとっては旅情をそそる記念である」（『杜甫草堂記』70頁）と感想を記していて、「毎票一人 票价三分」と印刷されたザラ紙の門票の図まで載せている。善麿の静かな感動が草堂訪問の文章からは読みとることができる（門票から、簡体字の普及が実感できる）。成都でゆかりの遺跡を案内したのは、楊明照四川大学教授である。

楊教授は『文心雕龍』の専門家である。楊教授の著した《文心雕龍校注拾遺》（上海古籍出版社、1982年12月）は、「《文心雕龍校注拾遺》是研究《文心雕龍》之版本、校勘、理論淵源以及作者身世一部重要的专著，有极高的参考价值，该书资料丰富，引述完备，所下论断多属有据之论。」（周振甫主編《文心雕龍辭典》中華書局、1996年8月、486頁）と、研究史上の重要著作とされ、現在でも再刊されている。

土岐善麿は、成都の古書店で偶然見つけた『杜詩錢註』とともに『文心雕龍』を求めている。善麿の求めた『文心雕龍』は、黄叔琳注、紀昀評の粵東雙門底芸香堂承刊本を成都で覆刻したものであった。善麿が楊教授にこの本を入手したことを話すと、「先生は半白のあごひげをふるわせつつ、「奇遇奇遇」と喜ばれた」（『杜甫草堂記』67頁）という。そこで、善麿は記念の本に識語を認めることを楊教授にお願いしている。『四月抄』（35頁）にもその経緯が次のように詠まれている。

古書店にたなのほこりを払いつつ はじめて  
ひとり旅情を感ず  
老教授わが買いし古書をよろこびて 識語も  
快く書くべしという

翌日の朝5時半の早い出発にもかかわらず、楊教授は約束どおり識語を認めたその古書を善麿に手渡し、一行を見送っている。識語には、

東歸後定能以研治杜詩之餘從事抉發俾舍人  
（＝撰者の劉勰を指す）書更得大光芒於友邦也

と、杜甫研究のかたわら劉勰の隠れた名著の価

値を善麿が日本で大きく輝かせるだろうと記されていた。土岐善麿が四川で入手した『文心雕龍』は、現在早稲田大学の「古典籍総合データベース」中の土岐文庫に電子化されて一般公開されている。その第四巻の巻末に、楊教授の謹直な手跡を確認することができる（[http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunkol17/bunkol17\\_w0052/index.html](http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunkol17/bunkol17_w0052/index.html)）。

四川の後の各地の訪問について『杜甫草堂記』には、旅の思い出に西湖で柳絮楊花の花びらを拾い集めたことを記すほか特に記述はないが、帰国のまぎわの広州滞在中に石湾で作られた陶製の杜甫像を贈られたことが大きな感激とともに記されている。『四月抄』には、上海での魯迅記念館を訪れた際と思いがけない出会いのあった古書店での詠が収められている。

漢字が減びなければ中国は必ず減びると 説  
きし魯迅の眼の前に立つ  
歴史の中に遂に阿Qを死なしめて なおし  
も生けるものを過去に追う  
ゆくりなく旧知にあえるよろこびよ 上海に  
来て得たる『杜詩説』  
三十年十二巻の稿成りしとき 半銭も著者の  
手にはなかりし（黄生）

最初の詠は、中国文字改革視察学術団団長として親しく文字改革の現状を見た後、中国でのこれからの漢字の運命を思いやった感慨であろう。

『杜詩説』は、清初の人である黄生の三十年に及ぶ杜甫研究が結実した考証の書で、「黄生主张解诗应“以意逆志”，注杜者应深悉其生平，综贯其全集，融会一诗之大旨，而后评其一字一句，方能不失其真精神，故其考证论评颇多精妙之说。因其深通小学，于字词之解，尤多灼见。…黄氏说杜影响甚大，仇兆鳌《杜诗详注》引黄说多至三百餘条。」（张忠纲等编著《杜集叙录》齐鲁书社、2008年10月、281～282頁）と、評価されているように、清朝の杜詩学に大きな影響を与えた書である（『詳注』に引く黄生の説について、善麿自身も『杜甫への道』（光風社書店、1973年7月、481頁）の中で触れている）。この書に巡り会え

たことの静かな喜びが善磨の歌から伝わってくる。上海で購入したこの古書も現在、前述の早稲田大学の土岐文庫に電子化されおり、善磨の手になるとされる朱書きの圈点などを確認することができる。

土岐善磨の最初の中国訪問が、文字改革も含めて、新しい中国の歩みを親しく知ることになったことと合わせて、長年親しんできた中国古典との旧情を充たす充実した体験であったという意味でも大きな成果があったといえる。最後に帰国後まもなく刊行された『新訳杜甫詩選第四』の「はしがき」の一節を引いて、善磨の充たされた思いを確認しておきたい。

思えば、大正末期以来ながいあいだ中国の古典詩に親しんできた。もとより一読者としての境涯においてであり、その一部を日本語に訳してみる作業については、第二冊のおわりにしるしたとおり、いわばじぶんの国語能力をいささかでも進めるためのメモであるに過ぎないのである。今時はしなくも現地の風物に接し、その巡礼の一記念として、この一冊を刊行するとともに、今後いっそう一種の実感をもって中国を観ることのできることは、わたくしの晩年のよろこびとするところで、ひそかに感謝の念を禁じ難い。(3頁)

- 4) 『中国語』(第32号～39号, 1962年5月～1962年12月)
- 5) 『アジア経済旬報』(第439号, 1960年8月)
- 6) 『文学』(第28巻第11号, 1960年11月)
- 7) 『中国語学』(第101号, 1960年7月), 本文で分かち書きのひらがな表記を試みている。
- 8) 『増補 中国の文字改革』(くろしお出版, 1871年9月)
- 9) 『國文學 解釈と教材の研究』(1961年9月), 「漢字・かな問題と教育」と題する国字・国語問題の特集中の一篇として書かれている。
- 10) 杜甫と蘇渙の交流については, 陈貽焮《杜甫評傳(第二版)》(北京大学出版社, 2011年1月, 994～1000頁)も参照。
- 11) 佐藤教授は, 馮至研究を集大成した『彼此往來の詩学—馮至と中国現代詩学』(汲古書院, 2011年2月)を著している。

## 注

- 1) 大野実之助「土岐善磨と中国文学」『短歌』(第27巻第6号, 1980年6月)などの短い文章があるだけである。
- 2) 倉石『漢字からローマ字へ—中国の文字改革と日本』(弘文堂, 1958年), さねとう『中国の文字改革』(くろしお出版, 1958年)など。
- 3) 1956年に「漢字簡化方案」, 1958年に「汉语拼音方案」が公布されている。《文字改革》雑誌編集部編《建国以来文字改革工作編年記事》(文字改革出版社, 1985年10月)などを参照。

## “即身成仏”再考—身体知から見た真言密教（序）

渡辺 武一郎

### Body and Enlightenment in Shingon Buddhism-Embodiment of the True Reality

Buichiro WATANABE

This essay analyzes the beliefs and practices of Shingon Buddhists, both monks and laity, as found at its prominent learning and pilgrimage center located at Mount Koya, Japan. The thesis of this essay is that although religious beliefs and practices function as mutually complementary, Shingon Buddhism in its “lived reality” is primarily prescribed bodily practices contextualized by religious ideas, a necessary but secondary aspect of the religious system. Prescribed bodily practices predominate in establishing the identity and social behavior of Shingon monk and laity.

The central principle shared by Shingon monks and laity is the dictum “attaining enlightenment with this body.” Shingon teachings argue that all things in *samsara* are ultimately various levels of *nirvana* in the form of the “bodies” of *Dainichi Nyorai*, “the source of all reality.” The human body is the starting point and the goal for Shingon practitioners in their search for enlightenment. The human body, when manipulated properly through the carrying out of Shingon rituals, becomes a mirror of *Dainichi Nyorai*'s body, and so enlightenment occurs “with this body.”

Four anthropological theoretical perspectives in the study of religion are utilized to gain insight into and support the thesis that for Shingon Buddhists, “practice is primary” and “enlightenment occurs with this body.”

#### はじめに

“即身成仏”は言うまでもなく真言秘密仏教（以下真言密教）の中心概念であり、空海はその著作においてその仕組みや実現方法について述べると共に、即身成仏の実現性にこそ真言密教の仏教他宗に対する優位性があると主張している。それ故、真言密教では、出家僧侶も在家信徒も個々の宗教活動の根幹として即身成仏をとらえている。

本稿では真言密教の教理と実践について、その信仰及び学習の中心地であり、且つ巡礼の中心地である高野山を中心に、出家僧侶と在家信徒の両者を対象に、特にその身体観について文化人類学の視点から考察するものである。具体的には解釈人類学、シンボリズム、そして“身体の文化人類

学”の視点を通して、真言密教における身体的行の優位性と即身成仏の実現について考えるものである。

一般に宗教信仰において、その教理と実践は互いに相補う関係にあるが、高野山での“生きた”真言密教の実際は、予め儀礼化された身体的行が主であり、教理それ自身は真言密教にとって不可欠なものだが、それはあくまで身体的行の優位性を思想的に支え、補うものとして観察される。つまり、身体的行こそが出家僧侶や在家信徒の存在意義や態度を作り上げるのである。

真言密教において、宇宙の全ての存在は究極的には悟り、或いは真実の顕現であり、それは大日如来の異なる階層の身体の顕現であると考えられる。従って即身成仏を追及する者にとって、身体は全

ての始まりであると共に、すべての帰結点となるのである。真言密教の教えにより儀礼化された身体的行を修める時、真言行者の身体は大日如来の身体の“鏡”となり、“即身”に“成仏”することが可能となるのである。得度、受戒、四度加行、そして伝法灌頂へと続く四段階の儀礼を経験することにより、真言行者は彼らの身体を鏡とし、その鏡に大日如来の身体を写すことにより悟りに至るのである。それに対し、在家信徒は“弘法大師信仰”に包括される身体的行に即身成仏の道筋を求める。即身成仏をその身体をもって実現した空海は、まさしく大日如来のこの世における顕現であり、その“入定”後も高野山奥の院に留まり、その名を呼ぶ全ての衆生を即身成仏へと導くのである（Watanabe 2008）。

### 真言密教における身体的行の優位性

これまで長きに渡って、社会科学では宗教はその教理と実践の相補的な関係により成り立つと考えられてきた（Durkheim 1915; Radcliffe-Brown 1952; Geertz 1966; Tambiah 1985）。教理は思想や宇宙観により、実践は儀軌により詳細に規則化されたものから、口承により習慣化された儀礼により成り立つ。本稿では、この宗教における教理と実践の相補的關係について考察する。真言密教においては、この教理と実践の相補性を“車の両輪”、“鳥の両翼”に例えられ、思想と実践の双修が必要とされる。高野山での初心行者に対する教育においても、この教理と実践の相補的關係及びそれらの双修の必要性が、多くの指導者によって強調されている。真言僧侶と在家信徒にとって、教理は彼らの知性、知識、宇宙観等の宗教的実践の基盤をかたち造り、それは実践としての行を通して彼らの物理的、身体的な現実となる。つまり人々の行為はその思想によるものであり、またその思想はその行動に依ると説かれる。しかし、フィールドワークにより現われてきた高野山における真言密教の“生きた”現実、この教理と実践の相補的關係性を覆すものであった。フィールドワークの中で巡り合った真言僧侶たちは、筆者から真言密教についてフィールドワーク

をしている事を告げられると、皆一様に『行はするのか？いくら本を読んで勉強をしても、実際に行をやらなければ、真言密教はわからない』と諭すように忠告をくれたのである。ここに表れるように、高野山に住む真言僧侶たちと巡礼等で高野山を訪れる在家信徒たちは、その傾向として実践が先であり、教理、或いは思想はあくまでもその行動に意味や理由を見出すためのものである。従って、一般に宗教的な教理と実践は相補的關係として機能するが、高野山を取り巻く真言僧侶と在家信徒に於いては、その相補性が崩され、身体的行が主となるのである。

ここで本稿における“行”という言葉の使用について述べておきたい。本稿で言う“行”とは、物理的、直接的な身体を用いたものを指す。宗教的な実践とは本来身体的な行と心理的な行の両面で行われるものだが、正しい身体的行は即ち正しい心理的行である。そのため本稿では“行”は、予め詳細に至るまで儀軌等で決められた身体的行を意味するものとする。

フィールドワークを通じて露わとなった真言密教の“生きた”実際では、予め儀軌などにより決められた“行”こそがその本質であり、教理、思想などは不可欠なものだが、あくまでも二義的なものに過ぎないと言える。真言僧侶と在家信徒は身体的“行”の追求こそに重きを置き、心理的“行”はそれに続くものである。この点において本稿はロバートソン＝スミス（1889）の主張を継承するものである。

真言密教における身体的行の優位性はその教理、思想によっても支えられている。これは真言僧侶のみならず、積極的に密教儀礼に取り組む在家信徒を“行者”と呼ぶ事にも表れている。“行者”とは、すなわち“行う者”であり、決して“考える者”、“学ぶ者”、或いは“信じる者”では無い。つまり“実践”は“思想”に対して優位である。真言密教ではまず“行者”であることが求められ、“信者”であることは二義的である。

それは、高野山でフィールドワークを行っている最中、多くの真言密教の指導者が、以下のように話している事にも表れている。

「真言密教を本当に理解したいのなら、行をし

なさい。密教の経典などを勉強して、その形而上学を理解する事は当然必要だが、それらを頭で理解しているうちは本当の意味で密教を理解したことにはならない。そこで学んだことを“身体”が体験的に理解して初めて密教を理解したことになる。それは即ち身体を通しての悟りが開かれたということだ。』

本稿では高野山を中心に展開される真言行者の実際について、その教理と実践の両面から考察がなされるが、そこでは常に思想より身体的行に重きが置かれる。それは真言密教の形而上学について考察する際にも同様である。また、数ある真言密教の儀礼の中で、主として二つの儀礼を中心に扱う。真言僧侶については四度加行を、在家信徒に於いては高野詣である。さらに両者に共有される真言密教の中心的思想として、即身成仏と弘法大師入定信仰について考える。

### 文化人類学における仏教研究

これまで文化人類学の視点においてなされてきた仏教研究は、上座部仏教、大乘仏教(密教を含む)の各系統について、必ずしも等しく行われてきた訳ではない。多くの詳細な研究がなされてきたスリランカやタイを中心とする上座部仏教に対して、密教を含む大乘仏教についての研究は遥かに少数と言わざるを得ない。また、金剛乗としての密教に関する研究は、ネパールを中心としたものがいくつかある他は、日本の密教についての研究が少数あるに過ぎない(Gellner 1997)。

これら文化人類学的な仏教研究に於いて、常に研究テーマの中心を占めて来たのは信仰形態としての orthodoxy (正統性) と identity (存在意義) についての問題である(Tambiah 1970; Carrithers 1983; Southwold 1983; Gellner 1990)。

仏教は紀元前5世紀頃に現在のインドで生まれ、その教えは釈尊によって説かれたものである。上座部仏教はその教えが釈尊直伝と言われ、したがって最古且つ最も正統なものであると主張する。現在ではミャンマー、タイ、ラオス、カンボジア、スリランカなどに於いて、その教えが実践されている(Corless 1989:189)。これに対し

大乘仏教は紀元の頃にインドに誕生し、主としてベトナム、中国、韓国、ネパール、チベット、日本などで信仰されている。金剛乗、或いは密教は紀元4世紀頃にインドに現われ、その後中国、チベット、そして日本へと伝わった。しかし、現在はその前期及び中期の形態のものは日本にのみ存在し、後期の形態はチベットの系統にのみ見ることが出来る(松長 1969; 大西 1972; 梅尾 1982)。

文化人類学において上座部仏教が仏教研究の中心を占めてきた理由の一つは、その教えが主として釈尊の説いたものに基づいていることにある(Gellner 1990:95)。上座部仏教の教理と実践は釈尊の教えを基本とし、それはパーリ語の経典を元にしており英訳もされている(Gellner 1990:98; 1992)。その研究はスリランカにおける仏教復興運動(Carrithers 1983)や、シンハリ仏教徒に関するもの(Southwold 1983)、さらには大伝統と小伝統の観点から分析されたもの(Obeyesekere 1963)などがある。また、ミャンマーの仏教徒を心理人類学的に分析したもの(Spiro 1970)や、タイの仏教徒についての継続的な研究(Tambiah 1970, 1976, 1984)も見ることが出来る。

これに対し大乘仏教は上座部仏教と異なり多くの経典が用いられ、且つその宗派により使用される経典が違う事、また、そのほとんどが英訳されていないことなどから、上座部仏教ほどの研究がなされていない(Gellner 1990; 1992)。さらに、大乘仏教徒にとって学び従うべき教えとは、釈尊のみでなく他の多くの菩薩を含めた先達たちに依ることもその一因である(Corless 1989:314)。例えば、浄土真宗ではその信仰及び救済を求める実践の対象は、直接的には釈尊でなく阿弥陀如来である。

大乘仏教の一つとしての密教は、現在は4つの系統としてチベットやネパールに、またネワール仏教の一部として、さらには日本の真言宗、天台宗に見ることが出来る。この中で、チベットに伝わったものとネワール仏教についてはいくつかの文化人類学的研究がなされている(Allen 1973, 1975, 1982; Anderson 1977; Bajracharya

1959; Bajracharya 1986; Bechert and Hartmann 1987; Bennet 1979; Beyer 1973; Bharati 1965; and Blofeld 1974) が、日本の密教、また密教と密接な関わりを持つ修験道については多少の研究がなされている (Blacker 1965, 1975; Earhart 1965, 1970; Gellner 1997)。

### 本稿の考察目的

本稿は文化人類学においてこれまでなされてきた信仰形態としての仏教についての研究を継承し、真言密教に於けるその教えの正統性 (Orthodoxy 或いは Authenticity) について一つの考えを示すものである。

一般に知られているように、真言密教を建てた空海には単なる宗教家に留まらず、一種のカルチャーヒーローとしての側面がある。空海は優れた書家として、ひらがなの考案者として、綜芸種智院の開設者として、社会事業家として、さらには全ての衆生の救済者として、と様々な姿がある。中でも、この救済者としての空海像は、弘法大師信仰として真言宗という一つの仏教の宗派の垣根を越えて存在し、真言宗以外の宗派を信仰する仏教徒にも広く信仰されている。このことは、空海にまつわる説話が日本の隅々に見られることから明らかと言えよう。このように宗派を超えた信仰を集める宗教者は、空海の他には日本に仏教を取り入れた聖徳太子に見られるのみである。

密教はその性質上、その教えの教主を上座部仏教や他の大乘仏教宗派のように釈尊とはせず、法身大日如来そのものであると主張する。この教主の違いは、密教が上座部仏教や他の大乘仏教宗派に対して優位であると主張する要因である。さらに、真言密教ではその開祖である空海は死後もこの世界に永遠に存在し続けて、全ての衆生を救済するとして、その信仰の対象とするに及んでいる。

これらの点を踏まえて、これまでの文化人類学における仏教研究でなされて来た議論を鑑みると、釈尊をその教えの教主としない密教は、その正統性 (orthodoxy) に於いて、非正統的 (unorthodox) と認識されるであろう。また、仏

陀である釈尊が説いた教えには、人間を神格化する事は否定されており、釈尊自身が自らの入滅直前の言葉として、「自灯明、法灯明」と言う言葉を残している。ここに於いて、空海を救済者としてその死後に信仰の対象とした真言密教の正統性についても疑問が起こるのである。本稿ではこれらの疑問点を明らかにする事を試みる。また、これらの疑問点の考察を通して、文化人類学という学問分野に於いて、信仰形態、特に非西欧社会を考察する際に、その正統性を議論する事の妥当性について一つの考えを提起する。

### フィールドワークとその方法

真言密教には数々の系統があるが、和歌山県高野山にある金剛峯寺は総本山である。本研究を行うに当たりフィールドワークの実施地として高野山を選んだのは、空海による開闢以来ここが真言密教の伝統を継承する中心地であるだけでなく、その学習に於いて重要な役割を担っているからである。高野山には真言僧侶を育成する専修学院、真別処、そして高野山大学がある。また、高野山奥の院には弘法大師信仰の中心地である弘法大師廟があり、毎年多くの巡礼者が訪れる。巡礼者にとって弘法大師廟は今でも空海が留身入定している場であり、その信仰を支持する真言宗によりそこへは毎日空海の為の食事が運ばれる。

在家から出家して真言僧侶になる為には、「教相」と呼ばれる真言密教の教学を学ぶのみならず、「事相」と呼ばれる行を修める必要がある。これは四度加行と呼ばれ、毎年高野山大学の加行道場である大菩提院にて行われている。高野山に滞在中には蓮華定院の添田隆昭先生、並びに現高野山大学副学長の武内孝善先生、また現総本山金剛峯寺第412世座主であり高野山真言宗管長猊下の松長有慶先生のご厚意により、高野山大学密教文化研究所研究員として受け入れて頂き、且つフィールドワークの期間中にはこの四度加行にも参加することが許された。高野山大学では将来真言僧侶を目指す僧侶コースの学生と共に、空海のライフヒストリー、真言教学、空海の著作、法式、真言密教の根本経典などに関する授業を聴講した。

フィールドワークデータは、主として幾つかの形式によるインタビュー調査と真言密教のテキスト分析により収集した。また、得度、受戒に始まる真言僧侶となる階梯に実際に参加することにより、エミク的な観点からのデータ収集にも努めた。さらに、共に真言密教を学ぶ初心の行者たちの出来る限り詳細なライフヒストリーを収集すると共に、彼らの真言僧侶となる動機や教相と事相両面での真言教学に対する解釈についても収集した。また、奥の院の弘法大師廟ではそこを訪れる出家、在家両方の巡礼者に対して、多くのインタビュー調査を行った。

## 真言密教

密教は大乗仏教の中で金剛乗とも呼ばれるもので、現在は主としてチベットと日本で信仰され、日本には平安時代に空海によってもたらされた。空海の師である恵果（746-805）まで、金剛乗の教えは二つの流れに分かれて継承されてきた。恵果はこれら二つの系統の金剛乗を初めて両者とも継承し、さらに空海にその両者を授けた。空海は恵果から継承した金剛乗の教えを改めて体系化し、真言密教を作り上げた。後に空海は自らが建てた真言宗の教えが他宗のそれに比べて優れている事から、真言の教えを“密教”と呼び、他宗を“顕教”と呼ぶ事で表現した。

密教とは“秘密仏教”の略称であり、まさにその名称の如く隠された教えである。それに対して顕教は“顕かな教え”である。顕教は釈尊が成道の後に説いた教えであり、スリランカなどで信仰されている上座部仏教やその他多くの大乗仏教がこれにあたる。これに対して、密教はその教えの教主を、悟り或いは真実そのもの、即ち法身大日如来であると説く（松長 1989, 1991）。

空海の説いた真言密教、或いは一般的に密教は、その目的である悟りについての考え方が上座部仏教やその他の大乗仏教と大きく異なる。密教は“即身成仏”を説き、自らのこの身体を伴って今生での悟りの実現が可能であると説く。それは顕教が輪廻転生を繰り返すこの六道世界をネガティブなものとして捉え、そこからの解脱を説くのに

対し、密教はこの宇宙を法身大日如来の顕現ととらえることにより、この六道世界こそが悟りの世界であると主張する（松長 1989, 1991）。つまり、密教の思想では六道世界と悟りは大日如来の顕現の階層的違いとして理解される。また、大日如来こそが全ての仏教の教えの源泉であり、真実そのものの存在であると考えられる。この宇宙は大日如来の顕れそのものであり、密教行者の目的は自らが大日如来の完全なる顕現となり即身に成仏する事である。

しかし、即身成仏の実現には密教における秘密性を理解する必要がある。それは“如来の秘密”と“衆生の秘密”である。密教は単に教えを隠している訳では無く、教えの受け手である我々の都合により、秘密とされるのである。如来の秘密とは、大日如来がその教えの受け手に対して真実を隠してしまう事を言うが、それは受け手である我々がその教えを受けるに値しない、或いはその教えを受ける準備が出来ていない事を理由に秘密とされるものである。準備のできていない者に真実を説くことは、時としてその受け手を傷つけることであり、その為は大日如来はあえて真実を隠すのである。これを如来の秘密と言う。また一方、宇宙そのものである大日如来は時々刻々と真実を説いているが、それを受ける我々が自らの我執により、わが目を覆い、わが耳を塞いでしまうこともある。これを衆生の秘密と言う。従って、真実は我々衆生から隠されているのではなく、我々自身が真実への道を閉ざしてしまっているのである。つまり、真実は受け手が受け入れられる限度に応じて、その姿を露わにするのである（梅尾 1975; 勝又 1981, 2000; 小田 1984, 1985; 松長 1985, 1991; 羽毛田 1996; 藤井 2008）。

## 高野山真言宗と高野山

真言密教はその教えや儀礼の解釈により、主として18の流れに分けることが出来る。各々の流れは金剛峯寺、東寺、大覚寺、仁和寺、長谷寺、智積院などに代表される。それぞれのグループにはその中心的寺院である本山があり、そのグループごとにテキストや儀礼を解釈している。それら

全てのグループを代表する真言宗の総本山が高野山真言宗の本山金剛峯寺である。高野山真言宗の僧侶には16の階梯（僧階）があり、試験等に合格することによりその階梯を上ることが許される。

真言密教の学習及び信仰の中心地である高野山は和歌山県伊都郡に位置し、毎年多くの巡礼者が訪れる。その山頂は4千人余りの人々が生活する小さな盆地になっており、西には真言密教の聖地としての伽藍が、東には弘法大師信仰の中心地としての奥の院と弘法大師御廟がある。また、高野山はその周囲を大小八葉の峰々に囲まれており、古来それらは胎蔵法曼荼羅の中央に位置する大日如来を囲む仏菩薩に例えられてきた（山田 1986; 五来 2002）。

### 空海と弘法大師

空海はその僧侶としての名前である空海と、死後に諡として与えられた弘法大師の二つの名前を持つ。また、時には弘法大師空海と呼ばれたりもする。空海の人生と功績に対する態度は2種類に分かれる（竹内 1997）。その超人的な活躍から、空海の人生は多くの神話や説話により彩られている。そのため伝統的に語り継がれて来たその人生において、実際に起こった“事実”と超人的な活躍を示す“物語”とを明確に区別することが困難と言える。この空海の人生の二面性に対する理解として、歴史的事実を重要視して掘り起こそうというアプローチ（武内 2006）と、神話や説話をも含んで空海という人間を受け入れようという立場がある。フィールドワークから見てきた高野山に関わる多くの人たちの空海に対する理解は、様々な神話や説話受け入れる形で空海像を描いている。従って、一方に於いて物語と認識されるものが、他方においては事実と理解されるのである。つまり、真言密教をエミク的に理解するには、これらの物語を事実とする視点が求められるのである。これらの人々は、空海でも弘法大師でも無く、「お大師様」或いは「お大師さん」という呼び名を多くの場合使っている。それは偉大な師に対する尊敬と、同行二人思想に現われる空海への親近感の表れと考える事が出来る。

また、弘法大師に対する信仰は高野山への巡礼『高野詣』と密接に関係している。それは天台宗の僧慈鎮（慈円）僧正（1155-1225）により、以下のように歌われている。

「ありがたや 高野の山のいわかげに  
大師はいまだ おわしますなる」

この歌にあるように、空海はその死後もこの世界に身体を持って留まり、弥勒菩薩の下生まで全ての生きとし生けるものを見守り続けると信じられている。この信仰により高野山は特別な意味を与えられ、それは今生の浄土、しばしば蜜巖浄土と称される。浄土である高野山はそれを訪れる者の全ての罪を洗い清めるのである。

### 文化人類学的仏教研究の理論分析について

本稿はその理論分析に於いて、サウスウォルド（1983）によるスリランカ仏教についての議論を踏襲するものである。デュルケム（1915）は宗教は信仰と儀礼により成り立っていると提言する。これに対し、サウスウォルドは人々の実際の信仰形態に於いては、“実践”或いは“行”こそがその本質であり、従って文化人類学者は人々の心の中にある“信仰心”或いは“信”ではなく、実際に実践し行う儀礼的側面こそを考察するべきだと主張する。このサウスウォルドの主張は古くはロバートソン＝スミス（1889）にまで遡ることが出来る。ロバートソン＝スミスは多くの非キリスト教社会に於いては、儀礼的に行いこそがその本質であると説く。また、ラドクリフ＝ブラウンは行の信に対する優位性について、以下のように述べている（1952:155）。

何が本当に起きているのかという事は、儀礼と信仰の正当化或いは合理化が、共に調和のとれた全体の部分として発展するのである。しかし発展過程において、実際の行動或いは行動の必要性こそが信仰を支配或いは決定づけているのであり、決してその反対ではない。

本稿では真言密教の実際に於いては、身体的

“行”こそが主たるものであり、それを通して信仰が実感されるのであることを提起する。この行の実践される場として、真言密教では身体に対して格段の注意が払われており、初心の行者に対しては何を何時どのように行うのか、その細部に至るまで事細かに行のやり方が指導されるのである。

ロバートソン＝スミスは更に論を進めて、多くの宗教において信仰と言うような純粹に抽象的な概念は存在せず、代わりに儀礼は神話と結びつき、それはドグマ的な信仰の立場を占めると主張する。このロバートソン＝スミスの考えは説得力もあり論理的であるが、サウスウォルドはこの立場に内在するその実現困難性について指摘している。サウスウォルドは信がその主たる役割を占め、行はあくまでも二義的であるキリスト教プロテスタントの影響により、多くの文化人類学者がロバートソン＝スミスの主張を受け入れることに躊躇したと述べている。さらに、サウスウォルドは近年の文化人類学者の用いた信という概念についての理解に問題があったと指摘する。信という概念そのものが客観的、科学的なものでは無く神秘的なものであり、それ自身において宗教的“信仰”のようなものである(1983:37)。従って、信という概念の定義そのものが一種の信であり、それを脱構築するか率先して使用するか否かは、それぞれの文化人類学者がこの概念に有用性を見出すかに依るものである。

この点においてサウスウォルドは、文化人類学者が人々の内面にある信仰心や心情について明らかにすることの可能性について疑問視するニーダム(1972)と同様の立場をとる。ニーダムは人々の心情、或いは心の中は各個人に固有のものであり、文化的に共有されたものでは無く、文化人類学の目的は人々に共有された心情を明らかにすることであると述べている。また、リーチ(1969)は信仰心とは人々のドグマに対する集合的な解釈であると主張する。そして、それはしばしば個人の解釈とは異なるものである。つまり、ニーダムとリーチの両者の共通認識として、個人の信仰心はその人の心の奥底にあるものであり、最終的には外からは知り得ないものであるという事である。彼らの主眼はデュルケムの言う“集合意識、

集合表象”であり、個人の心理的状態ではない。

仮にデュルケムの立場を採らないとしても、人々の信仰心を明らかにするのは至難の業であろう。何故なら、それはしばしば一貫性を欠くものだからである。ゴンブリッチのスリランカ仏教についての研究に言及しながら、サウスウォルドは「その人の行いが彼が本当に信じていると主張する事と極端に不釣り合いな場合、その人は自身の言っている事を“実際には信じていない”と言う事は至極普通の事だ。」と述べている(1983:148)。

この人々の信仰心を明らかにすることの困難性は、真言密教の僧侶と在家信徒にもあてはまる。実際にはこの信仰心の問題は彼らが最も重要視する事であり、同時に真言密教の宇宙観に直接密接に関わるものである。真言密教において悟りはその人の心の中に起こるのでは無く、即身成仏の言葉が示すようにその人の身体と共に、或いは身体により悟りに至るのである。真言密教ではその人の身体、つまり何をどのように行うか、がその人の心の中、或いは境涯を示すものであると考える。従って、その人は何を考えているかではなく、何をするのかに表れる。また、人ありて真言密教の教えに忠実に従い身体的行を修めれば、その人はその身体と共に悟りに至ることが出来るのである。

真言密教では歩き方、お辞儀の仕方、食べ方などの日常生活の所作を含めて、全ての身体的行について厳密にその行い方が規定されている。これについてモース(1935)は“ボディテクニク”と呼び、エリアス(1978)は“基本的実践”と名付けている。歩き方のような単純な身体的行から、より精緻で複雑な作法に至るまで、全ては個人の欲望の産物ではない(モース 1935:100)。それらは文化的に共有されたものであり、社会的な規範として強要されるものである。真言密教の僧侶や在家信徒の存在意義を規定するのは、最終的には各人のボディテクニクである。高野山大学の大菩提院道場での四度加行で、初心の行者は多くのボディテクニクについて、それらが身に付き自然と行えるようになるまで学び、実践する。この自然で熟達したボディテクニクをモースはハピタスと呼ぶ。周囲の人々に対してより自然に社会的にボディテクニクを表すことが出来れば、

その人のボディテクニックはより一層ハビタスに近づくのである。従って、ボディテクニックをハビタスに昇華させるために、真言行者は日々行を続けるのである。彼らは自然に何も考えずにそれが行えるようになるまで、真言密教のボディテクニックを行じ続けなくてはならないのである。それによりハビタスが身に着くのである。この意味で真言密教の本質は身体的行であると言える。

### 参考文献

- Allen, M. R. (1973), "Buddhism without Monks: The Vajrayana Religion of the Newars of the Kathmandu Valley." *South Asia* 2: 1-14.
- (1975), *The Cult of Kumari: Virgin Worship in Nepal*. Tribhuvan University, Kathmandu: INAS. (Reissued 1987 by Madhab Lal Maharjan, Himalayan Booksellers, Kathmandu.)
- (1982), "Girls' Pre-puberty Rites among the Newars of the Kathmandu Valley." M. Allen and S. N. Mukherjee (eds.) *Women in India and Nepal*. Australian National University Monographs on S. Asia No. 8.
- Anderson, M.M. (1977) [1971], *The Festivals of Nepal*. Calcutta: Rupa.
- Bajracharya, B. R. (1986), *Buddhism of Nepal*. G.M. Bajracharya (tr.). Kathmandu: Ananda Kuti Vihara Trust.
- Bajracharya, P. H. (1959), "Newar Marriage Customs and Festivals." *South-Western Journal of Anthropology* 15: 418-28.
- Bechert, H. and J.-U. Hartmann (1987), "Observations on the Reform of Buddhism in Nepal." *Journal of Nepal [-German] Research Center* 8; 1-30.
- Bennett, L. (1979), *Tradition and Change in Legal Statues of Nepalese Women, (The Status of Women in Nepal, Vol.1, Part 2)*. Kathmandu: CEDA, Tribhuvan University.
- Beyer, S. (1973), *The Cult of Tara: Magic and Ritual in Tibet*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Bharati, A. (1965), *The Tantric Tradition*. London: Rider.
- Blacker, C. (1965), "Initiation in the Shugendo: The Passage through the Ten Stages of Existence." C. J. Blacker (ed.) *Initiation*. Leiden: E. J. Brill.
- (1975), *The Catalpa Bow: A Study of Shamanistic Practices in Japan*. London: George Allen and Urwin.
- Blofeld, J. (1974), *The Tantric Mysticism of Tibet: A practical Guide*. New York: Causeway Books. (Published as *The Way of Power*, 1970, London: George Allen and Urwin.)
- Carrithers, Michael (1983), *The Forest Monks of Sri Lanka: An Anthropological and Historical Study*. Oxford: Oxford University Press.
- Corless, Roger (1989), *The Vision of Buddhism*. New York: Paragon House.
- Durkheim, Emile (1965) [1915], *The Elementary Forms of Religious Life*. New York: Free Press.
- Earhart, H. B. (1965), "Shugendo, the Traditions of En no Gyoja, and Mikkyo Influence." *Studies of Esoteric Buddhism and Tantrism*. Pp. 297-317. Koyasan, Japan: Koyasan University.
- (1970), *A Religious Study of the Mount Haguro Sect of Shugendo: An Example of Japanese Mountain Religion*. Tokyo: Sophia University.
- (1974), Editor. *Religion in the Japanese Experience: Sources and Interpretations*. Belmont, CA: Wadsworth.
- Elias, Nobert (1978), *The History of Manners: The Civilizing Processes*. Vol.1, translated by Edmund Jephcotte. New York: Pantheon Books.
- Geertz, Clifford. (1966), 'Religion as a Cultural System'. in *Anthropological Approaches to the study of Religion*. Michael Benton ed., ASA Monographs, London: Travistock.
- Gellner, David N. (1990), "Introduction: What is the

- Anthropology of Buddhism About?* *Journal of the Anthropological Society of Oxford*. 21/2: 95-112.
- (1997), “*For syncretism. The position of Buddhism in Nepal and Japan Compared*” *The Journal of the European association of Social Anthropologists*. Vol. 5 (3) : 277-91.
- 五来重 (2002), 高野山と真言密教の研究 (山岳宗教史研究叢書)。オンデマンド出版。
- 羽毛田義人 (1996), 空海密教。春秋社。
- 藤井淳 (2008), 空海の思想的展開の研究。トランスビュー。
- 勝又俊教 (1981), 弘法大師の思想とその源流。春秋社。
- (2000), 密教の日本的展開。春秋社。
- Leach, Edmond (1969), *Genesis as Myth and other Essays*. London: Cape.
- (First published in *Proceedings of the Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland*, 1966.)
- 松長有慶 (1969), 密教の歴史。平楽寺書店。
- (1980), 密教経典成立史論。法蔵館。
- (1985), 密教—コスモスと曼荼羅。日本放送出版協会。
- (1991), 密教。岩波書店。
- (1989), 密教—インドから日本への伝承。中央公論社。
- Mauss, Marcel (1979) [1950] [1935], *Sociology and Psychology*. London: Boston and Henley: Routledge and Keagan Paul.
- Needham, Rodney (1972), *Beliefs, Languages and Experience*. Oxford: Blackwell.
- Obeyesekere, G. (1963), “*The Great Tradition and the Little in the Perspective of Sinhalese Buddhism.*” *Journal of Asian Studies*. xxii.
- 大村西崖 (1972), 密教発達史。国書刊行会。
- 小田慈舟 (1984), 十卷章講説 上巻。高野山出版社。
- (1985), 十卷章講説 下巻。高野山出版社。
- Radcliffe-Brown, A.R. (1952), *Structure and Function in Primitive Society*. New York: Free Press.
- Robertson-Smith, W. (1927), *Lectures on the religion of the Semites*. (3<sup>rd</sup> edn.). London: A. and C. Black. (1<sup>st</sup> edition 1889).
- Southwold, Martin (1983), *Buddhism in Life: The anthropological study of religion and the Sinhalese practice of Buddhism*. Manchester University Press.
- Spiro, Melford E. (1982) [1970], *Buddhism and Society: a Great Tradition and its Burmese Vicissitudes*. Berkeley: University of California Press.
- 竹内信夫 (1997), 空海入門—弘仁のモダニスト。筑摩書房。
- 武内孝善 (2006), 弘法大師空海の研究。吉川弘文館。
- Tambiah, Stanly, J. (1970), *Buddhism and the Spirit Cults in North-East Thailand* (Cambridge Studies in Social Anthropology, 2). Cambridge: Cambridge University Press.
- (1976), *World conqueror and world renouncer* (Cambridge Studies in Social Anthropology, 15). Cambridge: Cambridge University Press.
- (1984), *The Buddhist Saints of the Forest and the Cult of Amulets: A Study in Charisma, Hagiography, Sectarianism, and Millennial Buddhism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- (1985), *Culture, Thoughts, and Social Action: An Anthropological Perspective*. Cambridge, Mass. Harvard University Press.
- 梅尾祥雲 (1975), 現代語の十卷章と解説。高野山出版社。
- (1982), 秘密仏教史。『梅尾祥雲全集』第一巻。臨川書店。
- Watanabe, Buichiro. (2008), *Attaining Enlightenment with this Body: Shingon Buddhism*. Tokyo: Asahi Press.
- 山田耕二 (1986), 高野山 (日本の古寺美術)。保育社。



# 人質行為防止条約における裁判管轄権規定 —被害者国籍国と被強要国の管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—

安 藤 貴 世

## The Jurisdictional Provision in “the International Convention against the Taking of Hostages”

### — A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Jurisdictional Provision of the State whose National is the Victim and that of the State which is the Target of Compulsion —

Takayo ANDO

#### Abstract

The International Convention against the Taking of Hostages (1979) created the new bases of jurisdiction which had not been included in the previous anti-terrorism Conventions, such as Hague, Montreal Conventions and the Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons. In specific, the Convention set the basis for the jurisdiction of the State whose national is the victim of hostage-taking and that of the State which is the object of compulsion. This paper aims to clarify the drafting process of these new jurisdictional provisions by examining the primary documents of the Ad Hoc Committee which was tasked to draft the Convention, and those of the Sixth Committee of the UN General Assembly.

The analysis found that the jurisdiction of the State whose national is the victim of the offense, which is based on passive personality principle and was first proposed by France, was the result of compromise between the States which supported its inclusion and those which opposed it. On the other hand, while the establishment of jurisdiction by a State when an international organization of which it is a member is the target of compulsion was included in the initial draft article prepared by the Federal Republic of Germany, the provision was deleted at the proposal of the Netherlands due to the concern about the extension of jurisdiction to a greater number of States, as well as a general concern about the introduction of universal jurisdiction.

#### 1. はじめに

国際テロリズムに対する法的な規制枠組みとしては、テロリズムの国際法上の定義が確立せず、依然として包括的な対テロ条約が成立していないことを主たる背景として、これまでに犯罪類型ごとに13の多数国間条約（以下、テロ防止関連条約）が締結されている<sup>1</sup>。これらの条約は、当該犯罪の防止、処罰のための効果的な措置が必要で

あるとの認識のもと作成され、特に「航空機の不法奪取に関する条約」（1970年、以下、ハーグ条約）以降に締結された条約のうち、「プラスチック爆薬探知条約」（1991年）を除く11の条約はいずれも、その目的に資するために二重構造を有する裁判管轄権を規定している点特徴的である<sup>2</sup>。

管轄権の二重構造とはすなわち、裁判管轄権を規定する条文の第1項において、当該犯罪に対し

直接的な利害関係を有する締約国を列挙した上で、それらの締約国に対し自国の裁判権を設定するため必要な措置をとる義務を課し、同条文の第2項において、容疑者が自国領域内で発見された締約国（以下、容疑者所在国）に対し、第1項に挙げられた締約国に当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる義務を課すというものである。このうち後者の容疑者所在国の管轄権規定は、「引渡すか訴追するか」という、各条約に併せて規定されている容疑者所在国による訴追規定（容疑者を引き渡さない場合には、犯罪が自国の領域内で行われていたものであるかを問わず、自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。）と共に<sup>3</sup>、テロ防止関連条約において核となる規定とされる。更に、この容疑者所在国の管轄権規定を普遍主義に基づくものととらえる見解が、学説上は多数的立場を占めている<sup>4</sup>。他方で、第1項に規定された、犯罪に対し直接的な利害関係を有する締約国は、容疑者所在国に対し、容疑者の引渡しを求める権限を有しており、こうした点から、これらの直接利害関係国は第一次的管轄権を有し、容疑者所在国の管轄権はこれを補完するものとされる。

容疑者の訴追に関し第一次的な管轄権を有する直接利害関係国は、ハーグ条約以降、モントリオール条約（1971年）、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約（1973年）において順次その範囲が拡大されてきた。すなわち、刑法の伝統的な管轄権行使に関する諸原則のうち、犯罪との領域的連関を基礎とする属地主義に基づく管轄権、容疑者との国籍的連関を基礎とする積極的属人主義に基づく管轄権、犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害という連関を基礎とする保護主義に基づく管轄権が規定されたが<sup>5</sup>、最後まで規定されずにいたものが、自国民が犯罪被害者であることを根拠として行使される消極的属人主義に基づく管轄権である。

消極的属人主義に基づく管轄権は伝統的に学説上非常に議論の多い管轄権であり、特に英米法の法体系を有する国家において反対意見が根強い<sup>6</sup>。ここで改めてテロ防止関連条約の管轄権規

定に目を向けると、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の次に締結された「人質をとる行為に関する国際条約」（1979年、以下、人質行為防止条約）において、被害者国籍国の管轄権が一連のテロ防止関連条約の中で初めて導入されており、これを以って管轄権行使に関する刑法の諸原則がテロ防止関連条約において全て出揃ったといえる。更に、この人質行為防止条約においては、被害者国籍国の管轄権の他にも、犯罪の被強要国と犯人たる無国籍者の居住国の管轄権が新たに規定され、本条約の成立により第一次的管轄権を有する直接利害関係国たる締約国の範囲が大いに広がったことが注目される。

以上の点を念頭に、本稿は人質行為防止条約の裁判管轄権規定について検討することを主たる目的とする。具体的には、本条約において新たに規定された管轄権のうち、特に制定過程において議論となった2つの管轄権－①消極的属人主義に基づく被害者国籍国の管轄権、②当該犯罪の被強要国の管轄権－を取り上げ、その起草過程について、条約の作成を担った国連の一次資料を手掛かりとして、詳細に検討・分析する。次章以降の構成は下記のとおりである。2. においては、まず人質行為防止条約の成立経緯について確認した後、同条約の裁判管轄権規定について概観すると共に、同規定に関する先行研究について整理する。3. では、条約の起草に係る一次資料を詳細に検討することにより、本条約に規定された裁判管轄権規定のうち、特に被害者国籍国および被強要国の管轄権がいかに規定されるに至ったかというその起草過程を明らかにする。4. は結論である。

## 2. 人質行為防止条約の概要

### （1）条約の成立過程

人質行為防止条約の起草は、国連総会第31会期（1976年）における西ドイツ（当時、以下西独）外相による一般討論演説（A/31/242）が直接的な契機となっている<sup>7</sup>。これは、人質行為が単に個人の尊厳、安全、基本的人権を侵害するだけでなく、国際関係に対する脅威であると指摘し、同行為を禁止し、犯人を処罰するか処罰のた

めに引渡しを行う条約を国連が起草することを主張するもので<sup>8</sup>、これを受けて、総会決議 31/103 (1976年12月15日)により、条約起草のための35カ国からなるアドホック委員会が設置された。同委員会は1977年から1979年までに計3回の会合を開催したが、このうち第1会期(1977年8月)では、同委員会の審議に先立ち西独から条約草案(A/AC.188/L.3)が提出されていたものの、民族解放闘争の取り扱いをめぐり諸国間で見解の相違が存在したため<sup>9</sup>、具体的な起草作業に入ることができなかった<sup>10</sup>。続く国連総会第32会期(1977年)では、同年11～12月の第六委員会において<sup>11</sup>、各国から本件について、次期アドホック委員会において条約草案を審議することの必要性、テロリズムと民族解放闘争との関係、犯人の処罰と「引渡すか訴追するか」原則の問題などに関する意見が表明されると共に、総会決議 32/148 (1977年12月16日)によってアドホック委員会の委任が更新された。

アドホック委員会第2会期(1978年2月)では、西独により提出された条約草案の逐条審議が行われた後、政治問題が絡む条項を審議する第一作業部会、法技術的な条項を扱う第二作業部会が設置され、後者では審議が進んだものの、前者が対象とする民族解放運動の取り扱いなどについては合意が得られずに終わった。続く国連総会第33会期(1978年)では、同年11月の第六委員会において前回同様に各条項について各国からコメントが出されると共に、再びアドホック委員会の委任を更新する決議案が国連総会により採択され(総会決議 33/19, 1978年11月29日)、それに従いアドホック委員会第3会期が開催された(1979年1～2月)。本会期では、第一作業部会において民族解放の扱いに関する一応の合意が成立し<sup>12</sup>、アドホック委員会は条約草案を採択し、それを国連総会第34会期(1979年)に提出した。同年10～12月の第六委員会では、条約草案全体について議論がなされた後に草案第9条についてのみ分離投票が行われ<sup>13</sup>、その採択を受けて条約全体が投票無しで採択された。最終的には1979年12月17日に、国連総会において人質行為防止条約が採択されるに至ったのである<sup>14</sup>。

## (2) 裁判管轄権規定の概要

本条約はまず第1条において、人質行為について「逮捕・拘禁された者(「人質」)の殺害、傷害又は拘禁の継続をもって脅迫する行為であり、人質解放のための条件として、何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者(国家、政府間国際機関、自然人、法人、人の集団)に対して強要する目的で行うこと(未遂、加担も含む)」と定義する。これまでのテロ防止関連条約は、航空機を対象とする犯罪行為や、外交官など国際的に保護される者に対する犯罪行為に限定されていたが、本条約の成立により、広く民間人を対象とする人質行為が犯罪とされることとなったのである。

同条約第5条は、締約国の裁判管轄権について以下のように規定する。

### 第5条

1 締約国は、次の場合において第1条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 犯罪が自国の国民によつて行われる場合及び自国が適当と認めるときは犯罪が自国の領域内に常居所を有する無国籍者によつて行われる場合

(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

(d) 自国が適当と認めるときは、犯罪が自国の国民を人質として行われる場合

2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において第1条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

本条はまず第1項において、犯罪に対する直接利害関係国として、犯罪行為地国(a号)、容疑者国籍国および容疑者たる無国籍者の居住国(b

号), 被強要国 (c号), 被害者国籍国 (d号) の管轄権を設定し, これらは管轄権行使に関する諸原則のうち, 順に, 属地主義, 積極的属人主義, 保護主義, 消極的属人主義に基づくものである<sup>15</sup>。また, 犯罪行為地国, 容疑者国籍国, 被強要国に対しては裁判権の設定のために必要な措置をとることを義務付けているのに対し, 容疑者たる無国籍者の居住国及び被害者国籍国に対しては, 「自国が適当と認めるときは」という条件が付されており, すなわち裁判権を設定するか否かは任意であり, 当該国が裁量を有している。続く第2項では容疑者所在国に対し, 容疑者を引き渡さない場合に裁判権を設定するために必要な措置をとることを義務付けており, こうした管轄権の二重構造は, 航空犯罪に関するハーグ, モントリオール条約, 及び国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の管轄権規定の設定方式をそのまま引き継ぐものと言える。

### (3) 裁判管轄権規定の起草過程に関する先行研究

本条約に関する先行研究は比較的豊富であるが<sup>16</sup>, このうち管轄権規定について詳細に検証したものとしては, Shubberによる論稿とLambertによるコメントリーが挙げられる。両者は第5条に規定された管轄権について各号ごとに検討しており, 特に被害者国籍国の管轄権を規定する同条第1項d号に関しては, 伝統的に英米法系の国々により反対されてきた管轄権であると指摘した上で, これまでのテロ防止関連条約においては前例の無い新しい管轄権規定であり, 本規定が起草過程においてフランス代表により提案されたものであること, それに対し反対する立場を表明する国家があったものの, 賛成派と反対派の見解の妥協の産物として制定されたものであると指摘している<sup>17</sup>。このうち反対意見を表明した国として, Shubberはイギリス, イランなどを, Lambertはオランダ, イギリスなどを挙げ, これら諸国の見解については一次資料に基づき若干の引用がなされているものの<sup>18</sup>, 果たして反対意見を表明した国はこれらが全てであるのかという点や, これらの国家がどのような理由により仏提案に反対したのか, またいかなる国家が仏提案に

対し賛成意見を表明し, どのような見解の対立を背景として妥協が成立し得たのかまでは先行研究からは必ずしも明らかとはならない。

これに対し, 被強要国の管轄権に関してはその起草過程について, 当初の西独草案は被強要国のみならず, 国際機関が強要の対象となった場合に, その全ての締約国に対して自国の裁判管轄権を設定する義務を規定していた点, 更にオランダが国際機関に関する文言の削除を求める修正案を提出し, 結局その提案が採用されたことがLambertによるコメントリーやNandaによる論稿などにおいて言及されている<sup>19</sup>。しかしながら, Lambertによるコメントリーは, 本修正案を提出したオランダの意図については比較的詳細に述べているものの<sup>20</sup>, このオランダ提案に対し起草過程において各国がいかなる見解を有し, どのような議論が展開されたのかという点までは先行研究からは明らかにならない。

上記の点を念頭に次章では, 条約草案について議論した計3回に及ぶアドホック委員会の報告書や, 国連総会第31～34会期における第六委員会の議事録といった一次資料に基づき, 上記の管轄権規定の起草過程について検証する。

## 3. 裁判管轄権規定の起草過程

西独により提出された条約草案 (A/AC.188/L.3, 以下, 西独草案) は第5条において締約国の裁判管轄権を規定していた。まず同条第1項は, 「自国の領域内または自国に登録された船舶・航空機において犯罪が行われる場合」(a号), 「何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国又は自国が加盟国である国際機関に対して強要する場合」(b号), 「自国の国民により犯罪が行われる場合」(c号) に, 各締約国に対し自国の裁判権を設定するため必要な措置をとる義務を規定する。続いて第2項において, 容疑者所在国に対し, 第1項に規定されたいずれの締約国に対しても容疑者の引渡しを行わない場合, 自国の裁判権を設定するため必要な措置をとることを義務付けている。更に第3項は, 国内法に従って行使される刑事裁判権を排除しないことを規定する。

この西独草案第5条に対し、アドホック委員会第1会期においてフランス及びオランダから修正案が提出された。このうちフランスによる修正案(A/AC.188/L.13, 以下、仏修正案)は、第5条第1項にd号として、「犯罪被害者、すなわち人質が自国の国民である場合」という文言を挿入すること、つまり、消極的属人主義に基づく管轄権を追加することを趣旨とする<sup>21</sup>。これに対し、オランダによる修正案(A/AC.188/L.14, 以下、蘭修正案)は、西独草案の第5条第1項b号から「自国が加盟国である国際機関」という文言を削除することを提案するものである<sup>22</sup>。

### (1) 仏修正案

被害者国籍国の管轄権を追加することを提案したフランスは、本修正案を提出した意図として、西独草案は、締約国が管轄権を設定すべき場合として、当該犯罪の犠牲者が自国民である場合について規定していないと指摘した上で、自国民が人質行為の直接的な被害者である場合に当該国家が管轄権を設定しないのはおかしいと主張する。更に、被害者の国籍に基づく消極的属人管轄権を追加することにより、仏修正案は間隙を埋めることを可能にすると指摘している<sup>23</sup>。仏修正案は主にアドホック委員会第2会期における第二作業部会で審議されたが、各国の見解はこれに反対するものとこれを支持するものに二分される。

#### ① 仏修正案に反対

仏修正案に反対する見解としてオランダは、第一次的な義務的管轄権を有する国家の数を制限すべきとして、そうした国は、犯罪行為地国、容疑者国籍国、被強要国に限られるべきであると主張する。オランダによれば、第一次的な義務的管轄権をより多くの国家に拡張すると、条約により設定された履行システムを弱めることとなり、仮に仏修正案にあるように、被害者国籍国に第一次的管轄権が付与されれば、異なる国籍を有する被害者が複数いる場合には、いかなる国家が当該犯罪に対し管轄権を有するかを決定するのが非常に困難となる<sup>24</sup>。同様の見解としてイギリスは、多くの国家が管轄権を設定する義務を負うこととなる

として、仏修正案の受容は困難とする<sup>25</sup>。

他方でアメリカは、全ての国家が必ずしも消極的属人主義を受容していないことを理由として、仏修正案に対し蘭・英代表により表明された疑問を共有するとしている。更に、全ての国家が同意することが望ましい条約においてこうした規定を導入することに躊躇するとした上で、西独草案第5条第3項が仏修正案の関心を満たすとも指摘する。アメリカによれば、同項は、仏修正案が提示するのと同じ状況(即ち被害者が自国民である場合)において管轄権の行使を許容するものであり、且つ他国に対し消極的属人主義を受容することを強要はしないのである<sup>26</sup>。更にソ連(当時)は、仏修正案を興味深いものであるとしつつ、米代表が指摘するように、国際法や諸国家の国内法を念頭に置き、この種の規定により生じるあらゆる困難を考慮することが必要であるため、本条約ではハーグ、モンリオール条約に規定された方式に従うのが良いと指摘する<sup>27</sup>。

#### ② 仏修正案を支持

先行研究では特段触れられていないものの、一次資料の検討から、仏修正案を支持する立場も存在することが明らかとなる。条約草案を提示した西独は、犯罪行為や、その容疑者・被害者と何らの直接的な関係も有さない国家による補完的管轄権を規定する草案第5条第2項に依拠しすぎることは望ましくないとして、第5条第1項のもとで第一次的管轄権を設定することを求められる国家の数を減らすというオランダ、イギリスの考えは支持できないと述べた上で、自国民が人質とされた場合に管轄権を設定することは自国(西独)の裁判所においては問題ないとして、仏修正案を明確に支持している<sup>28</sup>。また日本は、各締約国が、自国に影響する場合について適切に対処することが可能となるという理由から、被強要国の管轄権とフランスが提案する被害者国籍国の管轄権は望ましいとする<sup>29</sup>。

上記の議論を経て、仏修正案は最終的に、「自国が適当と認めるときは」という条件を付して、アドホック委員会第3会期において採択され、現行条約第5条第1項d号において、被害者国籍

国の裁判管轄権、すなわち消極的属人主義に基づく管轄権が規定されるに至った<sup>30</sup>。

## （2）蘭修正案

西独草案第5条第1項b号は、何らかの行為を行うこと又は行わないことを強要された締約国のみならず、国際機関がそうした強要の対象とされた場合にも、その加盟国に対し管轄権を設定する義務を課している。このうち被強要国の管轄権を規定することに対しては殆ど異論が出されず<sup>31</sup>、蘭修正案は、b号の規定のうち国際機関に関する文言を削除し、強要の対象とされた本条約の締約国に対してのみ管轄権を設定する義務を課すことを趣旨とするものである。オランダ代表は本修正案を提出した意図として、もし強要の対象となった国際機関の加盟国であるというだけで第一次的管轄権を設定するのに十分な理由となるならば、当該犯罪は非常に多くの国家の管轄権の対象となるのであり、それは第5条の有効性を弱めることになることと述べる<sup>32</sup>。蘭修正案も仏修正案と同じく、主にアドホック委員会第二会期における第二作業部会で審議されたが、これを支持する立場とこれに反対する立場に分けて各国見解を整理する。

### ①蘭修正案を支持

蘭修正案を支持する国家として例えばイギリスは、もし国連自身が強要の対象となった場合には、本規定は全ての国連加盟国に当該犯罪に対する管轄権を設定することを義務付けることとなり、これはあまりに行き過ぎであると指摘する<sup>33</sup>。また容疑者所在国は、引渡しを求めるいかなる国連加盟国に対しても引渡しを許容する義務を負うのであり、当該規定は普遍的管轄権を生じさせ、国際社会は本問題について十分に検討する必要があるとの理由から、イギリスは蘭修正案を支持するとしている<sup>34</sup>。

メキシコはイギリスと同じく、普遍的管轄権の導入と、管轄権を有する国家の拡大に対する懸念から蘭修正案を支持している。メキシコは、全ての国際機関は少なからず普遍的なものであるとして、本規定は当該犯罪に対し普遍的管轄権を設定すべきことを提案するものであると指摘する。そ

の上で、そうした管轄権は戦時においては受け入れられるものの、平時において共通犯罪が普遍的管轄権に服すると規定することは行き過ぎのように思われるとも述べる<sup>35</sup>。更に、もし国際機関の全ての加盟国が当該犯罪に対して管轄権を有するならば、容疑者を逮捕した国家は引渡請求の洪水に見舞われるのであり、どの国家による引渡請求が正当化されるかを決定するのが困難になると指摘した上で、単に国際機関の加盟国であるという事実のみでは、その国家に管轄権を付与するのに十分とはいえないと主張する<sup>36</sup>。

蘭修正案を支持する見解は多く見出され、日本は、本規定はあまりに範囲が広すぎ、管轄権の過度な拡張は避けるべきとの考えから<sup>37</sup>、チュニジアは、1つの犯罪が多くの国家の管轄権に晒されることを避けるために<sup>38</sup>、またナイジェリアは、人質行為の際にとるべき政策については国際機関の加盟国は独自に決定することができるとの理由から<sup>39</sup>、いずれも蘭修正案を支持している。

### ②蘭修正案に反対

他方で、蘭修正案に反対する立場として例えばアメリカは、第一次的管轄権の基礎を拡大しても必ずしも国家の責任は減ぜられないとして、本規定を西独草案のままとすべきと主張する<sup>40</sup>。またカナダは、他の国々が管轄権行使を望まないならば、できる限り多くの国家、特に直接的に影響を受けていない国家が管轄権を設定できるようにすべきであるとして、蘭修正案には同意できないとする<sup>41</sup>。更にユーゴスラヴィアは、例えばテロ組織などの容疑者が国際機関に対し何かを強要することによって、ある国家を脅迫するような場合には、本規定は大いに安全を供し得るのであり、こうした理由から本規定は維持されるべきと主張する<sup>42</sup>。

上記の議論を経て、最終的には蘭修正案が採択され国際機関に関する文言が削除されると共に、西独草案第5条第1項b号とc号の順序が入れ替えられ、被強要国のみの管轄権規定として現行条約第5条第1項c号の成立に至ったのである<sup>43</sup>。

#### 4. おわりに

人質行為防止条約における被害者国籍国と被強要国の管轄権規定の起草過程を検証した結果、以下のことが明らかとなる。

西独草案が当初規定していた管轄権を更に拡張することを意図したものが、消極的属人主義に基づく管轄権を新たに規定することを提案する仏修正案であり、起草過程では本修正案に対して2つの立場—当該犯罪に対し管轄権を有する国家の拡大を懸念する第一の立場と、そもそも各国において十分に受容されていない消極的属人主義に基づく管轄権の導入に異義を呈する第二の立場—から反対意見が提示された。

このうち第一の立場として、人質行為の発生において異なる国籍を有する複数の被害者がいる場合に、多くの国家が管轄権を設定する義務を負うことを懸念し、管轄権を有する国家の拡大は却って条約の履行を弱めるととらえるオランダの見解に対し、仏修正案を支持する立場として、容疑者が自国領域内に「所在する」という実質的連関以外に犯罪行為と何らの繋がりも有さない容疑者所在国の管轄権（西独草案第5条第2項）に依拠するよりは、犯罪との直接的な利害関係に基づき、西独草案第5条第1項のもとで第一次的管轄権を有する国家を増やすべきとする西独の見解が対立する構図となっている。

これに対し第二の立場から仏修正案に反対するアメリカは、各国が国内法に従い刑事管轄権を行使することを許容する西独草案第5条第3項の規定により被害者国籍国の管轄権はカバーされるとして、被害者国籍国の管轄権を明示せず第3項に含ましめようと提案したが、最終的に現行条約において規定された消極的属人主義に基づく被害者国籍国の管轄権は、正に仏修正案に対する各国の見解の妥協ないし折衷の上に成立したものとと言える。つまり、被害者国籍国の管轄権を第1項において新たに明示的に規定した点には、仏修正案を支持する立場、すなわち第一次的管轄権を有する国家を拡大しようとする見解が取り入れられている。他方で、被害者国籍国の管轄権を許容的な性質のものとし、すなわち第1項に規定された他の

義務的管轄権と異なり、その設定に関しては各締約国が裁量を有するとした点には、仏修正案に反対する国々の立場と、更には各締約国にその受容を強要しないとして、許容的性質を有する第3項の規定に被害者国籍国の管轄権を含ましめようとしたアメリカの発想が反映されていると言える。

対して、仏修正案とは逆に、西独草案が当初規定していた管轄権を狭めることを意図したものが、強要の対象とされた国際機関の加盟国に管轄権の設定を義務付ける規定を削除することを提案する蘭修正案であり、これを支持する立場、すなわち管轄権の拡大に反対する立場にも、以下の2つの見解が存在する。このうち第一のものは、第一次的管轄権を有する国家の範囲が広がり、管轄権が過度に拡張されることを懸念するものであり、仏修正案に対する第一の反対意見と基本的立場を同じくする。他方で第二の見解は、特に国際社会における大部分の国家が加盟する国連を念頭に、国際機関が強要の対象とされた場合にその全加盟国に管轄権設定を義務付けることとなる本規定を「普遍的管轄権」を設定するものととらえ、普遍的管轄権が国際社会において依然として十分に検討されていないという点から、この規定を削除する蘭修正案を支持している。つまり、仏修正案に反対する第一の立場と、蘭修正案を支持する第一の立場はいずれも、第一次的管轄権を有する国家の拡張に対する懸念をその背景とする点で共通しており、他方で、仏修正案に反対する第二の立場と蘭修正案を支持する第二の立場は、それぞれ消極的属人主義に基づく管轄権と普遍的管轄権そのものに対する懸念から導かれるものと言える。

これらを念頭に、最終的に採択された現行条約の裁判管轄権規定において、許容的性質であるものの消極的属人主義に基づく被害者国籍国の管轄権が第1項において新たに明示的に規定されたこと、つまり西独草案における管轄権規定を更に拡張しようとする仏修正案が採択されると共に、当初西独草案において規定されていた強要の対象たる国際機関の加盟国の管轄権が削除され被強要国の管轄権のみが規定されたこと、すなわち西独草案の管轄権規定を縮小しようとする蘭修正案が採択されたことは、一見相矛盾するように思われる

が、これらは以下のように理解することができる。第一に、各国は当該犯罪の容疑者に逃げ場を与えず、その不処罰を防ごうとする基本的立場では一致していた。つまり、従来のテロ防止関連条約が有する管轄権規定では必ずしも十分ではないとして、その隙間を埋め容疑者処罰のための効果的なシステムを構築するためには、たとえ許容的な規定になろうとも、消極的属人主義に基づく被害者国籍国の管轄権を明示的に規定することにより、現実的に管轄権を行使する可能性がある国家に対し管轄権行使を認めることが有効であると認識していたと言える。他方で、第一次的管轄権を有する直接利害関係国を国連等の国際機関の全加盟国にまで拡大することについては、容疑者所在国に対しあまりに多くの国家から引渡請求が寄せられるかもしれないという現実的な懸念から、多くの国家はこれを「行き過ぎ」であるとしてとらえていた。同時に、そもそも普遍的管轄権へと繋がる可能性のある管轄権を第一次的管轄権として規定するほどには普遍的管轄権に対する諸国の認識が成熟しておらず、更に蘭修正案の採択は、人質行為が第一次的管轄権として普遍的管轄権を設定する必要があるほどの重大な犯罪とは認識されていなかったことの証左であると言える。

強要の対象たる国際機関の加盟国の管轄権は実現しなかったものの、既述のとおり本条約において伝統的な管轄権行使原則に基づく管轄権が全て規定されたことから、本条約の成立を以て、ハーグ条約以降順次拡大してきた国際テロリズムに対する法的な包囲網が一応の完成を見たと言える。しかしながら海洋航行不法行為防止条約（1988年）以降に締結された一連のテロ防止関連条約においては、被害者国籍国のみならず被強要国の管轄権も義務的ではなく任意的な管轄権として規定されており、必ずしもテロ行為に対する管轄権が拡大の一途を辿っているとは言えない。こうした点に対する検討は今後の課題と致したい。

- 1 国連総会決議 A/RES/51/210（1996年12月17日）によりテロ問題に関するアドホック委員会が創設され、包括的テロリズム防止条約の審議が進められているものの、未だに成立には至っていない。13のテロ防止関連条約は成立順に以下のとおりである。①航空機内の犯罪防止条約（東京条約、1963年）、②航空機不法奪取防止条約（ハーグ条約、1970年）、③民間航空不法行為防止条約（モントリオール条約、1971年）、④国家代表等に対する犯罪防止処罰条約（1973年）、⑤人質行為防止条約（1979年）、⑥核物質防護条約（1980年）、⑦空港不法行為防止議定書（1988年）、⑧海洋航行不法行為防止条約（1988年）、⑨大陸棚固定プラットフォーム不法行為防止議定書（1988年）、⑩プラスチック爆薬探知条約（1991年）、⑪爆弾テロ防止条約（1997年）、⑫テロ資金供与防止条約（1999年）、⑬核テロ防止条約（2005年）
- 2 プラスチック爆薬探知条約は管轄権規定を有さない。
- 3 例えばハーグ条約は第4条において裁判管轄権を規定した上で、第7条において容疑者所在国に対し「引渡すか訴追するか」を選択することを義務付けている。
- 4 普遍的管轄権（普遍主義に基づく管轄権）とは、犯罪行為と訴追国との間に、属地主義、属人主義、保護主義においてみられるような領域的連関、国籍的連関、犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害が無くとも、全ての国に当該犯罪の容疑者に対する管轄権行使が認められるとする原則である。容疑者所在国に対し設定された裁判管轄権が普遍的管轄権に基づくものであるかをめぐる諸解釈に関しては、拙稿「国際テロリズムに対する法的規制の構造－“aut dedere aut judicare”原則の解釈をめぐる学説整理を中心に－」『国際関係研究』第31巻第2号（2011年）61-70頁参照。
- 5 ハーグ条約は直接利害関係国として、航空機登録国（旗国主義）、航空機着陸国、航空機賃借人所在国を列挙し、これらの締約国に対し裁判権の設定を義務付ける（第4条第1項）。モントリオール条約では直接利害関係国として、犯罪が行われた領域国の管轄権（属地主義）が新たに規定され（第5条第1項）、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約では容疑者国籍国の管轄権（積極的属人主義）、自国のために任務を遂行する者に対し犯罪が行われた締約国の管轄権（保護主義）が新たに規定された（第3条第1項）。
- 6 域外の自国民に対する権利の侵害は自国の管轄権行使を正当化するには不十分であり、犯罪行為地国の管轄権に委ねるのが良い、消極的属人主義の適用は被害者国籍国による報復的処罰を招く恐れがある等の理由による。Lambert, J., *Terrorism and Hostages in International Law- A Commentary on the Hostages Convention 1979*, Grotius Pub., 1990, p.152.
- 7 条約起草の背景として当然ながら、ミュンヘンオリンピック事件（1972年）や、在ストックホルム西独大使館占拠事件（1975年）を初めとする1970年代の人質行為を主とするテロ事件の増加がある。以下、

本条約の起草過程については、山崎公士「人質行為防止に関する国際条約」『外国の立法』第19巻第4号、1980年、197-199頁；西井正弘「人質行為防止国際条約の成立（一）」、『島大法学』第24巻第1号、1980年、29-32頁；外務省国際連合局企画調整課『国際連合第31回総会の事業』1977年、467-479頁；同『国際連合第32回総会の事業』1978年、238-245頁；同『国際連合第33回総会の事業』1979年、232-239頁；同『国際連合第34回総会の事業』1980年、661-678頁などを参照。

- 8 『国際連合第31回総会の事業』467頁。
- 9 西側諸国は当初から西独のイニシアティブを支持したが、アラブ・アフリカ諸国は人質行為の防止・処罰が民族解放運動を阻害することを恐れ、条約草案の審議自体に慎重な態度を取り、民族解放運動を条約の対象から除外することなどを強く主張した。『国際連合第34回総会の事業』661頁。
- 10 『国際連合第32回総会の事業』238頁、西井前掲論文30頁。
- 11 国連総会の6つの主要委員会のうち、第六委員会は主に法律問題を扱う。
- 12 本条約は「1949年のジュネーブ諸条約及び追加議定書に定義される武力紛争の過程において行われた人質行為には適用されない」とし、かかる武力紛争には、「自決の権利を行使し、人民が植民地支配及び外国による占領に抵抗して、また人種差別体制に抵抗して戦っている武力紛争」をも含むこととされ、条約第12条として規定された。山崎前掲論文198頁。
- 13 第9条は、引渡し請求が人種、宗教、国籍、民族的出身又は政治的意見により容疑者を訴追又は処罰する目的でなされる場合に、容疑者所在国は他国からの引渡し請求に応じてはならない旨規定する。
- 14 U.N. Doc. A/34/819.
- 15 このうちb号の、容疑者たる無国籍者の居住国の管轄権規定は、国籍の連関が存在しない場合に、締約国が容疑者との実質的連関を根拠に管轄権を設定する裁量を認めるものである。山本条太「国際テロリズム規制のための法的枠組」『ジュリスト』No.871、1986年、55頁注3。なおこの管轄権規定は、国連総会第34会期第六委員会の作業部会において追加されたものであり、一次資料の記録にはそれ以上の説明はない。Official Record of the General Assembly Thirty-Fourth Session Sixth Committee, 1979 (以下GAOR, 34<sup>th</sup> Sess. C.6), A/C.6/34/SR.53, p.8, para23; Lambert, *op.cit.*, p.149.
- 16 西井前掲論文、23-46頁；西井正弘「人質行為防止国際条約の成立（二・完）」、『島大法学』第24巻第2・3号、1981年、1-23頁；Lambert, *op.cit.*; Nanda, Ved P., "Progress Report on the United Nations' Attempt to Draft an 'International Convention Against the Taking of Hostages," *Ohio N.U.L. Rev.* vol.89, 1979, pp.89-108; Rosenstock, R., "International Convention

against the Taking of Hostages: Another International Community Step against Terrorism," *Journal of International Law and Policy*, vol.9, 1980, pp.169-195; Shubber, S., "The International Convention against the Taking of Hostages," *BYLL*, vol.52, 1981, pp.205-239; Verwey, W.D., "The International Hostages Convention and National Liberation Movements," *AJIL*, vol.75, 1981, pp.69-92など。

- 17 Shubber, *op.cit.*, p.224; Lambert, *op.cit.*, pp.152-154.
- 18 Shubber, *loc.cit.*, note1; Lambert, *op.cit.*, pp.141-142, 153.
- 19 Lambert, *op.cit.*, pp.141-142; Nanda, *op.cit.*, pp.103-104.
- 20 Lambert, *loc.cit.*
- 21 General Assembly Official Records: Thirty-Second Session Supplement No.39 (A/32/39), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, 1977 (以下 *1st Report of the Ad Hoc Committee*), p.113.
- 22 *ibid.*, p.114. なお蘭修正案はこの提案とは別に、同条第2項に、「これらの締約国のいずれかから引渡しの請求を受けた後に」という文言を追加する提案も含んでいたが、この提案の検討は本稿の対象外とする。
- 23 General Assembly Official Records: Thirty-Third Session Supplement No.39 (A/33/39), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, 1978 (以下 *2nd Report of the Ad Hoc Committee*), p.41, para15.
- 24 *ibid.*, p.39, para6.
- 25 *ibid.*, p.40, para11.
- 26 *ibid.*, p.43, para24. 同様の見解としてスウェーデン同p.43, para27. イランもアメリカと同じ理由で仏修正案を支持できないとする。同p.43, para26.
- 27 *ibid.*, p.44, para29.
- 28 *ibid.*, p.42, para20.
- 29 *Ist Report of the Ad Hoc Committee*, p.85, para10.
- 30 General Assembly Official Records: Thirty-Fourth Session Supplement No.39 (A/34/39) *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, 1979, p.12, para47; GAOR, 34<sup>th</sup> Sess. C.6, A/C.6/34/SR.4, p.5, para20.
- 31 ごく僅かであるが、そもそも被強要国に対し管轄権を規定することに反対する立場としてフランス (*Ist Report of the Ad Hoc Committee*, p.90, para12), 白ロシア (GAOR, 34<sup>th</sup> Sess. C.6, A/C.6/34/SR.13, p.19, para30) など。
- 32 *2nd Report of the Ad Hoc Committee*, p.39, para6.
- 33 *ibid.*, p.40, para9.
- 34 *ibid.*; *Ist Report of the Ad Hoc Committee*, p.88, para5.
- 35 *ibid.*, p.78, para26.
- 36 *ibid.*, p.88, para6.

- <sup>37</sup> *ibid.*, pp.84-85, para9; *2nd Report of the Ad Hoc Committee*, p.43, para25.
- <sup>38</sup> *Official Record of the General Assembly Thirty-Third Session Sixth Committee*, 1978, A/C.6/33/SR.50, p.9, para40.
- <sup>39</sup> *2nd Report of the Ad Hoc Committee*, p.45, para33.
- <sup>40</sup> *ibid.*, p.42, para23.
- <sup>41</sup> *ibid.*, p.44, para30.
- <sup>42</sup> *ibid.*, p.45, para34.
- <sup>43</sup> アドホック委員会第二報告書によれば、当初蘭修正案に反対していた国々がこれに同調した。*ibid.*, p.10, para39; *GAOR 34th Sess. C.6, A/C.6/34/SR.53*, p.8, para23.

## 静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究- II サケ科 1 種, カダヤシ科 1 種およびサンフィッシュ科 2 種

室 伏 誠 \*1  
長谷川 勇 司 \*2  
真 野 光 晃 \*3  
土 屋 考 司 \*3  
藤 森 純 一 \*4  
久保田 裕 子 \*5  
上 田 龍太郎 \*1

## MORPHOLOGICAL STUDY OF EXTRANEIOUS FISHES OF SHIZUOKA PREFECTURE AND NEIGHBORING PREFECTURES- II - One Species of Salmonidae, One Species of Poeciliidae and Two Species of Centrarchidae -

Makoto MUROFUSHI\*1  
Yuji HASEGAWA\*2  
Mitsuaki MANO\*3  
Kouji TSUCHIYA\*3  
Junichi FUJIMORI\*4  
Yuko KUBOTA\*5  
Ryutaro UEDA\*1

Abstract: Morphological characteristics of extraneous fish species living at river basin, lakes and marshes of Shizuoka Prefecture and neighboring Prefectures affected by the human were investigated. Eighty-seven specimens of brown trout *Salmo trutta* (1 specimen) (Salmonidae), guppy *Poecilia reticulata* (47 specimens) (Poeciliidae), black bass *Micropterus salmoides* (11 specimens) (Centrarchidae) and blue gill *Lepomis macrochirus* (28 specimens) (Centrarchidae) were examined. Morphological investigation were counted about numbers of spine and ray of fins, scales, vertebra bones, gill rakers etc., and body sizes. Morphological characteristics of above species indicated usual result mostly. Several unusual results were found at the the number spine of dosal fin in black bass and blue gill. Proportions of the body parts size in young adult of black bass (eye width and head length) and blue gill (body depth and body length) were different with the young and adult size specimens.

\*1 Junior College(Mishima Campus), Nihon University(日本大学短期大学部三島校舎),Mishima, Shizuoka411-8555 Japan

\*2 Hakone-en Aquarium(箱根園水族館), Ashigarashimo-gun, Kanagawa, 250-0522 Japan

\*3 Izu Mito Seaparadise(伊豆・三津シーパラダイス),Numazu,Shizuoka,410-0295 Japan

\*4 Sagamihara Fureai Science Museam (相模原市立 相模川ふれあい科学館), Sagamihara, Kanagawa, 252-0246 Japan

\*5 Advanced Course of Food and Nutrition, Junior College(Mishima Campus), Nihon University,Fomer Student(日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻・卒業生), Mishima, Shizuoka, 411-8555 Japan.

## はじめに

「外来生物」あるいは「外来種」とは、もともとその地域に生息していなかった生物が、人によって意図的あるいは意図しない場合でもあっても人が関わって持ち込まれた生物を言う。我が国は島国であることから、海を越えて海外から日本に持ち込まれた生物はすべて「外来生物」であるが、厳密に言えば本州から北海道など海を隔てた地域への移動についても人により持ち込まれた場合には同様である。

我が国で「外来生物」として知られている種類は多く、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、甲殻類、軟体動物等、植物、細菌やウイルスなどを含め驚くほどの種類数となる。現在、わが国では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、「特定外来生物」として、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、クモ・サソリ類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等そして植物がリストされている。これらは、もともと日本に生息していなかった生物のうち、在来種等に被害を及ぼすものが挙げられている。現在は、「入れない」「捨てない」「拡げない」を3原則として譲渡、譲受け等を厳しく規制している。さらに、生態系等に被害を及ぼす疑いのある外来生物については「未判定外来生物」としてリストされており、許可なく持ち込めないようにしている。いずれにしても、これら外来生物が日本に入る歴史は様々であり、またその経緯も多様である。しかし現実には、新たな外来生物の確認と拡大が進んでおり、在来種で構成されていた生物多様性にも多大な影響を与えている。一般にも知られるようになったこれら帰化動植物あるいは移入種と呼ばれていたこれら生物は、英語で「Alien Species」と呼ばれている<sup>1)~3)</sup>。

静岡県における外来生物については、様々な調査、文献をまとめ、2011年に(財)静岡県文化財団が静岡県に侵攻する生物の実態を一冊にまとめた<sup>4)</sup>。そこに記載された種類数は予想をはるかに超えたものであった。本研究は、特に魚類を中心とした、静岡県及び隣接する県に生息する外来性魚類（以下外来魚）の生息とそれら魚類の形態形

質的特徴について調査を行っている。本報では、第I報<sup>5)</sup>に続き、前回採集することができなかった地域を含め新たに採集した外来魚について、生息地および各個体の形態的特徴等を調査した。

## 材料および方法

本研究に用いた外来魚類の供試魚は、静岡県、神奈川県、山梨県の河川、湖、池等において採集した次に示す4種類である。各供試魚は採集後直ちに冷凍保存し、研究室に持ち帰り、同定等の作業を行った後、形態形質を計測した。

種の確認と形態形質の計測を行った供試魚は、サケ目 (Salmoniformes) サケ科 (Salmonidae) に属するブラウントラウト (*Salmo trutta*, 原産地: 一般にヨーロッパ・アジアから北極付近まで、河川型 (*fario*) と降湖型 (*lacustris*) はブラウントラウト、降海型 (*trutta*) はシートラウトと呼ばれている) と、カダヤシ目 (Cyprinodontiformes) カダヤシ科 (Poeciliidae) グッピー属 (*Poecilia*) に属するグッピー (*Poecilia reticulata*, 原産地: 南米北部のトリニダド、小アンチル諸島、ベネズエラ、ブラジル、コロンビア、ギアナ)、さらにスズキ目 (Perciformes) サンフィッシュ科 (Centrarchidae) に属するブラックバス (オオクチバス) (*Micropterus salmoide*, 原産地: ミシシッピ水系を中心とした北アメリカ南東部) およびブルーギル (*Lepomis macrochirus*, 原産地: 北アメリカの中部・東部に広く分布) の3目3科4種である (図-1, 表-1)。採集標本の同定にあたっては、魚類の形態と検索<sup>6)</sup>、新日本動物図鑑[下]<sup>7)</sup>、日本産魚類大図鑑<sup>8)</sup>、原色魚類大図鑑<sup>9)</sup>、原色日本淡水魚類図鑑<sup>10)</sup>、日本産魚類検索全種の同定<sup>11)</sup>、日本の淡水魚<sup>12)</sup>等を参考にした。

これら4種類の供試魚の採集は、2011年5月から2012年9月の間に行った。それぞれの採集地および採集個体数は、次のとおりである。ブラウントラウトは、神奈川県箱根町須雲川の上流より1個体採集した。グッピーは同県箱根町仙石原(温泉)より47個体採集した。ブラックバス(オオクチバス)は、静岡県伊東市一碧湖6個体、同県田貫湖より5個体の合計11個体を採集した。

ブルーギルは、静岡県伊東市一碧湖6個体、同県田貫湖2個体、同県伊豆の国市長池より8個体、同伊豆の国市長瀬溜池より7個体、山梨県精進湖より4個体、同県西湖1個体の合計28個体を採集した。4種の合計は87個体である。

計測は、冷凍保存した供試魚を解凍の後、各形態形質について測定を行なった。測定項目は、背鰭条数(D)、臀鰭条数(A)、胸鰭条数(P1)、腹鰭条数(P2)、側線有孔鱗数(LLp)、縦列鱗数(LR)、側線上方横列鱗数(TRa)、側線下方横列鱗数(TRb)、鰓耙数(GR)、脊椎骨数(V)とした(表-2)。さらに、体形的な特徴を得るため、各個体の吻長、眼径、両眼間隔、上顎長を計測し、これらが頭長に占める割合、頭長、背鰭前長、肛門前長、体高、尾柄長、尾柄高、胸鰭長、腹鰭長を計測し、これらが体長に占める割合を求めた。なお、グッピーについては体が小さいため一部の計測を省略した。

## 結果および考察

### 1. 形態形質の特徴

調査を行った4種87個体の供試魚の測定結果を魚種別、採集地別にまとめ表-1に示した。各供試魚の形態形質を測定した結果を表-2に示した。ブラウントラウト、グッピーの鰭条数等はほぼ上記図鑑等に記載されている範囲内であった。しかし一部の計数に、記載値と比べ若干の違いもみられた。一方、ブラックバス(オオクチバス)においては、図鑑等に記載されている背鰭棘数が10棘であるのに対し、田貫湖で採集した個体で11棘のものがあつた。この個体は、外見上特に奇形というものではなく、幼魚期に受けたと思われる外傷の痕跡も認められなかったことから、1棘多い個体と判断した。前回の田貫湖の供試魚では背鰭棘数がすべて10棘であつたが、今回の田貫湖の調査では11棘の個体が1個体あつた。前回の調査では、芦ノ湖産に1個体11棘である個体もみられている。今回の田貫湖より採集された個体は2例目である。前回の供試魚も含め、背鰭棘数が10棘の個体は40個体、8棘が1個体、11棘が2個体確認されたことになる。一方ブルーギ

ルにおいては、図鑑等に記載されている背鰭棘数は10ないし11棘であるが、今回の調査で一碧湖、城池、長瀬溜池で背鰭棘数が9棘の個体が各1個体が確認された。一碧湖ではさらに背鰭棘数が12棘の個体が認められた。前回の調査個体を含め計63個体の中で、背鰭棘数が10なし11棘の個体が57個体、9棘が5個体、12棘が1個体確認された。これらのことから、図鑑等に記載されたブラックバス(オオクチバス)とブルーギルの背鰭棘数については、記載された数よりも変異幅が大きいことが明らかとなった。

### 2. 体型的特徴

次に各魚種の体形的な特徴を見るために、ブラウントラウトでは頭長、背鰭前長、体高、胸鰭長、腹鰭長が体長に占める割合を求め、グッピーでは頭長が全長に占める割合を求めた。さらに、ブラックバス(オオクチバス)、ブルーギルでは、吻長、眼径、両眼間隔、上顎長が頭長に占める割合、および頭長、背鰭前長、肛門前長、体高、尾柄長、尾柄高、胸鰭長、腹鰭長が体長に占める割合をそれぞれ求め、各採集地別に記載した(表-3)。

ブラウントラウトとグッピーについては採集地域が今回の調査ではそれぞれ1箇所であり、かつ前回の調査で得られたデータと比較した結果、有意な差はなかった。一方、ブラックバス(オオクチバス)とブルーギルについても地域差による有意な差は認められなかった。しかし、今回の調査で若魚における眼径が頭長に占める割合において、ブラックバス(オオクチバス)では一碧湖産のものが20.3%、田貫湖産のものが19.1%であり、これを、第I報<sup>5)</sup>の成魚13.7%、幼魚23.1%の中間的な値が得られた。すなわち、ブラックバス(オオクチバス)は、成長に伴って、眼径が頭長に占める割合を減少させ、外観的には、小さい個体ほど眼径が大きいことがわかる(表-4-1, 4-2)。

一方、ブルーギルは前回8地域、今回6地域の供試魚において形態的な顕著な差異は認められなかった。本種は文献<sup>12)</sup>によると、生後約1年までの幼魚では、やや細長く、成長するにつ

れ、体高は高くなると記載されている。今回調査した供試魚の小型の個体とやや大型の個体で体高が体長に占める割合を比較すると、体長が小さい62.0～73.2mmのグループは、体長が大きい99.5～131.1mmの個体と比較し上記記載と一致した（表-5）。

### 3. まとめ

今回2回目の採集調査を行った結果、得られた形態的特徴において、静岡県及び近隣の県の河川、湖沼に生息する外来魚類であるブラウントラウト、グッピーにおいて地域的に有意な違いを示す形質はなかった。しかし、ブラックバス（オオクチバス）においては、すでに第1報で指摘した、背鰭棘数の変異幅に偏りがある点は同様に観察された。次に、成長に伴う体形的な違いが頭長と眼径の割合において違いがみられた。前回調査した供試魚は大きさとしては成魚と幼魚であったが、今回調査した若魚サイズでは、ちょうどその中間的な数値が得られ、成長に伴う頭長と眼径の割合の変化が、幼魚・若魚・成魚と成長するにしたがって変わることがより明確に認識された。鰭条数においては、記載と異なる数を示した供試魚がわずかであったが認められた。ブラックバス（オオクチバス）とブルーギルの背鰭棘条数に記載よりも多いあるいは少ない個体が認められた。

自然の環境において、生物種が何らかの理由で生息域を広げることはよく知られている。しかし、外来生物として問題となっている種は、人がその移動に何らかの形でかかわることにより、生息域が広がることを意味し、もともとそこに生息していた生物種を捕食するなど、その影響は生物多様性にかかわる問題として考えなければならない。2回の報告で示したブラウントラウトは、食用及び遊漁として持ち込まれたもので、さらにブラックバス（オオクチバス）やブルーギルは遊漁として、また、グッピーは趣味の魚として持ち込まれたものである。放流などにより隔離された水域の中で生き続けるこれら魚類が、今後どのように生息していくことになるかは、これからの人々の対応に大きく影響されるように思う。

## 謝 辞

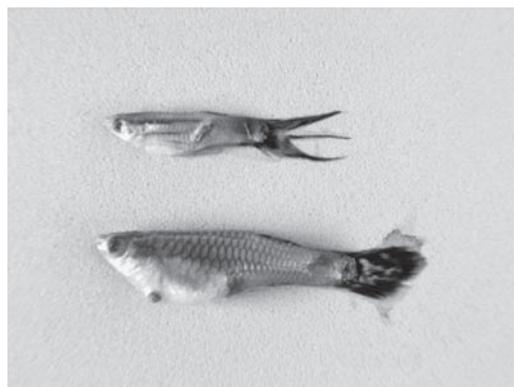
終わりに臨み、本調査を行うに当たり、供試魚の採集にご協力いただいた、神奈川県箱根町立森のふれあい館館長石原龍雄氏に対し感謝申し上げます。本研究の一部は、日本大学国際関係学部生活科学研究所研究費によった。記して謝意を表する。

## 文 献

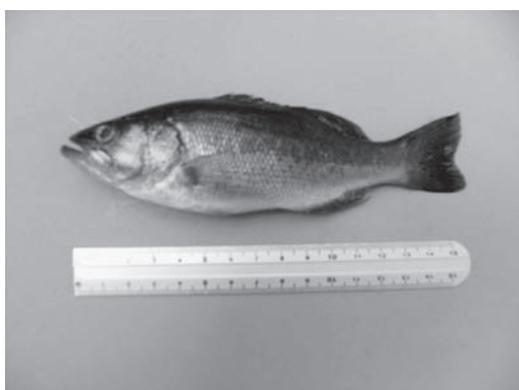
- 1) 松井正文 外来生物クライシス, 小学館 101 新書, p254 (2009)
- 2) 池田透 外来生物が日本を襲う, 青春出版社, p205 (2007)
- 3) 村中孝司, 石濱史子 外来生物の生態学, 文一総合出版, p375 (2010)
- 4) (財)静岡文化財団 恐るべし 外来生物-しずおかに侵攻する生物の実態-, 創碧社, p265 (2011)
- 5) 室伏誠, 長谷川勇司, 真野光晃, 土屋考司, 藤森純一, 中安美咲, 上田龍太郎 静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究-I, サンフィッシュ科2種、サケ科2種およびカダヤシ科1種, 日大国際研究年報, 第33集, pp45-56 (2012)
- 6) 松原喜代松 魚類の形態と検索 I, II, III, 石崎書店, p1605 (1955)
- 7) 岡田要, 内田清之助, 内田亨 新日本動物図鑑[下], 北隆館, p763 (1965)
- 8) 益田一, 尼岡邦夫, 荒賀忠一, 上野輝禰, 吉野哲夫 日本産魚類大図鑑, 東海大学出版会, p 466 (1984)
- 9) 阿部宗明 原色魚類大図鑑, 北隆館, p1029 (1987)
- 10) 宮地傳三郎, 川那部浩哉, 水野信彦 原色日本淡水魚類図鑑, 保育社, p462 (1978)
- 11) 中坊徹次 日本産魚類検索 全種の同定第二版, 東海大学出版会, p1748 (2000)
- 12) 川那部浩哉, 水野信彦 日本の淡水魚, 山と溪谷社, p508 (1989)



1



2



3



4



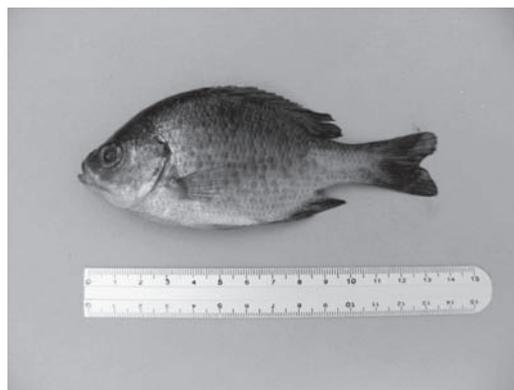
5



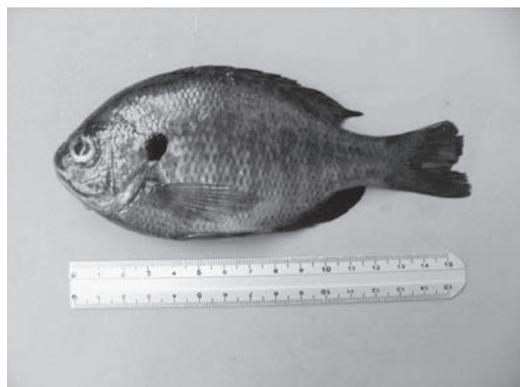
6



7



8



9



10

図-1 各地域から採集した No. 1 : ブラウントラウト (神奈川県箱根町須雲川), No. 2 : グッピー (雄 : 上段, 雌 : 下段) (神奈川県箱根町仙石原 (温泉)), Nos. 3, 4 : ブラックバス (3 : 静岡県伊東市一碧湖, 4 : 静岡県田貫湖), Nos. 5 ~ 10 ブルーギル (5 : 静岡県一碧湖, 6 : 静岡県田貫湖, 7 : 静岡県伊豆の国市城池, 8 : 静岡県伊豆の国市長瀬溜池, 9 : 山梨県精進湖, 10 : 山梨県西湖) の供試魚 4 種 (スケールは 15cm, ただしスケールのない No. 1 ブラウントラウトは体長 (BL) 31.9mm, No. 2 のグッピーの雄は体長 (BL) 27.0mm, 雌は体長 (BL) 35.2mm)

表-1 静岡県および近隣の県から採集された外来性魚類

硬骨魚綱 Osteichthyes	
サケ目 Salmoniformes	
サケ科 Salmonidae	
ブラウントラウト <i>Salmo trutta</i>	
-----	
カダヤシ目 Cyprinodontiformes	
カダヤシ科 Poeciliidae	
グッピー <i>Poecilia reticulata</i>	
-----	
スズキ目 Perciformes	
サンフィッシュ科 Centrarchidae	
ブラックバス (オオクチバス) <i>Micropterus salmoides</i>	
ブルーギル <i>Lepomis macrochirus</i>	

表-2 静岡県および近隣の県から採集された外来性魚類4種の形態形質等の測定結果

ブラウントラウト <i>Salmo trutta</i>									
	No.	背鰭条数 D	臀鰭条数 A	胸鰭条数 P <sub>1</sub>	腹鰭条数 P <sub>2</sub>	鰓耙数 GR	体長 BLmm		備考 Remark
神奈川県 須雲川	1	12	10	13	9	14	31.9		2011.5.22 採集

グッピー <i>Poecilia reticulata</i>									
	No.	D	A	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	縦列鱗数 LR	全長 TLmm	性別 Sex	備考 Remark
神奈川県	1	7	10	13	5	26	34.4	♀	2012.6.14 採集 約3ヶ月飼育
箱根町仙石原 (温泉)	2	7	9	14	5	27	35.2	♀	"
	3	8	10	12	5	27	34.5	♀	"
	4	7	10	13	5	27	33.6	♀	"
	5	8	9	11	5	25	27.7	♀	"
	6	8	9	14	5	28	34.0	♀	"
	7	7	10	10	5	27	34.4	♀	"
	8	7	10	13	5	26	34.0	♀	"
	9	7	9	13	5	26	33.6	♀	"
	10	7	8	11	5	28	26.4	♀	"
	11	7	7	10	-	-	27.0	♂	"
	12	6	7	13	5	25	31.7	♀	"
	13	7	8	12	5	26	29.5	♀	"
	14	7	7	12	5	23	31.0	♀	"
	15	7	6	12	-	28	30.2	♀	"
	16	8	6	11	5	26	30.8	♀	"
	17	8	6	14	5	26	32.0	♀	"
	18	6	7	11	-	26	28.5	♀	"
	19	7	9	-	5	26	32.8	♀	2012.9.10 採集
	20	7	8	12	5	28	24.3	♀	"
	21	7	9	13	5	28	32.9	♀	"
	22	8	8	-	5	28	18.8	♀	"
	23	8	8	12	5	28	32.2	♀	"
	24	7	8	13	5	27	19.7	♀	"

25	7	9	-	5	27	32.6	〃	〃
26	7	8	-	5	27	20.1	〃	〃
27	7	9	-	5	29	29.7	〃	〃
28	7	9	-	-	28	22.2	〃	〃
29	7	9	12	5	28	28.6	〃	〃
30	7	9	12	5	26	22.0	〃	〃
31	8	9	-	5	27	28.8	〃	〃
32	8	8	13	5	26	19.0	〃	〃
33	7	9	-	5	28	24.7	〃	〃
34	7	8	-	5	27	18.7	〃	〃
35	7	9	13	5	27	24.1	〃	〃
36	7	7	-	-	25	17.7	〃	〃
37	7	-	13	5	27	24.1	♂	〃
38	7	8	-	-	26	15.9	♀	〃
39	7	7	13	-	-	21.9	♂	〃
40	8	9	-	-	27	15.5	♀	〃
41	7	7	-	5	26	24.0	〃	〃
42	7	8	-	-	27	17.6	〃	〃
43	8	8	-	5	26	21.5	〃	〃
44	8	9	12	5	26	20.0	〃	〃
45	7	8	-	5	26	20.1	〃	〃
46	8	8	-	5	26	22.6	〃	〃
47	7	8	-	5	28	16.9	〃	〃

ブラックバス（オオクチバス）*Micropterus salmoides*

No.	D	A	側線有孔鱗数					鰓耙数		脊椎骨数		Remark
			P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	LLp	TRa ※1	TRb ※2	GR	V	BLmm		
静岡県 一碧湖	1	X,14	Ⅲ,12	14	I,5	62	8	16	2+1+6	32	116.1	2012.9.2 釣り
	2	X,13	Ⅲ,11	14	I,5	63	8	16	2+1+6	33	111.2	〃
	3	X,14	Ⅲ,12	14	I,5	62	8	17	1+1+6	32	115.0	〃
	4	X,14	Ⅲ,11	14	I,5	63	7	17	1+1+6	33	126.2	〃
	5	X,13	Ⅲ,11	15	I,5	64	7	18	2+1+6	32	125.1	〃
	6	X,13	Ⅲ,11	13	I,5	64	8	18	2+1+6	33	133.3	〃
田貫湖	7	X,13	Ⅲ,11	15	I,5	62	8	16	1+1+6	32	116.1	2012.8.11 釣り
	8	X,13	Ⅲ,11	15	I,5	65	9	16	2+1+7	32	149.8	〃
	9	X,13	Ⅲ,11	15	I,5	66	8	16	1+1+6	32	141.9	〃
	10	X,13	Ⅲ,11	15	I,5	66	8	16	1+1+6	32	140.8	〃
	11	XI,13	Ⅲ,11	14	I,5	67	8	17	1+1+6	33	174.1	〃

※ 1 側線上方横列鱗数 ※ 2 側線下方横列鱗数

ブルーギル *Lepomis macrochirus*

	No.	D	A	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	LLp	GR	V	BLmm	Remark
静岡県 一碧湖	1	X,11	Ⅲ,10	13	I,5	42	14	29	131.0	2012.6.15 釣り
	2	X,12	Ⅲ,10	12	I,5	42	13	29	98.1	〃
	3	X,11	Ⅲ,10	13	I,5	42	13	-	77.0	〃
	4	I X,12	Ⅲ,11	13	I,5	43	13	-	73.3	〃
	5	I X,12	Ⅲ,10	13	I,5	43	14	29	72.4	〃
	6	X,11	Ⅲ,10	14	I,5	-	14	29	67.0	〃
田貫湖	7	X,12	Ⅲ,12	13	I,5	45	14	29	102.3	2012.8.11 釣り
	8	X,11	Ⅲ,12	13	I,5	38	13	29	127.0	〃
伊豆の国市 城池	9	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	40	14	29	63.8	2012.9.1 釣り
	10	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	38	14	29	67.5	〃
	11	X,11	Ⅲ,11	12	I,5	42	13	29	62.0	〃
	12	X,11	Ⅲ,12	12	I,5	37	12	29	91.3	〃
	13	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	40	12	29	107.3	〃
	14	X,9	Ⅲ,11	12	I,5	43	-	29	99.6	〃
	15	X,11	Ⅲ,11	12	I,5	43	12	29	97.4	〃
	16	X,11	Ⅲ,11	12	I,5	40	12	28	99.5	〃
伊豆の国市 長瀬溜池	17	X,9	Ⅲ,11	13	I,5	45	12	29	129.3	2012.9.8 釣り
	18	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	38	12	28	118.9	〃
	19	X,11	Ⅲ,10	13	I,5	43	13	29	111.2	〃
	20	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	-	13	29	114.3	〃
	21	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	38	11	29	112.4	〃
	22	X,11	Ⅲ,10	13	I,5	-*	11	29	108.6	〃
	23	X,10	Ⅲ,11	13	I,5	42	14	29	174.1	〃
山梨県 精進湖	24	X,12	Ⅲ,11	14	I,5	43	12	29	135.0	2012.5.27 釣り
	25	X,11	Ⅲ,10	14	I,5	39	11	28	113.4	〃
	26	X,11	Ⅲ,11	13	I,5	41	1	29	116.0	〃
	27	X,11	Ⅲ,10	13	I,5	44	11	29	110.1	〃
西湖	28	X,12	Ⅲ,12	13	I,5	39	12	29	108.5	2012.8.11 釣り

※体側左側の側線鱗数は、始部より24枚まで確認され、尾鰭基底より前方13枚まで確認されたが、それより前方に有孔鱗は確認されなかった。

表一3 静岡県および近県から採集した外来性魚類4種の頭長および体長と各部位の割合

		ブラウントラウト <i>Salmo trutta</i>											
		頭長/体長 (%)	背鰭前長/体長 (%)	胸鰭長/体長 (%)	体高/体長 (%)	腹鰭長/体長 (%)	尾柄高/体長 (%)	尾柄長/体長 (%)	肛門前長/体長 (%)	体高/体長 (%)	尾柄長/体長 (%)	胸鰭長/体長 (%)	腹鰭長/体長 (%)
神奈川県須雲川		30.0	51.0	24.1	19.4	16.9							
		ガッピー <i>Poecilia reticulata</i>											
		頭長/体長 (%)											
神奈川県仙石原	♀	15.6~29.5											
	♂	14.6~21.9											
	全体	14.6~29.5											
		ブラックバス (オオクチバス) <i>Micropterus salmoides</i>											
		吻長/頭長 (%)	頭長/頭長 (%)	上顎長/頭長 (%)	背鰭前長/体長 (%)	肛門前長/体長 (%)	体高/体長 (%)	尾柄長/体長 (%)	尾柄高/体長 (%)	胸鰭長/体長 (%)	腹鰭長/体長 (%)	尾鰭長/体長 (%)	尾鰭高/体長 (%)
静岡県一碧湖		26.0~29.5	18.3~21.9	21.9~26.4	43.9~50.0	34.8~36.7	36.4~39.5	56.8~60.7	29.2~34.3	18.0~21.7	11.8~13.0	15.2~18.0	13.5~17.9
田貫湖		25.4~29.0	16.1~20.0	22.2~25.4	41.0~46.7	35.6~38.7	38.7~41.5	57.5~61.3	31.3~34.4	19.5~22.3	11.4~12.9	16.6~19.8	15.5~18.3
		ブルーギル <i>Lepomis macrochirus</i>											
静岡県一碧湖		21.2~25.0	25.0~31.2	25.5~34.3	19.2~28.1	32.8~36.3	37.4~40.2	54.7~58.0	43.0~54.1	19.0~23.6	13.2~16.0	28.3~32.4	19.4~24.6
田貫湖		25.0~26.6	22.2~25.0	27.7~33.3	30.5~31.1	35.1~35.4	33.8~34.2	51.8~52.7	45.6~47.8	18.1~20.5	14.6~14.9	32.2	23.3~24.4
伊豆の国市城池		25.0~28.5	28.7~33.3	29.1~32.2	27.2~33.3	32.8~37.6	37.0~42.3	51.7~56.8	43.5~50.2	17.0~21.9	14.2~15.6	28.1~36.1	23.6~37.0
長瀬溜池		23.4~28.9	22.9~27.7	29.7~38.8	28.9~33.3	32.3~36.7	35.3~41.4	53.3~58.6	45.8~50.2	18.8~20.8	13.8~18.8	29.8~34.1	24.7~28.7
山梨県精進湖		23.6~27.0	21.2~28.5	27.6~31.5	26.3~28.5	31.8~34.8	36.2~39.0	54.8~55.2	46.6~49.0	18.5~20.6	13.6~15.0	28.4~31.1	21.2~22.9
西湖		28.2	28.2	28.2	28.2	35.9	40.5	55.2	45.1	19.3	14.7	34.1	23.9

表-4-1 ブラックバス(オオクチバス)*Micropterus salmoides*の眼径が頭長に占める割合

若魚 (一碧湖産)		若魚 (田貫湖産)	
体長 mm	割合%	体長 mm	割合%
111.2	20.0	116.1	20.0
115.0	21.4	149.8	19.6
116.1	21.9	141.9	20.0
125.1	19.5	140.8	19.6
126.2	20.4	174.1	16.1
133.3	18.3		
Av.121.2 ± 8.38	Av.20.3 ± 1.30	Av.144.5 ± 20.80	Av.19.1 ± 1.67

表4-2 ブラックバス(オオクチバス)*Micropterus salmoides*の眼径が頭長に占める割合  
(室伏ら、2011より引用)<sup>5)</sup>

幼 魚		成 魚	
体長 mm	割合%	体長 mm	割合%
78.0 ~ 106.0	21.0 ~ 25.9	278.0 ~ 308.0	13.4 ~ 14.1
Av.92.6 ± 11.84	Av.23.2 ± 1.79	Av.290.3 ± 15.70	Av.13.7 ± 0.36

表-5 ブルーギル *Lepomis macrochirus* の体高が体長に占める割合

99.5mm 以上の個体 (群)		73.2mm 以下の個体 (群)	
体長 mm	割合%	体長 mm	割合%
99.5	50.2	72.0	43.0
129.3	50.2	61.0	43.2
131.1	54.1	62.0	43.5
		73.2	43.8
		67.5	44.4
Av.120.0 ± 14.49	Av.51.5 ± 1.84	Av.67.1 ± 4.96	Av.43.6 ± 0.49



## 教職課程における実践体験活動

永塚 史孝

### Practical Study influences on Teacher Education and Preparation Programs

Fumitaka NAGATSUKA

This paper is intended as study of practical learning and study influences on teacher education and preparation programs. Practical learning and study is essential to improve the quality of teachers.

Today, teacher training in Japan is conducted by general universities and teacher-training universities. And the teacher must obtain teacher's license at university. Teacher-training course have Subjects-based training and Practical teaching skills, practical learning.

This paper studies present-day Japanese Teacher Education and Preparation Programs. And this paper introduces one case study carried out at Nihon University, and shows the importance of practical learning and study on teacher education and preparation programs.

#### 1. はじめに

2010年6月3日、文部科学大臣は中央教育審議会へ「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」諮問した。その中で、教員は養成段階を含めた教職生活の各段階を通じて、その時々で様々な課題への対応が求められており、教職生活全体を通じての基盤となる資質能力は、第一義的に養成段階で培われるべきものとして教員養成の在り方の検討を求めた。

2012年8月28日、中央教育審議会は先の文部科学大臣の諮問に『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』の答申を示した。その中で、当面の改善方策として、養成段階の大学学部段階における学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラム改善と実践力の向上などを示した。

周知のように、教職課程では理論と実践の乖離の課題化、それに対する方法としての往還が論じ求められて久しい。実際、教員に就く者がその初任段階で多くの困難や戸惑いを持ち、対応や解決できないまま、その後の教職生活になじめず自信

をもてないということも指摘されている。そのひとつの要因には、教員養成段階での体験や実践の機会が十分ではなく、経験や自信をもたずに教員となることが考えられる。

そこで、本研究では、現在、教員養成段階に必要とされ、さらに強化が求められている「実践的指導力」の養成について、その内容や経緯を概観するとともに、その養成にかかわる事例を報告する。この事例は、養成段階における体験、参加、実践型の機会を提供し、大学生がその活動に企画段階から参加し、実践的指導力を養成するものである。またこの活動は、現職教員、教育委員会、大学との連携・協働の事例でもあり、教職課程担当教員にとっても学校の実際やフィールドワークなど実践的な教育研究を経験できる場であり意義ある機会となる。

このような観点から、本研究は教員養成段階に求められる「実践的指導力」を概観するとともに、その養成事例を教育実践報告として、研究ノートのかたちで考察報告する。本事例は「実践的指導力」養成のうえで効果あるものと期待できると考えられるが、その実践内容は「実践的指導

力」とは何かを考究する題材となるといえよう。

## 2. 「実践的指導力」の育成強化について

中央教育審議会の『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』（答申）（2012.8.28）では、「学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要」とし、養成段階の「実践的指導力」の育成強化の必要性が示されている。その背景には、教員養成機関である大学等で必要単位修得後に教職員免許を取得し、初任として赴任した教員が初年度から困難を抱えるという現在の顕著な状況がある。おおよそ新人であれば当然困難もあると推測できるが、専門職として位置づけられる教員は初年度からの活躍が期待され、赴任後も養成段階の要素が少なからずあることはあまり考えられない、というのが現在の諸事に切迫した学校や教育行政の姿勢であろう。そのような余裕は大半の学校にはない。そもそも何がそんなに困難な内容となっているのであろうか。同答申ではその点を「学校現場における諸課題の高度化・複雑化」と示している。

同答申では、現代日本社会の人々には「グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要」としている。そのために「学校教育において、求められる人材育成像の変化への対応が必要」としているのである。そして、これからの学校では「21世紀を生き抜くための力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要がある」としている。さらに、これらは「様々な言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれることに留意」すべきとして、「新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立」と、教員へ「いじめ・暴力行為・不登校等への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用など、諸課題への対応」を求めているのである。

そのうえで教員として赴任後には、先の様々な

困難への対応として、「教員は、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高める」（2012.8.28 答申 p.3）必要があるとしている。これは、教員赴任前の養成段階の大学教職課程で実践的指導力等がある程度培っておくことを前提としている。そのために大学の教職課程では実践的指導力等の養成にとりくむべきで、そうした資質や力量をもつ人材の育成を強化すべきという論になる。

こうした状況や論調の中で、教員養成機関としての大学教職課程は「実践的指導力」の育成強化のために何をしていくべきであろうか。

考えられるのは、①学校教育や教員生活には困難があるという事実を学生に認識、意識化させる。その困難が具体的にどのようなものか、困難の内容を知らせる。②その困難の背景や実際を「諸課題が高度化・複雑化」した学校現場であらかじめ体験し、現職教員の対応などを参考に取り組み方を多様に想定、イメージ化し対応を練習しておく、さらにそれを③実際の教育・学校の中で実践体験し自らの実践に必要な資質能力を獲得し自信を獲得していく、などであろう。その際、当然重要なのは内容の知り方であり、体験の方法となる。その体験の場を教員として赴任する実際の学校として、実際の学校や教職員、児童・生徒など赴任先に実在する人々や環境とかかわって実際に体験することは重要であり、そうすべきであろう。

その理由は、養成段階の学生が自己の教育や学校経験を中心に、あるいは何か偏った限定された基盤で教育や教員について考えるだけでは、諸課題が高度化し複雑化した学校現場へ対応することは難しいからである。養成段階の学生の経験は、急速な社会変化や技術変化により、既に過去のものとなり現代では通用しない考え方や技術になることもある。例えば教員養成期の学生が中学校に教員として赴任すると仮定した場合、一般的に学生自身の中学校3年間から高校3年、大学4年の10年を経て中学校に教員として赴任する。教員となる時には、昨今の動向から教育や学校状況は部分的にせよ激変しているといえよう。その変化の中で、教員は、常に現代、現在の実状を認識し想定して、教育実践や教員生活にのぞむ必要が求

められ期待される。

そうして、養成段階において教員として赴任する実際、現実の社会と教育、学校状況を事前に体験し、「実践的指導力」を養成しておく必要が生ずる。それは教職課程履修学生における理論と実践の乖離への対応であり、理論と実践の往還につながるものであろう。

### 3. 「実践的指導力」の経緯概観

教員養成と教員免許制度における改革は継続的に実施されているが、その中で「実践的指導力」については、1983年11月22日の教育職員養成審議会『教員の養成及び免許制度の改善について』（答申）で、大学が特色を生かし教員養成を行う開放性を踏まえつつ、「実践的な指導の向上を図ることを主眼として」免許にかかわる改善が提言され、実践的指導力に関わる指摘がなされている。それ以降、1987年12月18日教育職員養成審議会『教員の資質能力向上方策等について』（答申）では、教員について、人間の成長や発達、教育的愛情、教科専門知識や教養を基盤とした「実践的指導力」の必要性が示された。その後、「実践的指導力」は重要な観点として教員の資質能力に位置づけられ、具体的な内容の検討がなされていく。1997年7月28日の教育職員養成審議会『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』（第一次答申）では、教員には子どもや学校教育に対するしっかりしたものの見方が必要で、それは本来教職課程において形成されるべきものとしている。そのうえで、大学において教職課程の教育実習はもとより、選択科目や課外活動を通じて、その機会を教職課程履修学生に提供すべきとしている。さらに、同答申はその内容について具体的に示し、障害のある子どもたちとのふれあいの機会の確保等に十分配慮する必要や、豊かな人間性を培うために大学在学中の福祉体験、ボランティア体験、自然体験を奨励することを求めている。さらに、こうした内容を大学の教職課程の中に含め、養成段階の学生が教育の機会を得やすいように配慮すべきことも求められ、実践的指導力を培うための基礎を強固にする内容が具体的に示されてきた。

このような経緯の中で、2012年8月28日の中央教育審議会『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』（答申）で、「学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要」と求め示されるに至っている。

このような経緯や状況に対応する方法事例として、次項で養成段階の「実践的指導力」の強化の必要性を目的とした事例を概略報告する。

### 4. 事例報告:教員養成段階の「実践的指導力」の養成例

本項では、教員養成段階の「実践的指導力」の強化を目的とした事例を報告する。

#### ①事例の実践体験概要

本事例は教職課程履修学生が中心となって、「大学で学ぼう」という行事に、特別支援学校現職教員、教育委員会と連携・協働し、共同で企画、運営、参加するものである。

「大学で学ぼう」とは、特別支援学校を卒業あるいは在学中の知的障害者と教職課程履修学生を受講生とし、大学レベルの授業や内容を共同受講するとともに、その受講と前後して行われるアイス・ブレイク（ふれあいタイム）や企画をとおして相互交流するものである。その企画、運営は受講生でもある教職課程履修学生・教職課程大学教職員と、学生が在籍する大学周辺の特別支援学校6校の現職教員と県障害者就労研究会、大学所在の県教育委員会の3者を主に、「赤い羽根共同募金」などの支援者や機関とともに共同でおこなう。なお会場は日本大学国際関係学部、周辺の特別支援学校や、公的会館での開催がある。その中で、今回報告するのは平成19年の開始から24年で6年目を迎える日本大学国際関係学部会場の事例概要である。

#### ②実践体験の目的

体験参加者によって目的は各々であり、主たる目的は下記のとおりである。

(1) 知的障害のある方の参加受講：継続して就労をしていくために、余暇の充実は不可欠であり、余暇を支える一つの場として「大学で学ぼう」に参加し、学びたいという知的好奇心に応える。（静岡県障害者就労研究会事務局（2012）『赤い羽根共同募金受配事業 第5回大学で学ぼう～日本大学バージョン～まなぶってたのしい！報告書』「はじめに」より）

(2) 大学生の参加：教職課程履修者が主に参加しているが、その大学生の取得予定教職員免許は小中高普通免許であり、その専門を超えた、幅広い教育（教育対象、教育内容、教育方法）の理解、とくに特別支援教育の理解、障害者の理解と交流の実体験、教員に求められる資質能力とくに実践的指導力の養成が目的となる。

また、学生は企画、運営を担う実行委員会委員として参加する。これは、あらかじめ用意された企画に体験参加するのも意味あることではあるが、本事例は教員に求められるマネジメント力の養成も目的に企画段階から学生は参加する。

(3) 現職教員が養成段階の学生の姿や様相を知る機会となる。

(4) 地域との連携、養成段階から多様な人々や社会と実際にかかわりをもちかかわる。

(5) 大学と教育委員会の断絶した役割分担からの脱却

以上のような点を目的としているが、その意義は目的(2)と(5)を例に述べれば次のようになる。

目的(2)は、教員に求められる資質能力の獲得の方法として、最近の日本の教育方策の動向を背景とした中央教育審議会『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』（答申）（2012.8.28）「I 現状と課題. 2. これからの教員に求められる資質能力」が示す以下の内容に対応するものと考えられる。

- (i) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力（使命感や責任感、教育的愛情）
- (ii) 専門職としての高度な知識・技能
  - ・教科や教職に関する高度な専門的知識（グ

ローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む）

- ・新たな学びを展開できる実践的指導力（基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力）

- ・教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力

- (iii) 総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力）

この中でとくに、教職に対する使命感、責任感、探究力、教育的愛情、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力の意識や方法に本事例は有効であろう。さらに、教員という専門職としての高度な専門的知識における特別支援教育に対応できる知識・技能、新たな学びを展開できる実践的指導力すなわち思考力、判断力、表現力の育成、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力、さらに、生徒指導、学級経営を的確に実践できる力の養成、総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力の養成に有意義に対応できる実践体験の機会といえる。

このような点は、2012.8.28 答申の「当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化」という観点にもかかわるものである。具体的には、養成段階の「当面の改善方策」として、①「学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上」、②「課程認定の厳格化等質保証の改革」を示しているが、この点ともかかわるものである。

目的(5)については、中央教育審議会『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向

上方策について』(答申)(2012.8.28)の中で今後の「改革の方向性」を、「教員になる前の教育は大学、教員になった後の研修は教育委員会という、断絶した役割分担から脱却し、教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じた一体的な改革、学び続ける教員を支援する仕組みを構築する」ことにあるとしており、このような幅広い連携・協働体制の構築と活用には本事例は有効であるといえる。

### ③実践体験の実施

#### (1) 事前準備・企画・運営

日本大学国際関係学部教職課程履修学生(場合によっては代表者数名)と教職課程大学教職員、静岡県東部地域(大学周辺)の特別支援学校6校(含分校)教員、静岡県障害者就労研究会、静岡県教育委員会特別支援教育推進室の代表を委員に実行委員会を設置。その後大学を会場に企画・運営についての以下のような会議等を開催し「大学で学ぼう」の開催に至る。以下、平成19年の初回開催からこれまでの6年の間に、静岡県内の特別支援学校と日本大学国際関係学部教職課程履修学生によって整えられた一カ年の過程・形式の概要を以下に示す。

なお、これまでの毎年のおおよその参加人数は、日本大学教職課程学生約50名程度、特別支援学校教職員約20～30名である。

4～5月実行委員会の組織。企画の開始。本企画参加学生・特別支援学校教員のそれぞれが当該年度内の展開確認(初年度開催以降は前年度2月に次年度の概要について、静岡県内特別支援学校6校教職員が合意しているが、実行委員の人事異動がある場合もあり再確認を実施)、学生の組織・体制・執行部づくり(初年度以降、執行部は前年2月に決定し次年度の体制・準備実施)

4月 翌年3月まで年度をとおして、大学生と大学教職員、学生相互、学生と特別支援学校教員と、特別支援教育の理解(講義や文献資料研究、ディスカッション)と

本事例への準備(会場、参加学生募集、企画、講師選任、アイス・ブレイク(ふれあいタイム)、各回実行委員会の決定にもとづく検討、当日資料・道具の作成、計画案作成、当日に向けたリハーサル)と反省、打合せを定期的及び随時実施。

6月 第1回実行委員会、年度はじめの体制・実施内容・役割係り等の確認。

毎回の実行委員会参加者は、大学の教職課程学生リーダー1名・副リーダー2名・大学1～4各学年代表者数名と教員1名・必要に応じて大学事務局1～2名、特別支援学校教員6校の代表者1名・各学校から基本各2名と、県教育委員会1名。6～11月の会開催当日まで、必要に応じて当日の授業進行や必要な機材などについて、断続的に講師と打合せ。

9月 第2回実行委員会 準備状況の確認、受講生募集状況の報告と総合的な検討。

10月 第3回実行委員会  
特別支援学校教員による参加学生全員への講義、演習、ガイダンス、イントロダクション。

11月 「大学で学ぼう」(当日)  
(前日に参加大学生全員によるリハーサルと会場設営)

○大会当日の参加者数は、参加学生約50名、特別支援学校教員約20～30名と見学者が10数名、受講生約15～30名とその家族約10名、新聞社等マスコミ数名、合計約105～130名程度。

○大学生の当日担当は、案内(駅から大学まで・大学内)、受付、司会進行、講師補助、アイス・ブレイク(ふれあいタイム)、学びのパートナー(大学生は受講生であるとともに、知的障害のある受講生の支援パートナーであり、「学びのパートナー」と呼称)、会開催後の片付けと原状復帰の各担当係り。

○「大学で学ぼう」次第

8:50～9:10 受付

9:10～9:40 開講式

ふれあいタイム

（自己紹介，全員歌唱，  
クイズ形式ゲーム）

9:50～10:50 講義1(次項授業記録参照)

10:50～11:10 受講生アンケート記入・休憩

11:10～12:10 講義2(次項授業記録参照)

12:10～12:30 受講生アンケート記入，  
閉会式・修了書配布

閉会后 会場教室原状復帰，「大学  
で学ぼう」実施直後反省会  
（学生全員，教職課程教職  
員，特別支援教育学校教員），  
大学生アンケート

11月 受講生アンケート集計（特別支援学校教  
員），大学生アンケート集計・考察（大  
学），報告書作成開始（特別支援学校と  
大学の共同）

12月 反省会（各アンケート集計をもとに，学  
生，大学教職員，特別支援学校教員が  
ディスカッションと考察，その結果は報  
告書へ活用）

翌年2月 年度内の総合的ふりかえりと，次年度の  
計画（次年度の全体的展開を学生，大学  
教職員，特別支援学校教員で検討，確  
認），報告書の完成

翌年3月 次年度への準備（大学生，大学教職課程  
教職員，特別支援学校教員，教育委員  
会）

④当日の授業のながれ（平成 23 年開催事例）

講義 1（9：50～10：50，1544 教室）テーマ：「なまず博士の地震のお話」講師：OK 先生

時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
9：43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師紹介</li> <li>・江戸時代の地震と、なまずの風刺画の紹介 「なまずと地震に関係がある？」 「なまず食べたことある？」</li> <li>・講義概要説明，資料説明 「地震ってなあに？」 →地面が揺れること！ 地震について考えていきましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見慣れない画に興味を持ったようで，スクリーンをじっくり見る。</li> <li>・「ある！」と発表。挙手をする受講生もいた。</li> <li>・資料をよく見たり，3月11日の地震について話したりする受講生と受講大学生（以下大学生）が多かった。地震については大いに興味がある様子だった。</li> </ul>
9：50	<p>『地震の概要』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①震度について：資料・スライドでの説明</li> <li>・震度表を見て，震度ごとの揺れの特徴を紹介 「震度とは，その場所での揺れの強さです。」</li> <li>②マグニチュードについて 「マグニチュードは…簡単に言うと，どのくらいの面積で地震が起きているかを数値で表したものです。緊急地震速報に必要な大切なものです。」</li> <li>③緊急地震速報について <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオで流れる音を聞く</li> <li>・携帯電話で流れる音を聞く</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講生は資料に線を引いてチェックをしたり，大学生と震度表を指差したりして確認をしていた。</li> <li>・首をかしげる。マグニチュードについて，説明をする学生の姿も見られた。</li> <li>・「聞いたことある！」，頷く等，反応が大きかった。</li> <li>・「携帯電話に設定しています。」と話す受講生もいた。</li> </ul>
10：00	<p>『大震災の被害について』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①家屋，道路の崩壊の様子の写真を見る。 「日本の家は構造上，1階から壊れます。」 「2階の方が揺れを感じますが，1階には避難しないでください。」 「静岡でも，家の中の家具が倒れましたね。」 「みなさんは大丈夫でしたか？」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「怖いですね…」「えー…」などと話す。大学生も同じ反応で，写真の感想を共有していた。資料の震度表を見て確認したり，メモを取ったりする受講生もいた。</li> <li>・写真を真剣な表情で見る姿が多かった。</li> </ul>
10：05	<p>『津波について』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「ドドドドッ」と波が迫ってくる津波 3.11の津波の動画①の紹介 「ここに見えている，逃げている人は…この後，助かりました！」 「走って逃げるのが大切です。」</li> <li>②海が盛り上がり，溢れ出すような津波 3.11の津波の動画②の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.11の地震，富士宮の地震について思い出して話す受講生もいた。</li> <li>・険しい表情で動画を見る。</li> <li>・受講生は安堵した表情。大学生と「よかったあ」と話す。</li> <li>・動画をじっくりと見る。</li> <li>・挙手する人が少ない。（受講生 1</li> </ul>

時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
10:15	<p>「このタイプの津波を知っていた人？」 「第1波で安心してはいけません。第2波，第3波が危険です。」</p> <p>③つなみてんでんこの説明 3.11の避難している動画の紹介 つなみてんでんこ＝「津波が来たら，取るものも取らず，各自でんでばらばらに一人で高台へと逃げる」という，東北地方に伝わる津波防災伝承。</p> <p>「東海沖地震で津波が発生したら…津波到達までに時間がありません，すぐに避難してください。」</p> <p>『避難について』 大切な約束，「あ・も」とは？ →あわてない，もどらない。 ＝大人の約束 ◎走る，知らせる。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>①緊急避難 「それぞれに違いがあります」 ②警戒避難 「違いがわかりますか？」 ③生活避難 「1つ1つ確認することが必要です。」</p> </div>	<p>人，学生1人） ・ 頷く受講生が多かった。</p> <p>・ 先生から，避難している人の荷物について，皆で助け合っている姿について，高台に向かって避難している様子について問題提起を受け，学生と話し合う。</p> <p>・ 受講生は大学生と一緒に驚く。「どうしようか…」と心配そうに話したり，「早く逃げる！」と大学生と確認したりする受講生も見られた。</p> <p>・ 東北の地震の避難の様子を見て，学生と一緒に考える。 ・ 「走る，知らせる」に大きく頷く。 ・ 行動（避難場所），持ち出す道具について，資料を見ながら考える。 ・ なかなかわからない受講生に，避難の違いについて積極的に話す学生が多かった。受講生・大学生ともに避難の大切さについて学び合う姿が見られた。</p>
10:25	<p>『地震の揺れ方についての実験』</p> <p>①固い地表，やわらかい地表の比較。 地表をスポンジに見立てて実験を行う。 ○固いスポンジ，やわらかいスポンジの上に，家の模型を置き，机を揺らす。 →固いスポンジの上の家＝あまり揺れない。 →やわらかいスポンジ＝揺れる ◎地層の揺れは同じ。地表の基礎工事をしっかりと行うことで，耐震につながる。</p> <p>②揺れやすい家の特徴 ○壁が少ない家の模型を揺らす。 →大きく揺れる。 ・ 阪神淡路大震災時の揺れの動画を見る。 →地震は回りながら（円を描くように）揺れる。 解決方法は？次の実験で紹介。</p> <p>③揺れの向きと家のつくりの関係 ○壁をバランスよく設置する。</p>	<p>・ 実験が行われる教室中央に注目する。立って見ようとしたり，身を乗り出して見ようとしたりする受講生が多かった。実験にとても興味を持っていた。</p> <p>・ 実際にスポンジに触れ，違いを確かめる。 ・ 「おー」と歓声上がる。違いに気づく。</p> <p>・ 実験に注目する。「揺れている！」などと大学生と話す。 ・ 先生の「どんな揺れ方をしている？」の問いに，「回って揺れています。」と答える。</p> <p>・ 目の前で家の模型が変化していく（壁をつけたり，筋交いをつけた</p>

時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
10:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁の面を増やす，X（筋交い）をつける。 →揺れが少ない。</li> <li>④家具の固定法について 「家具の固定も重要です。家が壊れなくても，家の中にも危険があります。」</li> <li>・資料のP7を見ながら固定法の説明をする。</li> </ul> <p>『地震の情報，避難の確認』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①緊急避難 ②警戒避難 ③生活避難 についてもう一度説明する。 「それぞれの違いを知ってください。」 「3つの避難対策を考えてください。」 「避難所に行かなくてもよい準備（非常食・衣類等の備え，避難所の確認，家の安全化）をしてください。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>りする）様子を真剣に見ていた。</li> <li>・「本当だ。」と話したり，頷いたりする。</li> <li>・学生と一緒に資料を見て確認する。資料の固定法のポイントに印をつける受講生もいた。</li> <li>・資料のP7・8・9をよく見る。先生の話の聞いたり，大学生と確認したりする中で，受講生それぞれが防災・避難について考えている様子であった。</li> </ul>
10:45	<p>感想・質問 「講義を受けての感想はありますか？」</p>	<p>「3月11日の地震は怖かったです。今でも覚えています。」 「地震の怖さを改めて知りました。今後のためになりました。」</p>
10:50	<p>講義終了 「ありがとうございました。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拍手，笑顔になる。</li> </ul>

講義2（11:10～12:10, 1544教室）テーマ：韓国の文化について 講師：CT先生

時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
11:10	<p>講：自己紹介と本時の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年前来日した話 「私は今年，来日20周年なんです。」</li> <li>・研究（専門）は国際政治</li> </ul> <p>&lt;銅像の写真&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4代目国王 世宗がハングル文字をつくる。</li> <li>・ハングル文字…韓国語を表記するもの。</li> <li>・中国の漢字や漢文は一般人には難しく，もっと簡単に覚えられるようにとハングル文字はつくられた。</li> </ul> <p>&lt;韓国語の由来&gt;</p> <p>「韓国語は日本人にとって学びやすい。」</p> <p>○構成面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母音，子音合わせて24個しかなく，ローマ字表記と同じなので覚えやすい。</li> </ul>	<p>笑い声。雰囲気や和む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メモを取っている受講生。</li> <li>・全体的に前のスクリーンを見て講話を聴いている。</li> </ul>

時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
11:20	<p>○漢字語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語と共通の漢字語があり発音も似ている。 ex. 新聞→「シンムン」</li> </ul> <p>○文法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主語，述語，助詞など，日本語とほとんど同じ。</li> </ul> <p>&lt;韓国語学習者の増加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年日韓W杯</li> <li>・韓流ドラマ，映画，音楽の流通</li> <li>・ビジネスでの交流が多い</li> </ul> <p>→韓国語能力試験受験者が年々増加</p> <p>&lt;韓国語能力試験の受験者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年から増加している</li> <li>・2011年には11万7000人。</li> </ul> <p>&lt;儒教とは&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・儒教…中国から伝わり，韓国社会で栄えている。 朝鮮時代から一般の人々や国家体制においても根付いてきた。</li> <li>・人間関係の原理は上下関係 …礼を重んじ，下の者は上の者に礼を尽くす。</li> <li>・三綱五輪 三綱…臣下は君に仕え，子は父に仕え，妻は夫に仕える。 五輪…お互いのためにどのような行動をとるべきかが示されている。 父子有親…親子は親しみを持って 君臣有義…君子と臣下は義理をもって 夫為婦綱…夫婦は分別を持って 長幼有序…年寄り，若者には順序がある 朋友有信…友だちは信頼関係で結ばれなければいけない</li> </ul> <p>&lt;「光」と「影」の日韓関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「影」…日本が韓国を植民地化した</li> <li>・1945年8月15日→光復説（光を取り戻した日）</li> <li>…植民地からの開放</li> </ul> <p>「それ以降，日韓の関係はどんどんよくなっている。」</p>	
11:30	<p>&lt;金大中政権の日本文化開放政策と「日韓共同宣言」&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…金大中大統領と小渕首相の写真</li> <li>・日韓共同宣言（1998年10月）</li> <li>・韓国で最初に知られた日本文化はビートたけし氏の映画『HANABI』</li> </ul>	



時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
11:55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「そう、こっちの写真は KARA ですね」 （左から 2 番目の写真を指して）</li> <li>・「マッコリの隣にはグンちゃんの写真が置いてありますね。」</li> <li>・「せっかくですので、K-POP の歌を流します。」 （動画を流す。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ sorry sorry</li> <li>・ BoA 「No.1」</li> <li>・ Big Bang 「Haru Haru」</li> <li>・ Lee Hyori</li> <li>・ SHINee 「最近日本にも入ってきましたね。」</li> <li>・ 2PM 「Again and Again」</li> <li>・ G-Dragon 「Heart Breaker」</li> <li>・ Rain 「Rainism」 「彼は今軍隊にいます。徴兵で。」</li> <li>・ wonder Girls</li> <li>・ TVXQ 「Mirotic」</li> <li>・ Girls Generation（少女時代）</li> </ul> </li> </ul>	<p>受講生からちらほら笑い声が</p> <p>熱心に見入っている。 メモを取る人もいる。</p>
12:00	<p>&lt;日韓両国の文化・経済・市民社会の交流の拡大&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝鮮の軍事境界線…北朝鮮と韓国</li> <li>・ 福岡と釜山（韓国第 2 の都市） …「福岡空港を降りたら韓国のお店が並んでいる。バスや電車のアナウンスは日本語の次が必ず韓国語となっている。」</li> <li>・ 「釜山と東京の距離は 1000km だが、釜山と佐世保は距離が 230km と非常に近い。韓国から佐世保への観光客が多い。また、買い物に訪れる人もいる。」</li> <li>・ 「2011 年、九州新幹線開通により、日韓が新幹線でつながっているような感覚になる。」</li> <li>・ 「昔から、日本・韓国間の海底トンネルを掘ろうという計画がある。もしそれが実現すれば、三島から釜山へ、北朝鮮、シベリア、ヨーロッパまで鉄道でつながることとなる。」</li> </ul> <p>&lt;歴史問題の「治癒」と未来志向的な日韓関係の構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「日本がかつて朝鮮を植民地にしたなど、確かに日韓関係は複雑である。でも、「韓流」「日流」など新たな関係をつくっている。日韓はいろいろな面、例えば文化や経済等の面から見ても、手を取りやすい相手だと思う。みなさんももっと韓国を知ってください。」</li> <li>・ 「今円高なので、ぜひ韓国に行ってくださいね。」</li> </ul>	<p>&lt;感想&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「礼儀を重んじている文化がとてもいいと思った。日本語との共通点も多いので、韓国語の勉強をしたい。」（大学生）</li> <li>・ 「韓国には日本とちがうところがたくさんありました。」（受講生）</li> </ul> <p>「カムサハムニダ」</p>

時刻	講義内容（演習も含む）	受講者の様子（反応）など
12:10	（スクリーンに映った韓国語を指して） 「これがカムサハムニダという文字です。最後に一緒に言ってみましょう。」  アンケートの記入	

〈静岡県障害者就労研究会（2012）『赤い羽根共同募金受配事業 第5回大学で学ぼう～日本大学バージョン～まなぶってたのしい！報告書』より。一部形式変更（学生を大学生）〉

## 5. まとめ

教員養成段階期の「実践的指導力」養成は、学術的あるいは理論的基盤を構成しにくい面もある。その理由のひとつは、体験型、参加型、実践型などで養成する場合、体験すればよい、体験しないよりはした方がよいという考えがある。さらに、養成期の体験者は教員として未完成の部分が多いのだから、体験する際に既にもっている資質能力も一様でなく個人差があり、当然体験成果も大きく異なり、研究対象として把握しにくいなどの考え方によるものである。

しかし、そうした意見があるにせよ、体験や実践は理論と往還するものとして実際に作用すべきであり、重要な意義をもつものであろう。人間の言動はイメージだけの反復練習では実際の実現はしにくい。そこで、実際に声を出し行動する練習をして総合的な言動を実行可能としていく。その練習の場が実際の学校や、実際の教員に指導を受け、実際の生徒を対象としものであればなお成果に結びつくであろう。そうした実際の体験の中で教員養成期の学生は、何かのきっかけや機会、あるいは教師としての適性を自己で見極める機会などを少なからず得て、その後の大学生そして社会人としての生活に有意義に作用させることが期待されていると考えられる。その点、教育職員養成審議会答申（1997.7.28）が示す、教職課程や大学在学中に障害のある子どもたちとのふれあいやかわりをもつ機会の確保や、豊かな人間性を培うための福祉体験、ボランティア体験、自然体験の奨励にも合致するものである。

大学生という比較的自由に思案し行動できる時間の中で、また成人する前後において、体験、参加、実践型の事例にかかわるのは意義あることであろう。教員養成期の「実践的指導力」養成は、学生にとって、人と人、社会との接点をつくる貴重な機会であることはまちがいないことであろう。それを意義あるものにするには、理論と実践の往還を構築し、その構築が方策上で未完成であっても、何よりも現実を実際の現実の中で学んでみることである。そして養成段階の学生は自らの実践に自信をもち、理論と結びつけつつ教職に就き教員生活を歩んでいく。

**参考文献：**

- 教育職員養成審議会（1983.11.22）『教員の養成及び免許制度の改善について』（答申）
- 教育職員養成審議会（1987.12.18）「教員の資質能力向上方策等について」（答申）
- 教育職員養成審議会（1997.7.28）『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』（第一次答申）
- 中央教育審議会（2012. 8.28）『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』（答申）
- 静岡県障害者就労研究会，平成 23 年度「大学で学ぼう」実行委員会（渡部明広，永塚史孝，村松智恵子，瀬戸脇正勝，山田整，秋山弓，福井達哉，赤尾ひとみ，伊賀匠，早田公子，渡部久能，末益美佐，長田三千絵，渡邊美緒，勝又将也，佐野富美香，山田祥子，渡邊里美，高橋和彦，生方美奈子，伊藤英樹，鈴木隆臣，水野靖弘，内田暁之，杉澤陵太，岩田大悟，内田香津子，若月朋子，他学びのパートナー，静岡県立東部・東部伊豆高原分校・御殿場・富士・富士富士宮分校・沼津特別支援学校）（2012.2）『赤い羽根共同募金受配事業 第 5 回大学で学ぼう～日本大学バージョン～まなぶってたのしい！ 報告書』

# 日本大学国際関係学部研究年報に関する内規

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部が発行する国際関係学部研究年報（以下研究年報という）に関する必要事項を定める。

(発行)

第2条 研究年報の発行者は、国際関係学部長とする。

2 研究年報は、毎年2月に発行するものとする。ただし、研究委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 研究委員会に、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究年報の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、研究委員会委員をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、研究委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、研究委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 研究年報に投稿することのできる者は、国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員とする。

2 共同執筆の場合、主たる執筆者は専任教員とする。ただし、共著者には他機関の者を含むことができる。

3 助手については、指導教授または関連分野の教授の推薦により、投稿することができる。

(原稿の種別)

第5条 研究年報に掲載する原稿は、学術研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究年報執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表,写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表,写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査する。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、学部外者1名、学部内者1名の論文審査員を編集委員会が選任し、審査を委託する。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究年報の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究年報に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部研究年報からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 研究年報に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『研究年報』編集・執筆要項は廃止する。

# 国際関係学部研究年報執筆要項

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
  - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
  - ② (1) ~ (4) 以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、原則として横書きで、字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
  - ① 日本文 22字×42行×2段
  - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿（図表、写真を含む）及びデジタル原稿（原則として図表、写真を含む）に別紙「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
  - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
  - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
  - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
    - ① タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
    - ② 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとなりますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400語)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
  - ① 原著論文を雑誌から引用する場合  
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、頁数（始頁、終頁）、発行年（西暦）の順に記述してください。
  - ② 単行本から引用する場合  
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
  - ③ 文章を他の文献から引用する場合  
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。  
具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕  
11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", *73 Columbia Law Review*  
〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*  
〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*  
〔または *APD*〕13 (1968), p. 10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

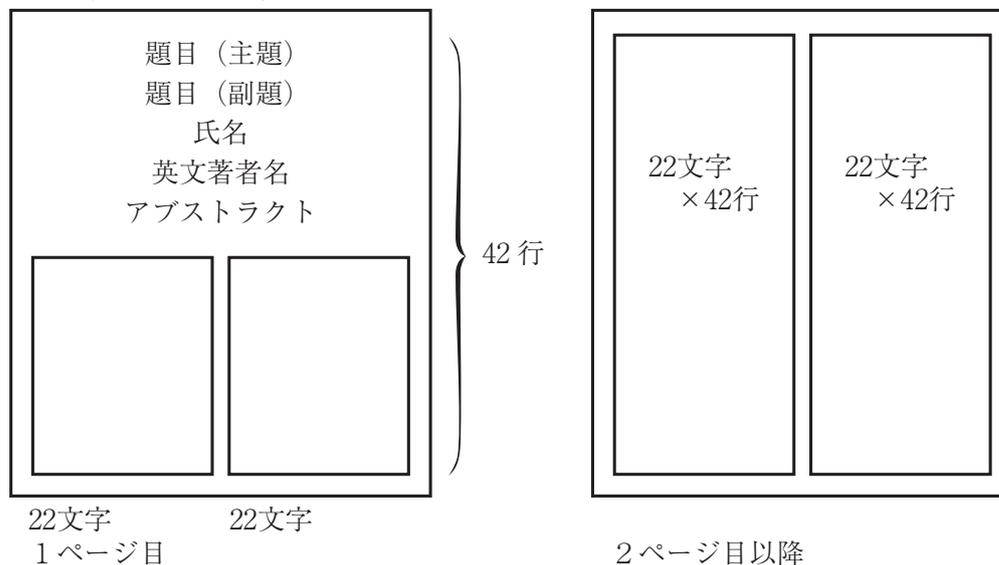
Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p. 202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



# 第1集 — 第33集 目 次

## 第1集 (昭和55年2月)

創刊の辞……………高 梨 公 之  
 —— 国際関係学部の発足と目標および  
 機関誌について ——  
 場所の論理の生成と構造……………小 坂 国 継  
 —— 西田哲学の研究(1) ——  
 海保青陵と長州藩天保改革……………藏 並 省 自  
 —— その影響の推察より断定へ ——  
 ウィルソンの新自由理論の構成……………関 正 一  
 —— 関税改革をめぐる ——  
 アメリカの詩集と石川啄木……………岩 城 之 徳 全  
 藤 沢 全  
 —— 新発見の詩稿ノート「EBB AND  
 FLOW」を中心に ——  
 世阿弥の『至花道』……………西 一 祥  
 —— 世阿弥と禅についての考察に及ぶ ——  
 北欧環境保全条約……………石 渡 利 康  
 —— 地域的国際環境保全の一態様 ——  
 現代国際社会と日本の外人法……………杉 山 嘉 尚  
 —— 主体としての外国人, 外国法人 ——  
 政治学とその隣接科学……………藤 原 孝  
 —— 政治学の境界領域をめぐる ——  
 Relaciones Comerciales Hispano-Japonesas  
 —— Desenvolvimiento ——  
 ………………坂 本 博  
 ローリの国家論と貿易論……………森 本 義 輝  
 —— 初期イギリス重商主義との関連に  
 ついて ——  
 教科書に見る中国の国際認識……………杉 田 邦 子  
 —— 1951年版教科書の検討から ——  
 The Changing Image of the Japanese  
 in the U. S. ………………萩 原 順 子  
 An Example of the Complex Ghost Field  
 Theory ………………小 原 堯 尚  
 水産乾製品のせん断についてⅢ……………青 木 久 尚  
 —— サバ節のせん断破壊 ——  
 Some Physiological Characters of the  
 Basidiospores of *Lentinus lepideus* FR.  
 ………………水 本 晋  
 ヘンリー・ジェイムズの『鳩の翼』につ  
 いて……………秋 山 正 幸  
 Some Problems of the Arrangement of  
 Words ………………氏 家 文 昭  
 Descriptive Statistics from an Achievement  
 Test of *New Horizons in English II*

……………William D. PATTERSON  
 The Courtroom Scene in Four Plays of  
 Elmer Rice ………………John T. DORSEY  
 The Non-political Assassin in Mishma's  
*Homma and Oe's Seventeen* ………………松 岡 直 美

## 第2集 (昭和56年2月)

純粹経験の概念と諸相……………小 坂 国 継  
 —— 西田哲学の研究(2) ——  
 正月勅令 (1562年) 前後の「信教の自由」論  
 ………………菅 波 和 子  
 国民国家と国際関係(Ⅲ)……………八 幡 康 貞  
 —— 日本社会の一側面に関する社会学的考察 ——  
 ペルーにおける民政移管政策……………坂 本 博  
 —— 中進国から先進国への一つの試み ——  
 教科書に見る中国の国家認識……………杉 田 邦 子  
 —— 政治文化論的視角からの一考察 ——  
 Charles E. Hughes and the  
 Washington Conference ………………萩 原 順 子  
 アメリカにおける労働市場と労働参加率  
 ………………石 原 孝 一  
 アメリカの証券金融(Ⅲ)……………三 浦 寛 也  
 メキシコ公企業の構築過程の研究……………大 泉 光 一  
 —— その組織形態と法的概念の考察を  
 中心として ——  
 日中貿易史の再考……………林 俊 男  
 ローリの「世界の歴史」……………森 本 義 輝  
 Lögsögumaður から Grágás へ……………石 渡 利 康  
 —— アイスランド古法史散策 ——  
 水産物利用に関する研究……………青 木 久 尚  
 —— 水産乾製品および水産練製品の  
 物性に関する文献研究 ——  
 マツオウジ *Lentinus lepideus* FR.の菌  
 糸の発育ならびに担胞子の発芽に及ぼす  
 生長物質の影響について……………水 本 晋  
 ヘンリー・ジェイムズの「愉快な街角」…秋 山 正 幸  
 —— プライドンの自己崩壊と再生 ——  
 The Reconstruction of Order in Aeschylus'  
 Revenge Plays ………………佐 藤 三武朗  
 Michael I. CHAPLAN  
 —— Mainly *The Eumenides* ——  
 Plays on words: Language in Ionesco's  
*La Cantatrice chauve* and Handke's *Kaspar*  
 ………………John T. DORSEY  
 宇宙飛行士の神話……………松 岡 直 美

— Tom Wolfe の The Right Stuff  
と大江健三郎の「月の男」—  
Idiom and Meaning ……氏 家 文 昭  
Production Errors in Teaching English  
as a Second Language ……W. D. PATTERSON

### 第3集 (昭和57年2月)

能と茶の湯の大成における一事象……西 一 祥  
— 世阿弥の場合と紹鷗の場合の共通性 —  
ヘンリー・ジェームズの  
「四度の出会い」 ……秋 山 正 幸  
— キャロラインの苦難と忍耐 —  
The Disguised Death Wish in Betsuyaku  
Minoru's Idō and Samuel Beckett's  
Waiting for Godot ……John T. DORSEY  
Personal History and Social History in  
Faulkner's *Absalom, Absalom!* and Oe's  
*Man'en Gan'nen no Football* ……松 岡 直 美  
綱具屋小町, ルイーズ・ラベ素描……菅 波 和 子  
EC法の「妥当性」と「適用性」 ……石 渡 利 康  
在日外国人と日本国憲法……杉 山 嘉 尚  
中華人民共和国中央人民放送局が伝える  
国際ニュースの内容分析……山 本 賢 二  
解放軍の創出……杉 田 邦 子  
— エートス論的視角からの一考察 —  
The Images of the Japanese in  
American Popular Novels ……萩 原 順 子  
先進諸国における労働市場の国際比較に  
ついて……石 原 孝 一  
SEC機関投資家報告書とマーチン・レ  
ポート……三 浦 寛 也  
アダム・スミスに関する最近の論争点…森 本 義 輝  
在外日本企業の経営現地化への対応と日  
本的経営論の海外移転の賛否論……大 泉 光 一  
— 在墨日系企業のケースをめぐって —  
Constrained Hamiltonian Systems (1) 小 原 堯  
The Sentence—Its Identity ……氏 家 文 昭

### 第4集 (昭和58年1月)

セオドア・ルーズヴェルト考……関 正 一  
— 国際的均衡をはかる現実政治家 —  
Pageant Waggonの構造と上演様相  
についての考察……結 城 建 六 郎  
ヘンリー・ジェームズの『アspanの  
恋文』論……秋 山 正 幸  
逆説のモチーフと種本の関係(その1)…佐 藤 三 武 朗  
— 方法論的視点による『リア王』解釈 —  
Electra in Twentieth Century  
Drama……John T. DORSEY

John Hersey の *Hiroshima* と大江健三郎の  
「ヒロシマ・ノート」 ……松 岡 直 美  
相続の歴史性……李 丙 洙  
— 南北朝鮮の現行制度を中心に —  
中世北欧における法学教育の基石……石 渡 利 康  
— 北欧法学教育法制史序説 —  
Couples' Conflict Japanese and  
American Families, an International  
Comparison ……山 本 備 一  
二階堂 ひさ子  
中国の華僑向け放送……山 本 賢 二  
— 趙紫陽首相のASEAN訪問について  
の報道分析 —  
Japanese Images of the United States :  
The American Influence on Mass Culture in the  
Taisho Period, the Peak of Democratization in  
Prewar Japan ……萩 原 順 子  
日米における職業構造の比較分析……石 原 孝 一  
アメリカの金融・証券市場の変革……三 浦 寛 也  
— 金融業務と証券業務の相互乗り入れ —  
R. H. トーニーの社会理論……森 本 義 輝  
Constrained Hamiltonian Systems (II) 小 原 堯  
On the Relative Durability of Some  
Indonesia Timbers to Fungal  
Attack ……水 本 晋

### 第5集 (昭和59年1月)

Subtreasury Planの研究 ……関 正 一  
平出修弁護士と逆徒たち……岩 城 之 徳  
— 大逆事件の文学的影響を中心に —  
ジェームズと南北と円朝(Ⅰ)……秋 山 正 幸  
— 東西の亡霊物語の比較考察 —  
鳥獣の比喩……佐 藤 三 武 朗  
— 『リア王』を中心に —  
Sickness and Society in Four  
Plays by Ibsen ……John T. DORSEY  
北欧諸国における Allemansrätt  
(自然環境享受権) ……石 渡 利 康  
国民国家と国際関係(Ⅳ)……八 幡 康 貞  
— 日本社会の一側面に関する社会学的考察 —  
中国の三級放送網……山 本 賢 二  
— 南京市の場合1982.7.1~7.14 —  
中米における革新勢力の動向……坂 本 博  
— ニカラグアを中心に —  
変動為替相場の経験……柴 田 裕  
グローバルにみた雇用問題と雇用政策…石 原 孝 一  
証券市場の国際化Ⅰ ……三 浦 寛 也  
— 発行市場の国際化 —  
経済史の目的……森 本 義 輝

Something about Synonymy ……氏 家 文 昭

第6集 (昭和60年2月)

道化の役割と機能……………佐 藤 三武朗  
—— コーディーリアの系譜 ——

The Courtroom Scene in *The Crucible*  
……………John T. DORSEY

大田洋子の『屍の街』……………松 岡 直 美  
—— 原爆文学の中での位置づけ ——

国立国会図書館本『三道』翻刻と解題…中 山 久 子  
1940～1945年における

デンマークの国際的地位……………石 渡 利 康  
—— 平時占領から戦争状態へ ——

1976～1978 中央人民放送局が伝える  
日本関係ニュースの分析……………山 本 賢 二

中米紛争における  
コンタドラ・グループの役割……………坂 本 博

IMF 原協定における融資条件 ……柴 田 裕  
ヨーロッパにおけるアメリカ系多国籍

企業の投資と労使関係……………石 原 孝 一  
証券市場の国際化II……………三 浦 寛 也

—— 流通市場・証券業務の国際化 ——

17世紀ヨーロッパの危機……………森 本 義 輝  
内生的変数に基づく経済成長論……………小 原 堯

木材腐朽菌による木材 cellulose および  
lignin の分解について……………水 本 晋

Some Problems of Meaning and  
Shades of Meaning ……氏 家 文 昭

EFL Skills and Grammar  
— Translation ……W. D. PATTERSON

第7集 (昭和61年2月)

海保青陵姓名考 付年譜……………藏 並 省 自  
LOUIS MOREAU GOTTSCHALK

の音楽……………西 村 満 男  
—— アメリカ文化史の一面から ——

ヘンリー・ジェームズの『黄金の盃』  
におけるアメリカゴについて……………秋 山 正 幸

ボードレールと禅思想……………中 沢 俊 郎  
Nature の崩壊とその意味 ……佐 藤 三武朗

—— 『リア王』を中心に ——

Petter Weiss's *Die Ermittlung*: An Inquiry  
into the Process and Purpose

of the Auschwitz Camp ……John T. DORSEY  
小泉八雲における日本人観の形成……………萩 原 順 子

—— 芳賀矢一の『国民性十論』と  
比較して ——

スヴァールバル (Svalbard) の法的地位 石 渡 利 康  
—— ノルウェー法の適用性問題 ——

ラテン・アメリカにおける周縁化……………坂 本 博  
IMF 融資条件の新ガイドラインと

国際政治経済関係……………柴 田 裕  
アメリカにおける不利益労働者の問題…石 原 孝 一

トマス・スミスの十六世紀イギリス  
政体論……………森 本 義 輝

The Optimal Profile in the Housing  
Problem ……小 原 堯

Problems of Nouns ……氏 家 文 昭  
—— A Semantic Survey ——

VARIABLES IN COMPOSITION  
— VERBS AND VERBALS ……W. D. PATTERSON

鄭玄注の音韻分析 其1, 讀如注……………橘 純 信

第8集 (昭和61年11月)

三島学園開設40周年を迎えて……………藏 並 省 自  
島崎藤村と沙翁 (その四) ……佐 藤 三武朗

—— 『悲曲 茶のけぶり』における  
恋愛主義と英雄主義の対決 ——

Hemingway's *The Garden of Eden*:  
— A Battle Texts — ……John T. Dorsey

マンハイムの舞台におけるシラーと  
イフランドの競合……………田 中 徳 一

—— シラーのマンハイム失脚への誘因 ——

"Effi Briest" von Theodor Fontane ……小 林 正 昭  
—— eine Beobachtung zu seiner  
Erzähltechnik ——

ラフカディオ・ハーンの女性観……………萩 原 順 子  
—— 小説「カルマ」の創作過程を中心に ——

グリーンランド保護協定の法的有効性…石 渡 利 康  
西ドイツにおける大学の Abschluß ……李 山 丙 嘉 洙 尚

解放の神学に関する一考察……………坂 本 博  
—— ラテン・アメリカを中心に ——

国民国家と国際関係 (V)……………八 幡 康 貞  
—— 日本社会の一側面に関する社会学  
的考察 ——

コミュニケーション不安の測定……………西 田 司

現代エジプトの宗教と政治の力学……………山 下 高 明  
アメリカにおける最低賃金制と

所得配分……………石 原 孝 一  
従業員持株制度……………三 浦 寛 也

世界史と文明……………森 本 義 輝  
—— 三浦新七博士の文明起源論 (その1) ——

時間の構造……………山 崎 康 人

Some Problems of Adjectives ……氏 家 文 昭

Phrase Structure Grammars and  
Judgements of Grammaticality ……W. D. Patterson

鄭玄注の音韻分析 其2, 讀爲注……………橘 純 信

第9集 (昭和63年2月)

日本大学国際関係学部図書館蔵

- 「富士御覧日記」翻刻と解題……………西中山一祥子
- ヘンリー・ジェームズの『アメリカ人』  
における無垢と退廃……………秋山正幸
- 日系アメリカ人のルーツ希求と  
アイデンティティ確立の苦悩……………佐藤三武朗  
—— グレッジを中心に ——
- The Sonnet in Baudelaire and Hopkins:  
Variations in a Fixed Form……………John T. Dorsey
- ワイマル宮廷劇場改築と  
『ヴァレンシュタインの陣営』初演について  
……………田中徳一
- Understanding Karma……………Daniel J. Bisgaard  
—— Part I : The Vedic Period ——
- 小泉八雲とその妻セツ……………萩原順子  
—— その評価をめぐる ——
- アイスランドにおける改宗と社会構造の変化  
……………石渡利康
- 日本の出入国管理……………杉山嘉尚
- 高齢者の社会構造の位置について……………寺田篤弘
- Japanese Communication Behavior  
and Rules……………西田司
- スリランカ民族紛争の根源……………山下高明
- アメリカにおける国際間労働移動の変容  
……………石原孝一
- 勤労者財産形成促進制度……………三浦寛也
- 世界史と文明……………森本義輝  
—— 三浦新七博士の文明起源論(その二) ——
- 日本経済の計量分析(I)……………小原堯
- 日本における労働の  
倫理の社会的発展に関する考察  
……………Andreas H. Baumann

- 時間の構造II……………山崎康人  
—— 事象の順序集合と時間的順序 ——
- ヒイロタケおよびキチリメンタケによる  
材質腐朽ならびに材成分の分解と  
培養期間および温度との関係……………水本晋
- Some Problems of Meaning……………氏家文昭
- 鄭玄注の音韻分析 其3, 當爲注……………橘純信

第10集 (平成元年2月)

- ローマへの道……………秋山正幸  
—— ヘンリー・ジェームズの  
『ある婦人の肖像』再考 ——
- Something about  
Lexicography……………氏家文昭

- 島崎藤村とシェイクスピア……………佐藤三武朗  
—— セリフ解釈に見る対比研究の一方法 ——

- Loyalty in Question:  
Heinar Kipphardt's *In der Sache*  
*J. Robert Oppenheimer*……………John T. Dorsey
- Understanding Karma  
Part II : From Vedas to  
Upanisads……………Daniel J. Bisgaard
- 鄭玄注の音韻分析 其4 聲訓・讀音注……………橘純信
- 雑誌「自由中国」の研究(一)……………山本賢二
- サウジアラビアの政治権力とウラマー  
……………山下高明

- The Influence of the American  
President's Appointment Power  
in the United States  
Courts of Appeal……………武田節男  
John R. Rink

- ハンス・ヴォルフガング・ブラウンの  
業績とその歴史的背景……………Andreas H. Baumann
- アメリカの生産性と国際優位性……………石原孝一
- 証券行政の機構……………三浦寛也
- 世界史と文明……………森本義輝  
—— 三浦新七博士の文明起源論  
(その三) ——

- 日本経済の計量分析(II)……………小原堯
- スヴァルバルの漁業保護  
水域法……………石渡利康
- 三島市における条理プランと水利……………加藤雅功
- 時間の構造III……………山崎康人  
—— 過去・現在・未来と位相 ——
- 社会学の若干の難点……………寺田篤弘
- 人間関係における自己開示……………西田司

第11集 (平成2年2月)

- オーランド島非武装化に関する  
オーランド島民の見解……………石渡利康
- 外国人労働者問題……………杉山嘉尚  
—— 諸国の現況と日本 ——
- イギリス絶対王政期の重商主義者たち(上)  
—— グレシャム, トーマス・スミス, クランフィールド ——  
……………森本義輝
- 雑誌「自由中国」の研究(二)……………山本賢二
- 異文化への対応と社会技能……………西田司
- ヘンリー・ジェームズの『使者たち』の研究  
……………秋山正幸
- シェイクスピアと島崎藤村……………佐藤三武朗  
—— 「ビーナスとアドニス」の翻案と「夏草」 ——
- ラフカディオ・ハーンとキリスト教……………萩原順子
- ドイツ中世謝肉祭劇の演技空間と笑いについて

.....田 中 徳 一  
—— 虚構的世界の中の虚構 ——  
鄭玄注の音韻分析 其 5 釋文所収注.....橘 純 信  
静清地域の条里.....加 藤 雅 功  
—— 清水市域を中心として ——

“The Tragicomedy of Passion in Sam Shepard’s  
*Fool for Love and A Lie of the Mind*”  
.....John T. DORSEY

Understanding Karma  
Part III : The Background of a Philosophical  
Revolution .....Daniel J. Bisgaard  
Word and Language .....氏 家 文 昭  
Effect of a Subsidy in a Theory of the Firm :  
A Game-Theoretical Approach  
.....小 原 堯

### 第12集 (平成3年2月)

無主地としてのスヴァールバル.....石 渡 利 康  
北一輝における中国革命観への一考察...浅 川 道 夫  
イギリス絶対王政期の重商主義者たち(下) 森 本 義 輝  
—— ローリ, クランフィールド ——

個人情報の開示順序の調査について.....西 田 司  
ヘンリー・ジェイムズの『鳩の翼』論.....秋 山 正 幸  
—— 欲望のドラマ ——

シェイクスピアと島崎藤村.....佐 藤 三武朗  
—— 『春』と青春の狂おしさ ——

Simile 考 .....氏 家 文 昭  
Vert émeraude は Emerald green か? 村 田 博 司  
—— 類推による誤りの一例 ——

Liberation and Samādhi .....D. J. Bisgaard  
《周禮》《儀禮》の古今異文が反映する音韻現象  
.....橘 純 信  
時間の非対称性.....山 崎 康 人  
—— タイム・トラベルにおける撞着性 ——

### 第13集 (平成4年2月)

宗教の隠れた秘密としての哲学.....大 沼 栄 穂  
—— バスカルにおける「正当なる思考」について ——

Thoreau and India .....D.J.ピスガード  
比較分析の試み: 島崎藤村における「奈落」と  
シェイクスピア.....佐 藤 三武朗  
明治期の英語教育.....萩 原 順 子  
—— ラフカディオ・ハーンと英語教育 ——

Metaphor をめぐる問題.....氏 家 文 昭  
Nathan の養女 Recha .....柳 川 三 郎  
—— その名前の由来 ——

同時代の一批評に見る「フィエスコ」理解の  
問題点.....田 中 徳 一  
異文化コミュニケーション能力.....西 田 司

社会学的概念の機能.....寺 田 篤 弘  
日本大学国際関係学部図書館における沼津兵学校  
関係文献解題.....浅 川 道 夫  
ノルウェーにおけるサーメ権の最近の動向  
.....石 渡 利 康  
イギリスにおける歴史学の一傾向.....森 本 義 輝  
—— 1942年 R・H・トーニーのメモについて ——  
Optimal Paths of Capital Stock and Labor Supply :  
A Game Theoretical Approach .....小 原 堯

### 第14集 (平成5年2月)

韓国における政治文化と官僚制.....慎 斗 範  
日米防衛摩擦における国内問題の役割...武 田 節 男  
バルト海沿岸諸国国際協力.....石 渡 利 康  
経済と宗教.....森 本 義 輝  
物理学者を通して見た明治の精神.....佐 藤 三武朗  
—— 長岡半太郎 ——

お雇い外国人教師ラフカディオ・ハーンの  
東大解雇を巡って.....梅 本 順 子  
Onomatopoeia 考 .....氏 家 文 昭  
漢日常用動詞の語義分類.....橘 純 信  
日本の対人関係におけるコミュニケーション  
.....西 田 司  
社会学理論の応用的手順の研究 I .....寺 田 篤 弘  
アメリカ高等教育管理システムに関する歴史的研究  
—— 19世紀初期におけるハーバード大学の  
改革と管理体制 ——

.....北 野 秋 男

### 第15集 (平成6年2月)

社会科学の基礎.....森 本 義 輝  
社会学理論のイデオロギー性と蓄積性について  
.....寺 田 篤 弘  
東西ヒューマンイズムの接点.....大 沼 栄 穂  
—— 人間存在の倫理学の教程案 ——

瞬間の数学的構成.....山 崎 康 人  
日本文化のコミュニケーション的特徴...西 田 司  
太極拳研究(1).....山 本 賢 二  
—— 陳式太極拳について ——

修辞疑問というもの.....氏 家 文 昭  
ラフカディオ・ハーンの小説「カルマ」再考  
.....梅 本 順 子  
現代中国語における中日同形語の占める割合  
.....橘 純 信  
島崎藤村とイプセン(二).....佐 藤 三武朗  
—— 『破戒』と『人形の家』を中心に ——

Lessing の *Nathan der Weise* における  
Familiengeschichte .....柳 川 三 郎  
エクホーフの俳優アカデミーにおける

象徴的なドラマと儀式……………田 中 徳 一

### 第16集 (平成7年2月)

アダム・スミスのドイツにおける受容…森 本 義 輝  
コミュニケーション行動の型……………西 田 司  
島崎藤村：「桜の実の熟する時」の考察…佐 藤 三武朗  
スタンダールにおける芸術観の形成 I…村 田 博 司  
矛盾の論理—Oxymoron ……………氏 家 文 昭  
浜松市における外国人労働者の動向と地域の対応  
——行政の対応を中心として——  
……………加 藤 雅 功  
太極拳研究(2)……………山 本 賢 二  
——楊式太極拳について——

### 第17集 (平成8年2月)

八木重吉における日本の宗教意識……………寺 田 篤 弘  
日系アメリカ人と合衆国憲法……………佐 藤 三 武 朗  
——排日法案の成立を通して——  
ラフカディオ・ハーンと西インド諸島…梅 本 順 子  
A Study of Arthur Christy's  
The Orient in American Transcendentalism  
……………D.J. ビスガード  
社会アニミズムと沈黙と日本人学生  
……………マイケル・ジナング  
比喩表現としての Personification ……氏 家 文 昭  
英語の冠詞……………谷 口 富 男  
——その理論と用法(その一)——  
スタンダールにおける芸術観の形成 II  
……………村 田 博 司  
『Lessing の Nathan der Weise における  
Familiengeschichte』補説……………柳 川 三 郎  
プレヒトの『コーカサスの白墨の輪』と  
中世謝肉祭劇……………田 中 徳 一  
日中使用語彙の品詞対応関係……………橘 純 信  
——《走れメロス》とその中国語訳  
との対比を通して——  
太極拳研究(3)……………山 本 賢 二  
——呉式太極拳について——  
消費関数にたいする微積分方程式……………小 原 堯

### 第18集 (平成9年2月)

日本大学三島キャンパス開設50周年記念号  
三島キャンパス開設50周年を迎えて  
……………国際関係学部長 秋 山 正 幸  
自由貿易政策の政治経済学……………稲 葉 守 満  
——途上国の政策と先進国——

政治学のパラダイムとアプローチに関する研究

……………慎 斗 範  
宗教における罪意識について……………寺 田 篤 弘  
——仏教とキリスト教——  
島崎藤村：『夜明前』を読む……………佐 藤 三 武 朗  
——「序の章」に見るカオスの前兆——  
パーソナリティ研究に関する歴史的考察  
……………岡 本 健  
——1. 古典的条件づけ法による諸研究——  
誇張表現——Hyperbole 考 ……………氏 家 文 昭  
Verbal Aspect in English ……………藤 井 誠  
Integrating Strategic Planning Theory into the Cur-  
riculum Design and Planning Process at Japanese  
Universities ……………クリス・ポーエン  
日本人大学生に英語の文学作品(フィクションおよびノ  
ンフィクション)をいかに読ませるか：  
——方法と評価——……………D.J. ビスガード  
山田耕筈と Louis M. Gottschalk ……西 村 満 男  
太極拳研究(4)……………山 本 賢 二  
——孫式太極拳について——

### 第19集 (平成10年2月)

在日外国人に対する行政の対応  
——行政に関する調査報告書——……………寺 田 篤 弘  
カルチュラル・スタディの可能性……………佐 藤 三 武 朗  
“Amazing Grace”とその旋律 ……………西 村 満 男  
太極拳研究(5)……………山 本 賢 二  
——武式太極拳について——  
文学のテーマとしての「畠山勇子」……梅 本 順 子  
——「愛国」の象徴から「フェミニスト」の象徴へ——  
A New Approach to the Seasonal Fluctuation of  
GDP ……………小 原 堯  
国際私法の危機……………杉 山 嘉 尚  
——国際私法の新しい展開——  
Issues of Methodology in Comparative Mythology  
……………D.J. ビスガード  
スタンダールにおける芸術観の形成III…村 田 博 司  
ビジネス・ロジスティクスの動向……………若 林 敬 造  
機能的構文論について……………藤 井 誠  
ケネディ・ベトナム撤退論の検証……………平 田 雅 己  
積極概念としての「宗教共生」……………大 沼 栄 穂  
——日本的寛容の原理をたずねて——

第20集 (平成11年2月)

- 発展途上国の為替レート政策……………稲葉守満
- L・ロバーツの貿易論……………小林通
- 発展行政に関する研究……………慎斗範
- 島崎藤村：『夜明け前』第一部上に見る悲劇の構造(二)  
……………佐藤三武朗  
——黒船の来航——
- 太極拳研究(6)……………山本賢二  
——趙堡太極拳について——
- Pre-Industrial Western Thought on Children and the  
Concomitant Pedagogy……………A.Sue Willis
- 広東地名用字とその地理分布(1)……………橘純信

第21集 (平成12年2月)

- 福祉国家における政策過程……………慎斗範
- 気候変動枠組条約と排出権取引についての一考察  
……………岡本博之
- 日本海のキューバ危機  
——プエブロ号事件とジョンソン政権の対応——  
……………平田雅巳
- 租税論におけるペティとスミス(1)  
——租税本質論を中心として——……………吉田克己
- 太極拳研究(7)  
——総合太極拳について——……………山本賢二
- 多民族地域における患者と民俗治療者の交流  
——北スマトラ・トビン・ティンギの事例から——  
……………吉田正紀
- Why women don't hate women……………E.T.オットマン
- Attaining Enlightenment with this Body  
——The Metaphysical Teachings that Explain Shin-  
gong Buddhism's Bodily Enlightenment——  
……………渡辺武一郎
- 韓国人日本語学習者の誤用例とその分析  
——助詞、指示詞(こ、そ、あ、ど)、一部の動詞につ  
いて——……………川口智彦
- 広東地名用字とその地理分布(2)……………橘純信
- 文法化：意味変化と統語変化……………保坂道雄
- The Structure of a Tragedy :  
Shimazaki Toson's *Before the Dawn and Hamlet*  
……………佐藤三武朗
- Culture Battles in the First Act of Albee's *Who's  
Afraid of Virginia Woolf?* ………………M.I.チャプラン
- 電子透かしによるデジタル写真改ざん防止技術の開発と  
保険クレーム処理システムへの応用……………豊川和治

第22集 (平成13年2月)

- 現代の韓国政治に関する研究 1948~2000  
……………慎斗範
- 在日外国人に対する地方議員の意識について  
——調査報告書 I ——……………寺田篤弘
- 21世紀に向けた貧困改善策  
——ラテンアメリカを中心に——……………福井千鶴
- 『夜明け前』：半蔵の江戸出立前夜  
——国学への傾斜——……………佐藤三武朗
- 芥川龍之介とキリスト教……………高橋章
- ヤスパースの悲劇論について……………平野明彦
- 太極拳研究(8)  
——太極五星椎について——……………山本賢二
- 広東の地名変遷とその文化的背景……………橘純信
- 英語教育プログラムの開発：  
日本大学国際関係学部の場合……………植山剛行
- 英作文教育の現在  
——今後の指針を求めて——……………高橋公雄
- ジョン・ローの貿易論……………小林通
- 租税論におけるペティとスミス(2)  
——租税原則論を中心として——……………吉田克己
- アメリカ経済の構造変化  
——計量経済学的分析——……………小原堯
- IT革命時代の知的所有権保護政策について  
……………豊川和治
- IT革命と多国籍企業の組織形態……………岡本博之
- 日本の老人市場  
——高齢者向け食品——……………照島秀子
- 米国大西洋近海、豪州沿岸および本邦太平洋近海産マグ  
ロ類凍結乾燥煮沸肉粉の食品成分の比較  
……………岩瀬善則
- 静岡県内浦湾の魚類—XXII  
——スズキ目スズキ科、ハタ科、シキシマハナダイ科、  
ヤセムツ科の採集記録——  
……………室伏誠  
……………長谷川勇司  
……………上田龍太郎  
……………竹間さやか  
……………足立円佳

第23集 (平成14年2月)

最近の出来事にもみる文明の衝突 …… D.J.ビスガード  
自己の現実感と他者

ウィニコットにおける存在と行為

現象学・比較精神病理学研究2 …… 村上靖彦

日本語における変化他動詞文多義性の諸類型とメトニミ  
ー …… 佐藤啄三

文学的意匠としての遺伝要素

——島崎藤村の『破壊』を中心に——

…………… 佐藤三武朗  
マスクオーフルズと文学としての映画

…………… M.I.チャブラン  
太極拳研究(9)

——忽雷太極拳について—— …… 山本賢二

浮世絵師・葛飾北斎の出自

——ジャポニズムの淵源に潜む問題—— 高橋公雄

…………… 川村兼章

少子・高齢社会の家族とジェンダー …… 青木千賀子  
在日外国人に対する支援団体の動向 …… 寺田篤弘

グローバル化と貧困改善の一考案  
——ラテンアメリカの可能性—— …… 福井千鶴

保護貿易主義の理論的根拠

——イギリス重商主義的思想を中心として——

…………… 小林通  
世界経済の成長経路 …… 清水隆雄

租税論におけるペティとスミス(9)  
——租税構造論を中心として—— …… 吉田克己

地球温暖化ガスと排出権取引問題 …… 岡本博之  
IT革命時代の知的所有権保護政策(II)

——リナックスの挑戦—— …… 豊川和治  
輸入中型エビ類凍結乾燥肉粉の成分特性

…………… 岩瀬善則  
バーサ・クレイ作品の日本大衆小説、家庭小説における受容について

…………… 松井洋子  
アメリカにおけるジェンダー問題の推移と現状

——DV防止を中心として—— …… 四之宮玲子  
竜門雑誌の刊行と洪沢栄一の関係について

…………… 安彦正一  
静岡県内浦湾の魚類—XXIII

——スズキ目スズキ亜目イトヨリダイ科、タイ科、フエフキダイ科、ワニギス目トラギス科、ホカケトラギス科、ワニギス科、ミシマオコゼ科の採集記録——

…………… 室伏誠  
…………… 長谷川勇司

…………… 上田龍太郎  
…………… 竹間さやか

第24集 (平成15年2月)

原情動性としての身体のゆらぎ

——フッサール『論理学研究』第五研究と

『受動的総合の分析』をめぐって—— 村上靖彦  
湘贛閩粵地名用字とその地理分布 …… 橘純信

Language Learning :

Theoretical and Practical Foundations

…………… R.B.マクマーン  
白話小説五彙辞典(一) …… 小田切文洋

今官一とキリスト教 …… 高橋章  
Babbittの「独善」と1920年代のアメリカニズム

…………… 宗形賢二  
番楽の伝承と地域的異同 …… 高山茂

太極拳研究(10)  
——常式太極拳(全佑老架太極拳)について—— …… 山本賢二

The Veneration of Kukai and Shingon Bodily Enlightenment  
…………… 渡辺武一郎

人種差別の多様な様相 :

日本における『ちびくろサンボ』への反響を中心に  
…………… 小宮恵

“The maintenance of self-interests through cooperation and competition” :  
Another look on Japanese collectivism

…………… 伊坂裕子  
…………… 鎌田晶子

…………… 野口謙二  
…………… 藤本景子

在日外国人に対する地方議員の意識について  
——調査報告書 II—— …… 寺田篤弘

親密度の高い人間関係におけるコミュニケーション行動  
——アメリカ、中国、日本の大学生の比較——

…………… 西田司  
アルゼンチンにおける沖縄人移民の研究

——沖縄人移民の特異性とアイデンティティー——  
…………… 福井千鶴

租税論におけるペティとスミス(4)  
——租税転嫁論を中心として—— …… 吉田克己

日本の高齢者生活の組織化について …… 照島秀子  
India : Public Policy and Human Resources for IT Software

and Services Industry  
…………… 森茂子

IT革命時代の知的所有権保護政策(III)  
——各国保護政策の非対称性の考察—— …… 豊川和治

Statistical Analysis of Atmospheric Temperature  
…………… 小原堯

輸入中型エビ類水煮凍結乾燥肉粉の成分特性  
…………… 岩瀬善則

日本の家庭小説における  
バーサ・クレイ作品の受容について …… 松井洋子

米大学生のジェンダーとドメスティック・バイオレンスに対する意識  
 ——調査をもとに—— …………… 四之宮 玲子  
 マーケティングの社会的側面に関する先行研究  
 ——マクロ・マーケティング視点からの考察——  
 …………… 菅原 昭義  
 相互保険会社の成立過程と矢野恒太の儒教倫理(2)  
 ——渋谷栄一との関連を中心に—— 安彦 正一  
 静岡県内浦湾の魚類—X X IV  
 ——アカマンボウ目クサアジ科, アカマンボウ科, アカナ  
 マダ科, フリソデウオ科, トゲウオ目, ウミテング科, ヤガラ  
 科, サギフエ科, ヨオウジウオ科の採集記録——  
 …………… 室伏 誠  
 …………… 長谷川 勇司  
 …………… 大塚 由香  
 …………… 上田 龍太郎

**第25集** (平成16年2月)

Fundamentalism and Terror across Cultures  
 …………… D.J.ビスガード  
 Perceptions of Competence in Intercultural Business Communication  
 …………… ジョン・ペロガイティス  
 白話小説語彙辞典(二) …………… 小田切 文洋  
 エリザベス・ボウエンの短篇小説  
 ——ボウエンの描く子供たち(Ⅲ)——  
 …………… 水澤 総子  
 Drastic Change Comes to Higher Education in Japan  
 An overview of education reform and Ministry of Education policy  
 …………… 佐藤 三武朗  
 「グローバル化の光と影」 …… 高橋 章  
 太極拳研究(11)  
 ——伝統太極拳簡化十三式について——  
 …………… 山本 賢二  
 ロシアにおける日本学の系譜  
 ドミトリー・マトヴェエヴィッチ・ボズドネエフ『露訳漢和字典』についての一考察  
 …………… 安元 隆子  
 少子高齢社会における社会保障とジェンダー規範  
 …………… 青木 千賀子  
 ネットワーク時代におけるラテンアメリカ社会の  
 貧困の諸相に関する一考察 …………… 福井 千鶴  
 アメリカとヨーロッパの「摩擦」を検証する  
 ——冷戦終結前とイラク戦争をめぐって——  
 …………… 三露 久男  
 経済成長と民主主義  
 ——計量経済学的アプローチによる実証分析——  
 …………… 清水 隆雄  
 グローバルな競争下にあるPC業界の変容  
 …………… 豊川 和治  
 アメリカの家庭小説と日本の家庭小説の対比研究  
 ——メアリ・J・ホームズの『嵐と陽光』と  
 菊池幽芳の『乳姉妹』を中心に——  
 …………… 松井 洋子

凍結乾燥技術の利用に関する研究 第37報  
 静岡県駿河湾産カクアジとマナガツオ, アカムツと  
 シロムツ凍結乾燥肉粉の成分比較\*1  
 …………… 岩瀬 善則  
 静岡県内浦湾の魚類—X X V  
 ——ギンメダイ目ギンメダイ科, キンメダイ目キン  
 メダイ科, イットウダイ科, ヒウチダイ科, マツカサ  
 ウオ科の採集記録——  
 …………… 室伏 誠  
 …………… 長谷川 勇司  
 …………… 池谷 幸樹  
 …………… 大塚 由香  
 …………… 上田 龍太郎  
 女子大生の最大酸素摂取量の動向に関する検討  
 …………… 神戸 絹代  
 …………… 久保 勝知

**第26集** (平成17年2月)

言語進化論の新たな展開 …………… 保坂 道雄  
 『夜明け前』第一部における西洋イメージ  
 …………… 佐藤 三武朗  
 オリエンタリズムと性の政治学 “Madame Butterfly” から *M.Butterfly* へ  
 …………… 宗形 賢二  
 白話小説語彙辞典(三) …………… 小田切 文洋  
 ネパールの貧困とジェンダー  
 …………… 青木 千賀子  
 …………… 森 茂子  
 …………… 伊坂 裕子  
 …………… 福井 千鶴  
 コミュニティによる海外移民とネットワーク形成手法の一考察: 沖縄と南米を中心に  
 …………… 福井 千鶴  
 第一次世界大戦後の平和回復についての一考察  
 …………… 佐々木 久信  
 W・ペティの貿易論 …………… 小林 通  
 監査委員会と監査役の諸問題 …………… 北川 道男  
 E-Learning環境における高等教育機関のナレッジ・マネージメントについて  
 …………… 豊川 和治  
 情報学における情報の概念 …………… 山崎 康人  
 静岡県内浦湾の魚類—X X VI  
 ——ニシン目ニシン科, カタクチイワシ科の採集記録(1)——  
 …………… 室伏 誠  
 …………… 長谷川 勇司  
 …………… 藤森 純一  
 …………… 大塚 由香  
 …………… 上田 龍太郎  
 大学生アスリートの栄養・生理・心理に関する研究  
 …………… 神戸 絹代  
 …………… 今野 守  
 …………… 井筒 紫乃  
 …………… 石井 美子

第27集 (平成18年3月)

19世紀, 明治中期における日米家庭小説の対比研究  
 .....松井洋子  
 「世界の平和と維持」  
 ——ゴルバチョフ博士とのシンポジウムを踏まえて——  
 .....佐藤三武朗  
 太々神楽の本質とその様相  
 ——山梨県の事例から——  
 .....高山茂  
 日独の法・社会思想・文化の比較研究  
 .....杉山嘉尚  
 .....平野明彦  
 .....佐藤マサ子  
 .....田中徳一  
 親子法における子の利益保護の法的構造と実務の展開  
 .....東和敏  
 ラテンアメリカ諸国におけるジェンダーと格差  
 .....福井千鶴  
 .....青木千賀子  
 .....伊坂裕子  
 .....森茂子  
 ドメスティック・バイオレンス (DV) の要因に関する一考察  
 ——ブリュデュー理論を用いて——  
 .....四之宮玲子  
 多国籍企業モデルの諸類型  
 ——一般均衡論的アプローチの成果を中心として——  
 .....清水隆雄  
 第二次世界大戦後の日本政府債務と臨時税について  
 .....佐々木久信  
 内部統制監査のフレームワーク  
 .....北川道男  
 トーマス・マンの租税論に関する準備的考察  
 .....吉田克己  
 企業経営の新潮流—ナレッジ・マネジメント  
 .....岡本博之  
 .....安井昭  
 .....安彦正一  
 .....四之宮玲子  
 情報学におけるコピーの概念  
 .....山崎康人  
 情報社会におけるネットワーク価値の考察  
 .....豊川和治  
 静岡県内浦湾の魚類  
 ——X X VII—ニシン目ニシン科の採集記録(2)——  
 .....室伏誠  
 .....長谷川勇司

第28集 (平成19年3月)

人生の意義について——東洋と西洋——  
 .....D. J ビスガード  
 陶山南壽『忠義水滸傳解』(第一回～第五回)被注語拼音順一覧  
 .....小田切文洋  
 異文化交流の多様化・複雑化への対応  
 ——欧米で発生した事例を参考に、「利他主義」を考える——  
 .....佐藤三武朗  
 大学英語教育プログラム開発へのインプット評価モデルの応用  
 .....植山剛行  
 日本の親子関係法における子の利益保護の法的構造  
 .....東和敏  
 変化する社会とジェンダー政策  
 .....青木千賀子  
 南米日系人および来日南米日系人のコミュニティー  
 形成形態とネットワーク化の様相について  
 .....福井千鶴  
 輸入食品の安全性——FTA進展の足かせ——  
 .....小林通  
 1920年代の軍縮と初期の総動員計画について  
 .....佐々木久信  
 海外直接投資決定因論としての内部化理論  
 ——Markusenの3つの内部化モデルについて——  
 .....清水隆雄  
 アカウンタビリティと内部監査機能の役割  
 .....北川道男  
 チャールズ・タヴナントの租税論に関する準備的考察  
 ——「政治算術」を中心に——  
 .....吉田克己  
 日本のユビキタス・ラーニング——現状と課題——  
 .....豊川和治  
 コードの機能と記号の意味 (I)  
 ——情報空間における写像とコード——  
 .....山崎康人  
 岩倉使節団の条約改正交渉の障害についての一試論  
 .....佐藤聡彦  
 近代水道建設における御雇い外国人の貢献と意義 (1)  
 ——水道の布設と汚染問題の発生——  
 .....安彦正一  
 静岡県内浦湾の魚類—X X VIII  
 ——浅海性沿岸魚の採集記録(1)——  
 .....室伏誠  
 .....長谷川勇司  
 .....上田龍太郎

## 第29集 (平成20年3月)

行為の論理～村上春樹「神の子どもたちはみな踊る」と物語の現象学	村上靖彦
アーレント政治哲学における美の意義について	平野明彦
陶山南壽『忠義水滸傳解』(第一回～第五回)被注語拼音順一覧(承前)	小田切文洋
『裏と表』と『最初の人間』のあいだ －アルベール・カミュによる「母親の驚嘆すべき沈黙」への回帰の行程	高塚浩由樹
物語に表現される空間の図学的考察 －村上春樹の小説を示例として－	神山真理
南アジアの開発とジェンダー	青木千賀子
ラテンアメリカ諸国における格差の要因	福井千鶴
英国の監査委員会とリスク・マネジメント	北川道男
第一次世界大戦後の米穀の自給政策について	佐々木久信
天野為之の財政学に関する若干の考察 －『商政標準』と『経済学綱要』を中心にして－	大淵三洋
ペティ租税論の背景 －イギリス17世紀の財政収入制度を中心に－	吉田克己
ジェイムズ・ミルの貿易論	小林通
Web社会の民主主義の行方について	豊川和治
静岡県内浦湾の魚類－X X X －浅海性沿岸魚の採集記録(2)－	室伏誠 長谷川勇司 真野光晃 土屋考司 上田龍太郎 松永理沙

## 第30集 (平成21年3月)

中国語訳『源氏物語』の訳者とその訳文について(一)	小田切文洋
ネパールのダリット女性の地位向上とNGOの役割	青木千賀子
ERMにおける内部監査	北川道男

## 「軍用自動車補助法」について

ペティの租税論における方法的基礎 －「政治算術」考案に対する先駆的貢献者を中心に－	佐々木久信
イギリス重商主義期における外国為替論 －マリーンズとトーマス・マンの見解－	吉田克己
プレゼンテーションソフトウェアの認知スタイルの評価. I	小林通
静岡県内浦湾の魚類-X X X －浅海性沿岸魚の採集記録(3)－	山崎康人
	室伏誠 長谷川勇司 真野光晃 土屋考司 上田龍太郎 松永理沙

## 第31集 (平成22年3月)

中国語訳『源氏物語』の訳者とその訳文について(二)	小田切文洋
ネパールのマヒラサムハ(女性グループ)の活動実態とエンパワーメントへの課題	青木千賀子
インドネシア・北スマトラにおける残留日本人の異文化結婚: 一世配偶者とその家族の事例から	吉田正紀
「国際航空法」(1919年10月13日の航空規制に関する条約)について	佐々木久信
ウィリアム・ペティの政治算術 －社会科学分野への適用を中心に－	吉田克己
国際観光の比較研究 －アジア8ヵ国, 特に日本, 中国, タイを中心に－	笈正治
静岡県内浦湾の魚類-XXXI －浅海性沿岸魚の採集記録(4)－	室伏誠 長谷川勇司 真野光晃 土屋考司 上田龍太郎 村松海

第32集 (平成23年3月)

室生犀星のドストエフスキ受容  
—『愛の詩集』『第二愛の詩集』を中心に—

.....安元隆子

United States Education Reform Policy for Postwar Japan:  
“Reorientation of the Japanese”

.....Ruriko KUMANO

ネパールの人身売買の実態と防止対策の課題

.....青木千賀子

トーマス・ロバート・マルサスの

受容過程に関する若干の考察

.....大淵三洋

静岡県内浦湾の魚類-XXXII

—浅海性沿岸魚の採集記録(5)—

室伏誠

長谷川勇司

真野光晃

.....

土屋考司

上田龍太郎

中村みずほ

ニジマスの貯蔵温度と死後変化

三橋富子

.....久保田祐梨

田村美沙子

「ケンブリッジ大学共催春期英語講座」の成果と課題

.....安藤栄子

超鏡(HyperMirror)による食の安心・安全教育の国際交流型実践

～日本の保護者からの食育プログラムに対する要望～

池田裕美

藤倉純子

武藤志真子

.....

吉本優子

神戸絹代

中山洋

堀端薫

Surasak Boonyaritichaij

森川治

第33集 (平成24年2月)

日本語彙中に占める唐話語彙の位置について

.....小田切文洋

ネパール東部開発区のマヒラサムハ(女性グループ)の

活動実態とエンパワメントへの課題

.....青木千賀子

南米日系人移住地の安定化と周辺社会との  
より良い共生社会づくりの考察

.....福井千鶴

重商主義政策における財政主義

—イギリスの場合を中心に—

.....吉田克己

静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究-I

サンフィッシュ科2種,サケ科2種およびカダヤシ科1種

室伏誠

長谷川勇司

真野光晃

.....

土屋考司

藤森純一

中安美咲

上田龍太郎

「超鏡(HyperMirror)による食の安心・安全教育の国際交流型実践」

～日本大学三島中学校とタイ王国

Jittra Witthaya Schoolにおける授業報告～

池田裕美

藤倉純子

武藤志真子

吉本優子

.....

神戸絹代

中山洋

堀端薫

Surasak Boonyaritichaij

森川治

執筆者一覧

(掲載順)

小田切文洋	教 授	日中比較文学
渡辺武一郎	教 授	文化人類学
安藤貴世	助 教	国際法
室 伏 誠	短 大 教 授	生物科学
永塚史孝	教 授	教育学

---

国際関係学部研究年報 第34集

---

平成25年2月28日 印刷

平成25年2月28日 発行

発行者 佐藤三武朗

発行所 日本大学国際関係学部

〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

電 話 055-980-0808

印刷者 大和印刷株式会社

〒410-1102 静岡県裾野市深良3642番地の12

---



ISSN 0388-4279

**JOURNAL OF THE COLLEGE OF  
INTERNATIONAL RELATIONS**

**No.34**

**2013**

**College of International Relations**

**Nihon University, Japan**